

羽島市公共施設等総合管理計画

【第1次改訂版】

平成30年3月

羽島市

羽島市公共施設等総合管理計画 目次

第1章 計画策定の目的等	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 対象範囲	3
4. 計画期間	5
第2章 羽島市の概要	7
1. 市勢概要	8
2. 人口の状況	9
3. 財政状況	12
第3章 公共施設等の実態整理	19
1. 公共建築物の状況	20
2. インフラ資産の状況	36
第4章 公共施設等の更新費用の試算	41
1. 試算に当たっての前提条件の整理	42
2. 試算結果	44
第5章 公共施設に関する意識調査	47
1. 市民意識調査	48
第6章 公共施設等の更新等に係る課題の整理	53
1. 現状・課題の整理	54
2. 施設類型別の比較分析	57
第7章 公共施設等マネジメントの基本方針	65
1. 基本的な考え方	66
2. 基本方針	67
3. 管理目標	72
第8章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	75
第9章 計画の推進にあたって	111
1. 全庁的な取組体制の構築方針	112
2. 情報管理及び共有方策	113
3. フォローアップの実施方針	113

第1章 計画策定の目的等

- 1. 計画策定の背景と目的**
- 2. 計画の位置づけ**
- 3. 対象範囲**
- 4. 計画期間**

第1章 計画策定の目的等

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

わが国では、高度経済成長期の急激な人口増加に対応して建設された公共施設が数多く存在しており、本市においても昭和50年代を中心に多くの公共施設を整備・拡充してきました。現在保有する施設の半数以上は、築後30年以上経過しており、今後20年ほど経つと耐用年数を迎えることになります。

今後も同じように施設を利用するためには、施設の建替えが必要となります。わが国における人口の減少や少子高齢化は、本市においても例外ではなく、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少という厳しい財政状況を踏まえれば、今ある施設の全てを同じ規模で建替えることは困難であると考えられます。これまで、公共施設は多様な市民ニーズに対応した行政サービスを的確に提供するため、拠点性や地域性に配慮して整備を進めてきましたが、今後は、限られた財源の中で、市全体におけるサービス水準を維持しつつ、時代や市民ニーズの変化に即して、施設のあり方を検討することが必要となっています。

こうした状況のもと、国において、地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画」を策定するよう全国の地方公共団体に要請があり、公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針が示されました。

このような状況を踏まえ、本市は、平成26年度に公共施設実態調査を実施し、公共施設等マネジメントの取組みを始めています。こうした動きは、本市だけではなく全国の地方公共団体でも最優先課題として位置付けられ、本市においても継続的な取組みが求められています。

(2) 公共施設等マネジメントの必要性

全国的な動向として、高度経済成長期に一斉に整備した学校や集会施設等の施設の老朽化が進み、建替えや改修に必要な費用が大幅に不足することが見込まれています。このような現状に対し、各地方公共団体には将来に向けた対応策が求められており、全国的な課題となっています。

人口減少や少子高齢化が進み、経済状況の大きな好転が見込めない中、これまでの経済成長期のように施設の建替えや改修などに要する費用を確保することは容易ではありません。このまま何の対策もしなければ、必要な施設であっても建替えや改修などに要する費用を確保できないことも考えられます。また、施設建設当時と社会状況や市民ニーズも大きく変わってきており、現状の施設が今後もそのまま必要とは言い切れません。

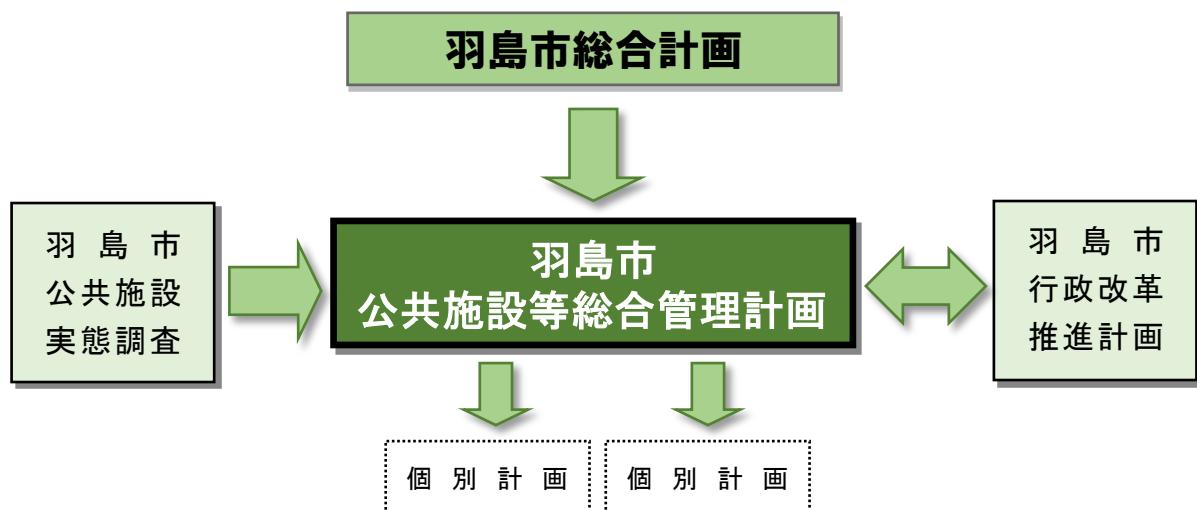
こうした状況を踏まえ、市民サービスを低下させないように、将来に必要な施設機能を維持していくためには、公共施設等全体を把握し、長期的な視点をもって、本市の将来像にふさわしい公共施設等のあり方を考える必要があります。また、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等全体を最小の費用で効果的に活用していくためのマネジメントが必要となっています。

2. 計画の位置づけ

羽島市公共施設等総合管理計画は、市の最上位計画である「羽島市総合計画」を公共施設等の適正管理の観点から下支えする計画であり、「羽島市行政改革推進計画」と連動して健全な行財政運営をけん引する計画です。また、この計画は「羽島市公共施設実態調査」を踏まえた上で、公共施設の適正管理を具体的に実施するため、各部局における施設の適正管理に向けた基本的な考え方や取組みの方針を示すものです。

なお、国により平成25年11月29日に取りまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」では、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定することが期待されており、この「羽島市公共施設等総合管理計画」は、これに該当するものです。

図1-1 公共施設等総合管理計画の位置づけ



3. 対象範囲

本市が所有し管理する財産は、地方自治法に基づき、公有財産、物品、債権、基金に分類されます。本計画では、「公共施設等」として、市役所庁舎、小・中学校、市民病院、コミュニティセンターなどの「公共建築物」と、道路、橋梁、上・下水道などの「インフラ資産」を対象とします。

なお、公共建築物は次頁のとおり15類型に分類します。

図1-2 計画の対象範囲

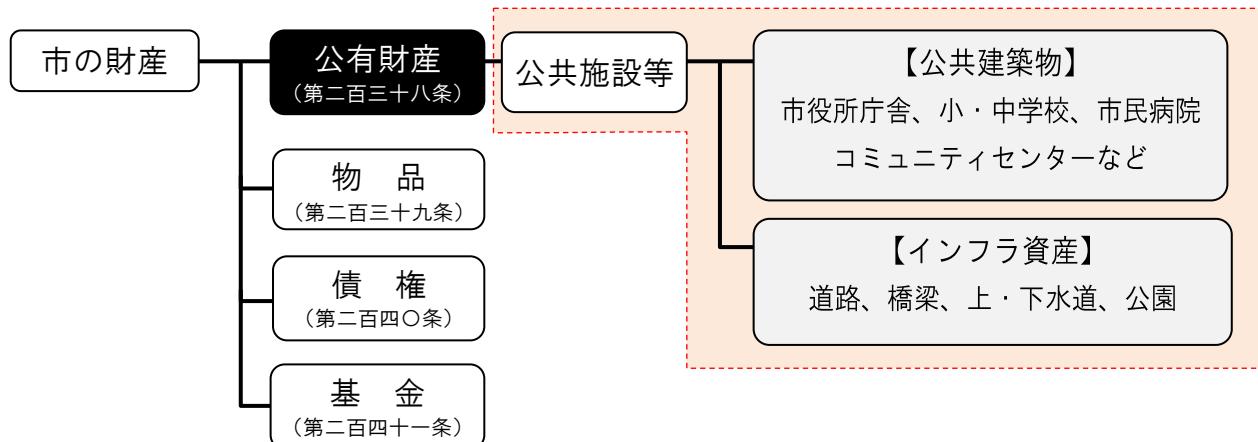


表 1-1 施設類型別公共建築物の一覧

施設類型	施設	施設数 (複合施設を含む)
コミュニティ施設	コミュニティセンター 福寿地域交流センター 竹鼻地区公民館（平成 27 年度廃止）	13 施設
市民文化施設	文化センター・中央公民館 市民会館 勤労青少年ホーム	3 施設
社会教育施設	図書館 歴史民俗資料館・映画資料館	2 施設
スポーツ施設	弓道場 柔剣道道場 運動公園	3 施設
学校教育施設	小学校 中学校 市立幼稚園 学校給食センター	17 施設
子育て支援施設	放課後児童教室 児童センター	11 施設
福祉施設	老人福祉センター 老人福祉センター羽島温泉 はしま福祉サポートセンター いきいき元気館 発達支援センター「もも」 福祉ふれあい会館	6 施設
保健・医療施設	保健センター 市民病院 市民病院旧看護師宿舎	3 施設
行政系施設	市役所庁舎 教育センター 証明書発行センター	8 施設
公営住宅	市営住宅	1 施設
防災施設	防災ステーション	1 施設
消防・水防施設	消防本部・分署 消防倉庫 消防車庫 消防器具庫 水防倉庫	58 施設
供給処理施設等	環境プラント 資源物ストックヤード 一般廃棄物最終処分場 市営斎場	4 施設
上・下水道施設	水源地 浄化センター	4 施設
その他	駅南防犯ステーション 商工振興センター 旧桑原輪中事務所 旧菱田邸 市民プール（平成 27 年度廃止）	5 施設

4. 計画期間

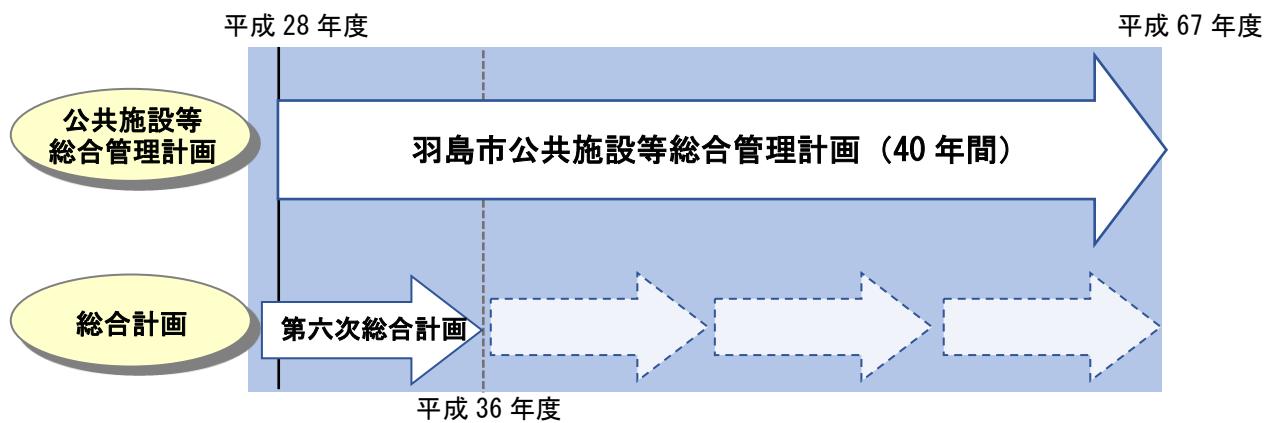
公共施設等マネジメントの推進にあたっては、中・長期的な視点が不可欠です。

公共施設等の老朽化やそれに伴う大規模改修、更新時期等を踏まえ、本計画の計画期間を平成 28 年度（2016 年度）から平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間とします。

また、羽島市（第六次）総合計画や羽島市まち・ひと・しごと創生総合戦略に示された将来の人口ビジョン等も考慮するものとします。

なお、計画の期間中であっても、社会経済情勢や関連計画との整合を図るために必要な場合には、状況に応じた見直しを行います。

図 1-3 計画期間



第2章 羽島市の概要

- 1. 市勢概要**
- 2. 人口の状況**
- 3. 財政状況**

第2章 羽島市の概要

1. 市勢概要

(1) 地勢

本市は、岐阜県の南部に位置し、北は岐阜市及び笠松町、南は海津市、東は愛知県一宮市及び稻沢市、西は大垣市（墨俣）、安八町及び輪之内町に接し、東西 8.77km、南北 12.86km、面積 53.66km² の都市です。

市の東西には一級河川の木曽川、長良川が流れ、水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。一方、東海道新幹線岐阜羽島駅、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジを併せ持ち、「岐阜県の玄関口」として交通の要衝でもあります。

(2) 歴史

本市は約 500 年前に現在の竹鼻町（上城町・下城町付近）に竹ヶ鼻城が築かれ、城下町・門前町として栄えてきました。昭和 29 年に 1 町 9 村が合併し、人口 39,033 人、世帯数 7,147 世帯で市制施行され、現在に至っています。

①江戸時代

江戸時代における現在の本市周辺は、現存している字ほどの規模の集落によって、広大な農地を耕作しており、それぞれの集落に庄屋一組頭一百姓代という三役を配置して、農業生産の管理から集落内の自治までを行っていました。

農作物は、稻作のみから綿等の生産を多角的に展開する農業へと移行し、農地も用排水の整備により拡大され、水害対策として、いくつかの大きな輪中もできました。一方、竹ヶ鼻では専福寺を中心に“まち”ができ、現在の中心市街地（竹鼻町内）が形成されました。

②明治・大正時代

木曽川、長良川に囲まれている地理的条件によって、洪水の被害が発生するため、水害に強い農作物の導入が長年にわたって行われ、その中で最も時流にのった農作物が桑であり、養蚕業でした。明治の中頃には、本市は繭の集散場所として盛況を極め、絹織物も盛んに生産されました。また、従来からの綿織物についてもその生産基盤、流通基盤が確立され、やがて、毛糸が入るようになると毛織物の生産も盛んになりました。

さらに、竹鼻鉄道（現在の名鉄竹鼻線）が大正 10 年に開通し、岐阜市、名古屋市との時間距離は大幅に短縮されました。

③昭和・平成時代

昭和に入ってからも基幹産業である繊維産業の拡大に努めましたが、戦争の勃発により、繊維統制会（昭和 17 年設立）の管理下で生産を行いました。

戦争終結後は、広大な農地の生産性の向上を目的とした整備の推進とともに、繊維業を中心とする市内の産業の復興に努め、昭和 39 年に旧国鉄（現在は JR 東海）の東海道新幹線岐阜羽島駅の開

図 2-1 羽島市周辺の市町村



業、昭和 58 年に名神高速道路岐阜羽島インターチェンジの設置により、岐阜県の玄関口としての機能が強化され、運輸、流通拠点としての位置づけも強化されました。

現在、岐阜羽島インターチェンジへのアクセス性を活かした企業誘致に加え、岐阜羽島駅周辺において土地区画整理事業が進められています。

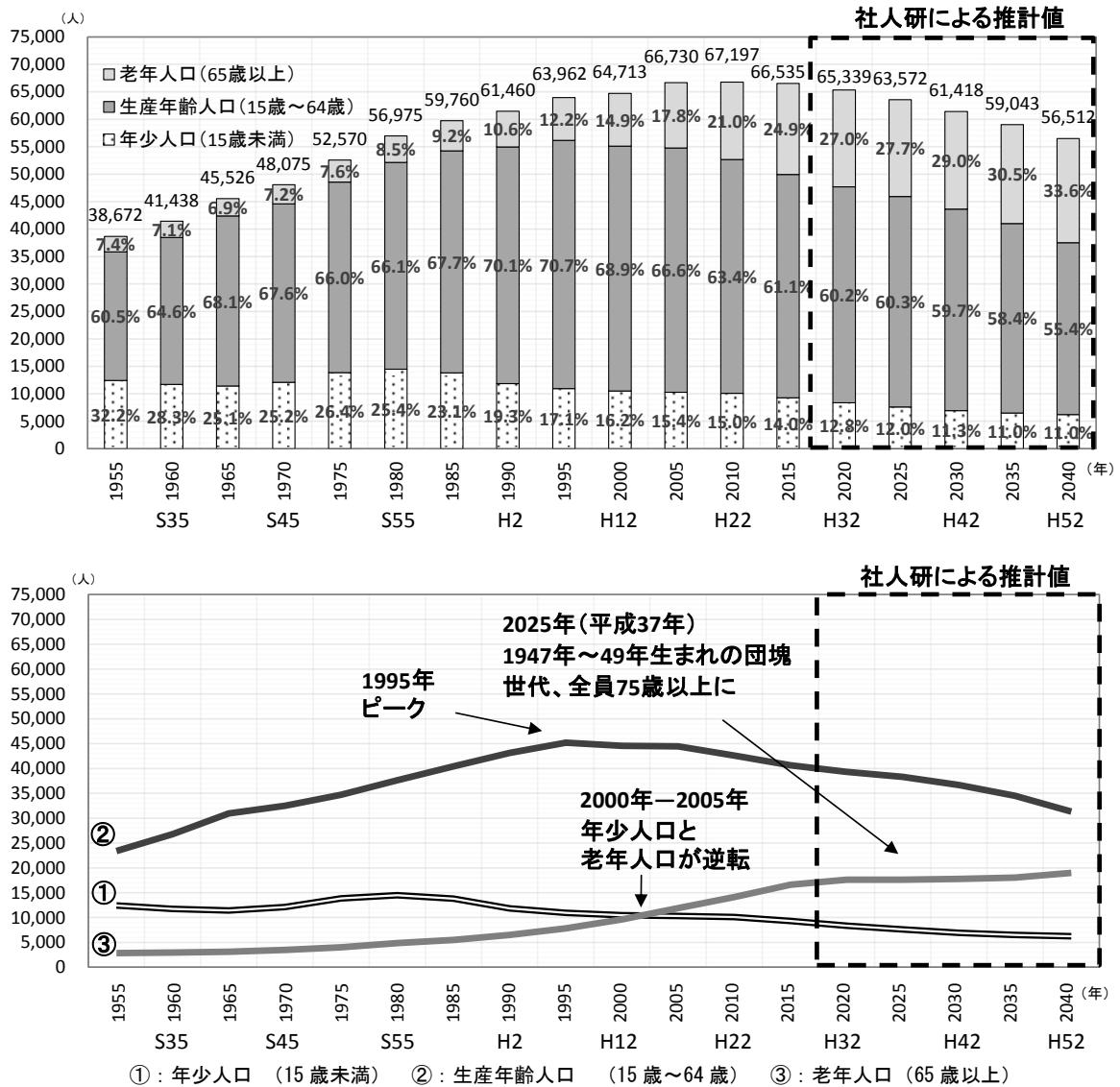
2. 人口の状況

(1) 人口推移（全体及び年齢 3 区分）

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値によると、平成 52 年（2040 年）には 56,512 人となり、平成 22 年の国勢調査による人口 67,197 人と比較して、10,685 人、割合にして約 16% の減少になると推計されています。

本市の平成 52 年（2040 年）の人口は、昭和 55 年と同程度になると推計されますが、今後、年少人口や生産年齢人口は減少する一方で、老人人口の増加が一層加速し、その年齢構成は大きく変化することが見込まれます。

図 2-2 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計



資料：国勢調査

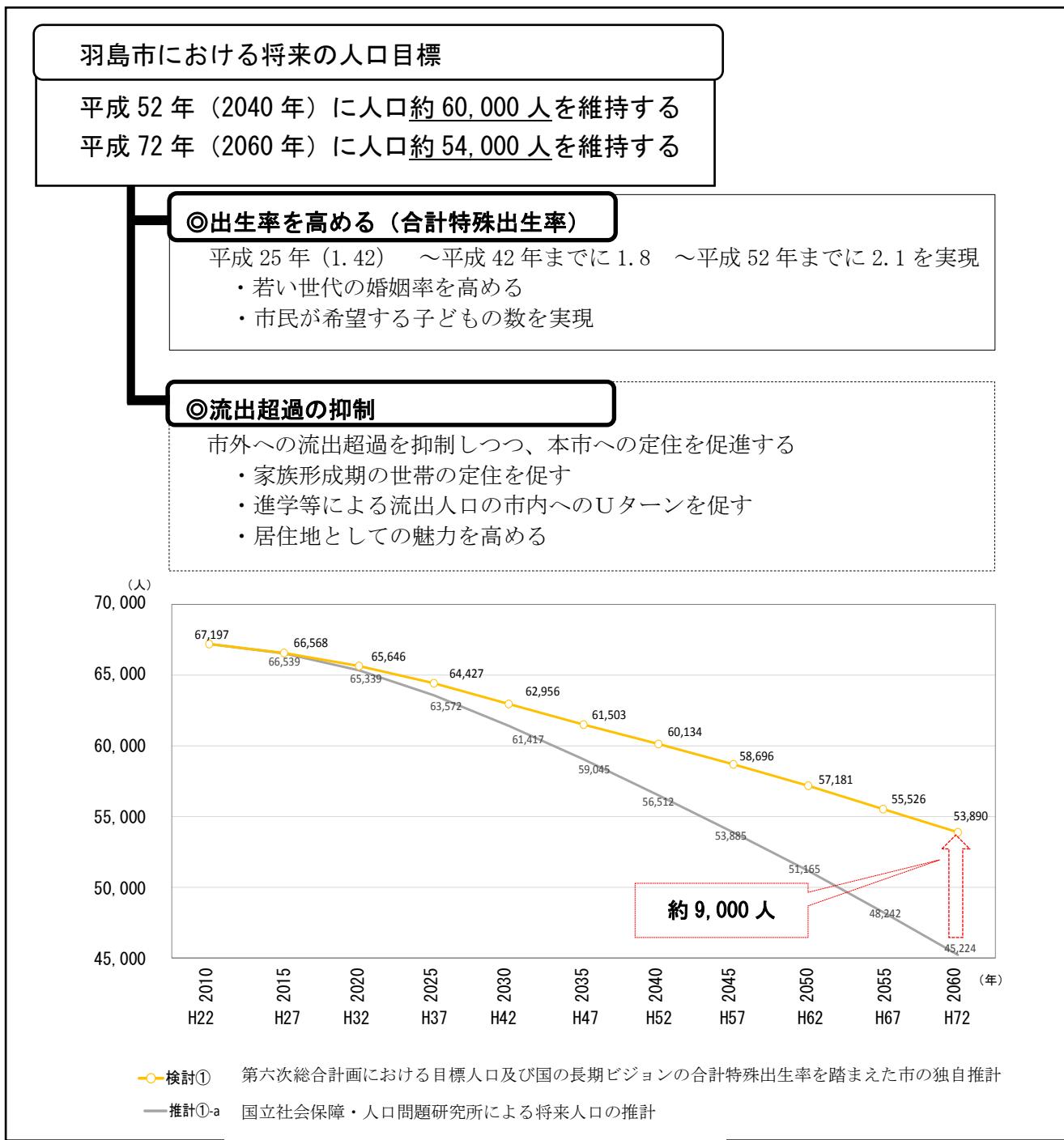
：「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計（【推計①-a】）では、現状の人口動態が今後も続いた場合、平成72年（2060年）には本市の人口は約45,000人となり、平成22年の人口のおよそ70%弱にまで人口減少が進行すると見込まれます。

そのため、羽島市第六次総合計画における目標人口及び国の長期ビジョンの合計特殊出生率を踏まえ、市外への流出超過を抑制しつつ、本市への定住を促進することにより、平成52年（2040年）において人口約60,000人、平成72年（2060年）においては【推計①-a】と比較して約9,000人の人口減少を抑制し、人口約54,000人の維持を目指します。

図2-3 人口の将来展望



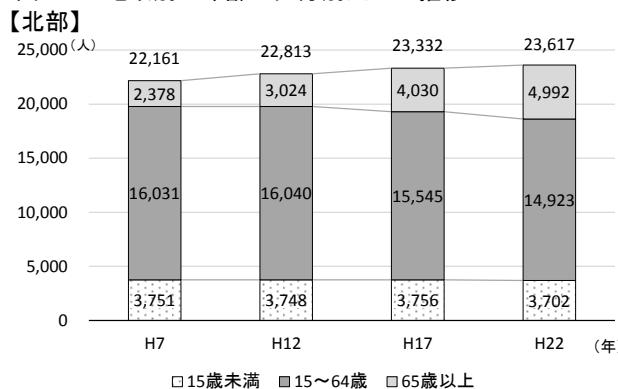
資料：羽島市人口ビジョン（一部加工）

(3) 地域別の人口動態

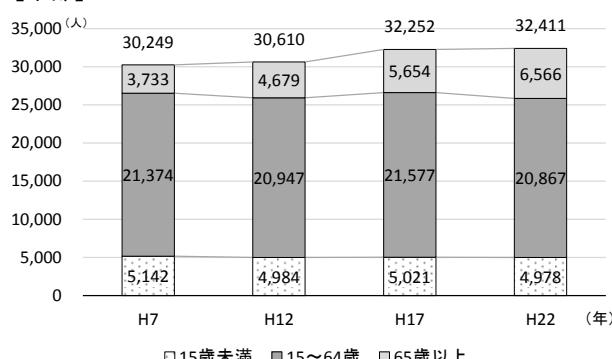
本計画における地域区分は、右図のとおり中学校区を単位として、北部地域、中部地域、南部地域としています。

本市の平成 7 年度から平成 22 年度までの地域別人口の推移は、北部及び中部では増加傾向にあり、南部では減少傾向にあります。年齢 3 区別では、各地域とも 15 歳未満の年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にあり、老人人口は増加傾向にあります。

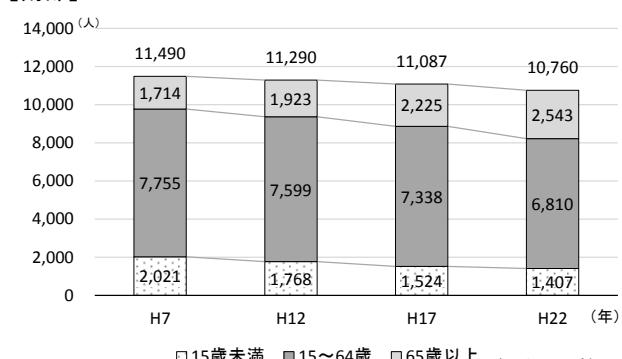
図 2-5 地域別・年齢 3 区分別人口の推移



【中部】



〔南部〕



注：年齢不詳は除いているため、各地域の合計は国勢調査における人口と一致しません。
また、学校区をまたぐ町の人口は按分しているため、実際とは異なります。

(4) 人口集由地区の人口動態

本市の平成 7 年度から平成 22 年度までの人口集中地区における人口の推移は増加傾向にあり、平成 17 年度から平成 22 年度にかけて約 2,100 人増加しています

図 2-6 人口集中地区における年齢 3 区分別人口の推移

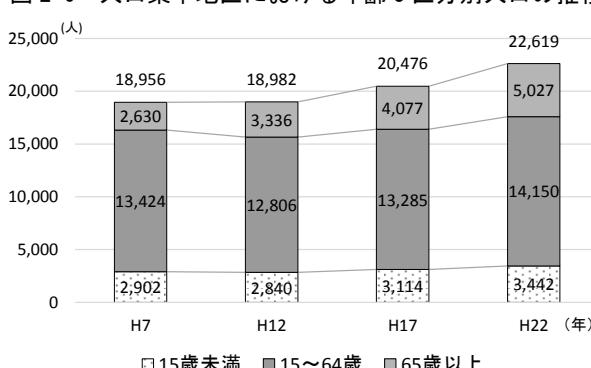
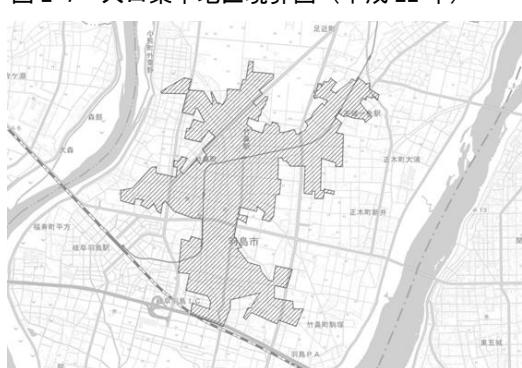


図 2-7 人口集中地区境界図（平成 22 年）



資料：國勢調查

資料：國勢調查

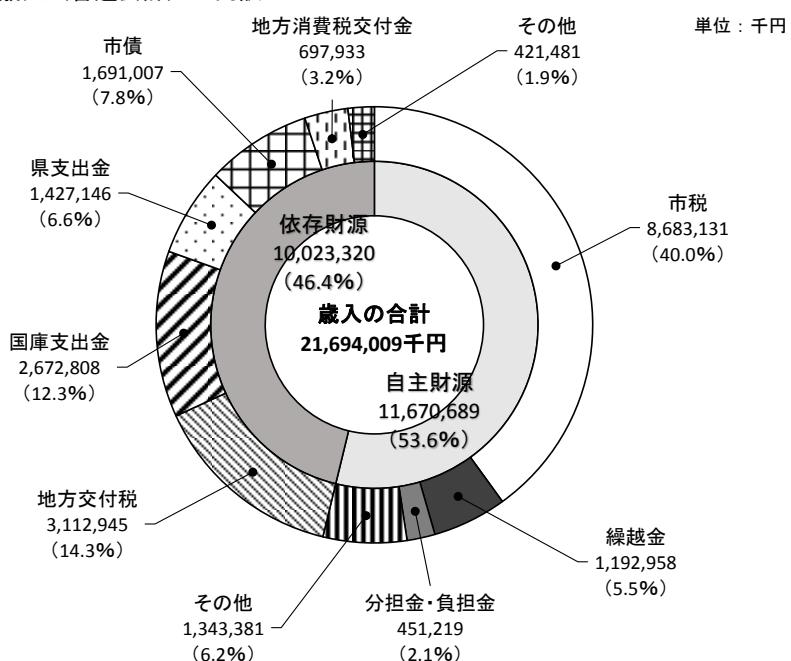
3. 財政状況

(1) 歳入

平成 26 年度における普通会計決算は、歳入総額約 216 億 9,400 万円で、市税などの自主財源が 53.6%、地方交付税などの依存財源が 46.4% となっています。

平成 26 年度までの歳入の推移は、平成 21 年度が最も多く、平成 22 年度以降は概ね 210 億円台で推移しています。そのうち、歳入の根幹を成す市税の割合は、概ね 40% 程度となっています。

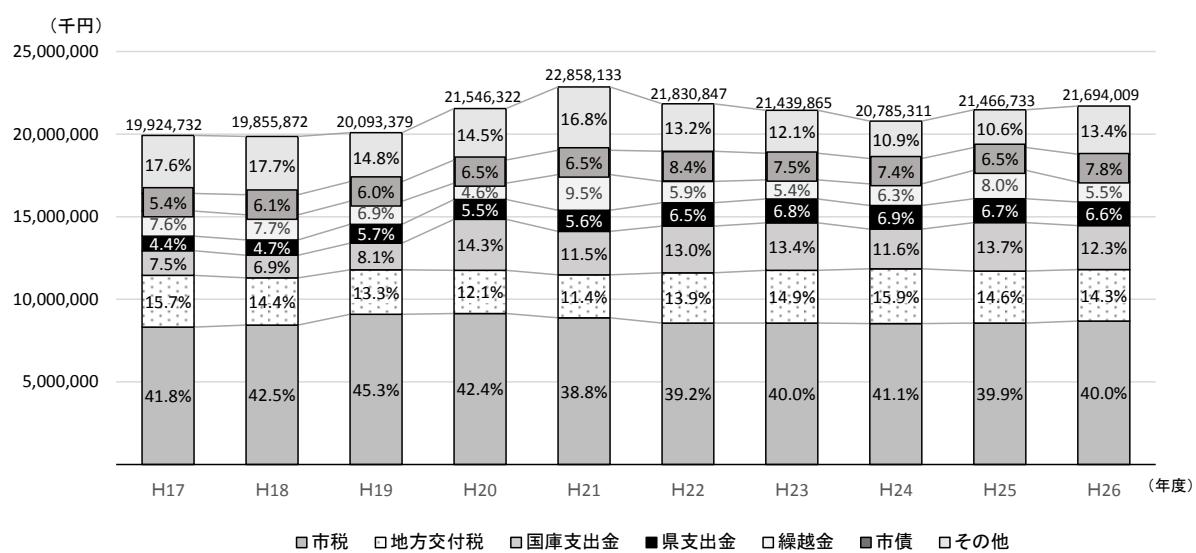
図 2-8 平成 26 年度 歳入（普通会計）の内訳



資料：地方財政状況調査

注：四捨五入により合計が 100% になりません。

図 2-9 歳入（普通会計）の推移



資料：地方財政状況調査

注：四捨五入により合計が 100% なりません。

平成 26 年度の市税の内訳は固定資産税、市民税ともに 43.5% で、この 2 つの税目で全体の約 9 割を占めています。

依存財源は国の財源に左右されるため、財政基盤の強化には自主財源の比率、特に市税の割合を高めることが重要です。

しかし、将来人口の推計からもわかるように生産年齢人口が減少していくことが予想されていることから、市税の大幅な好転は見込めない状況にあります。

図 2-10 平成 26 年度市税の内訳

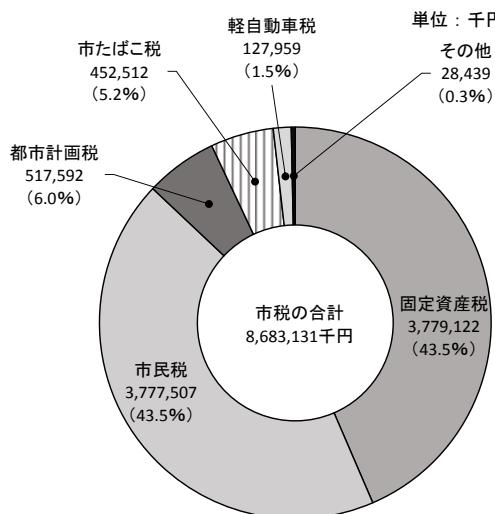
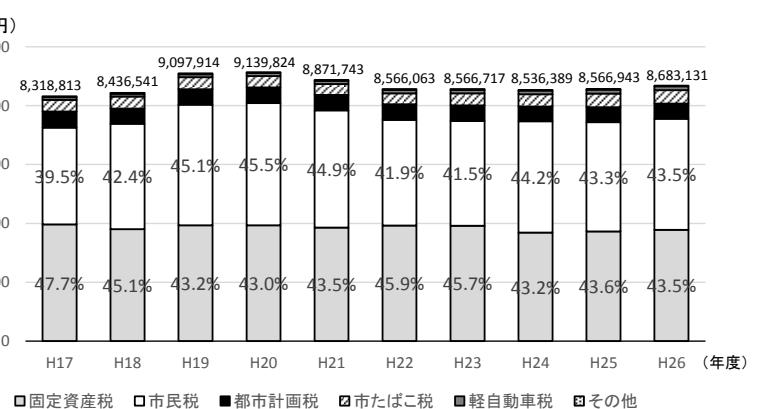


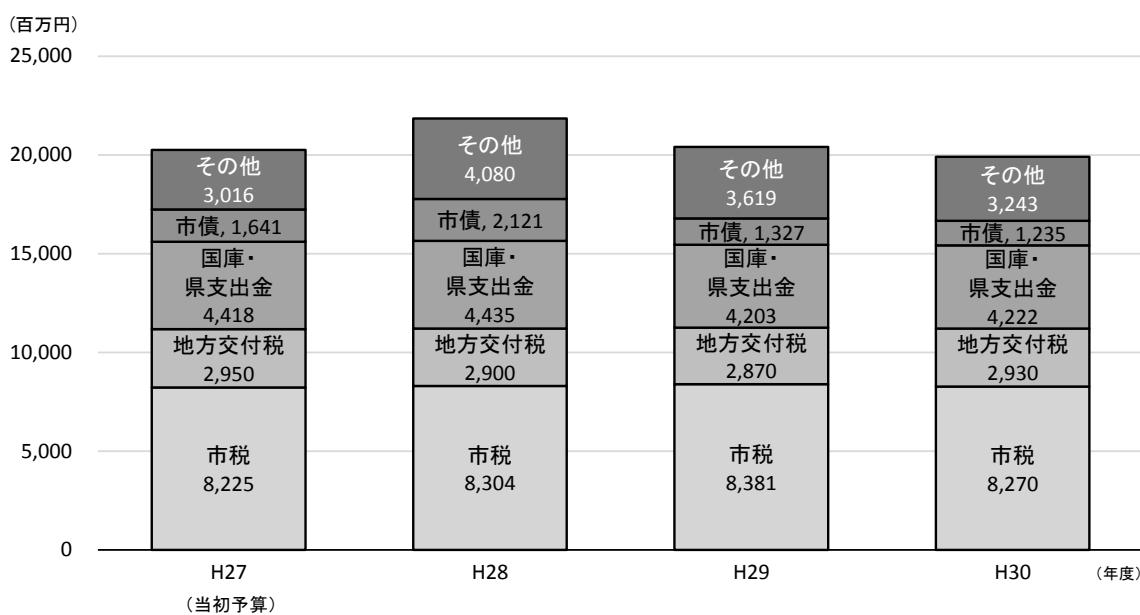
図 2-11 市税の推移



資料：地方財政状況調査

平成 27 年度から平成 30 年度までの中期財政見通しでは、税制改正による市民税の増収の一方、固定資産税や都市計画税の減収が見込まれ、市税全体として減少傾向にあります。

図 2-12 平成 30 年度までの歳入（一般会計）の見込み



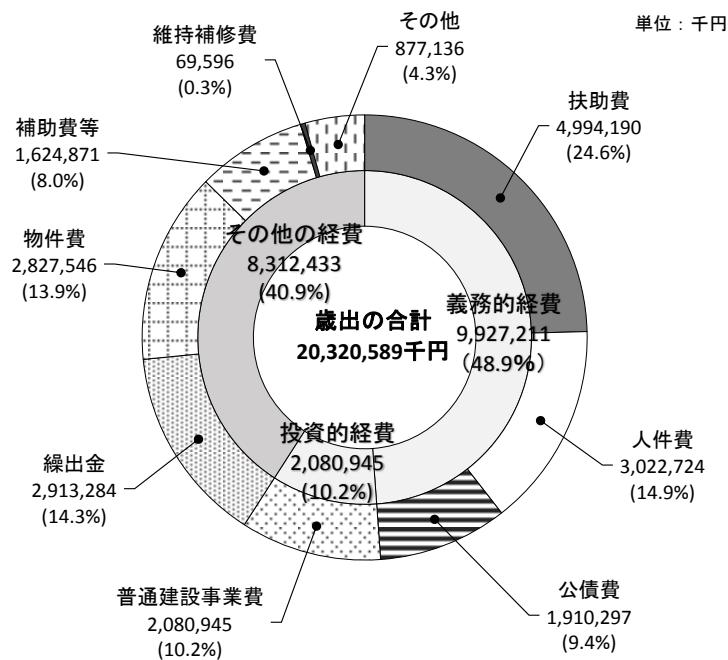
資料：平成 27 年度羽島市中期財政見通し

(2) 歳出

平成 26 年度における普通会計決算は、歳出総額約 203 億 2,058 万円で、扶助費、人件費、公債費からなる義務的経費の割合は 48.9%、普通建設事業費からなる投資的経費は 10.2%、その他の経費は 40.9%となっています。

投資的経費は平成 21 年度以降減少傾向にあります。一方、義務的経費は年度による変動はありますが、概ね全体の 50%を占めています。

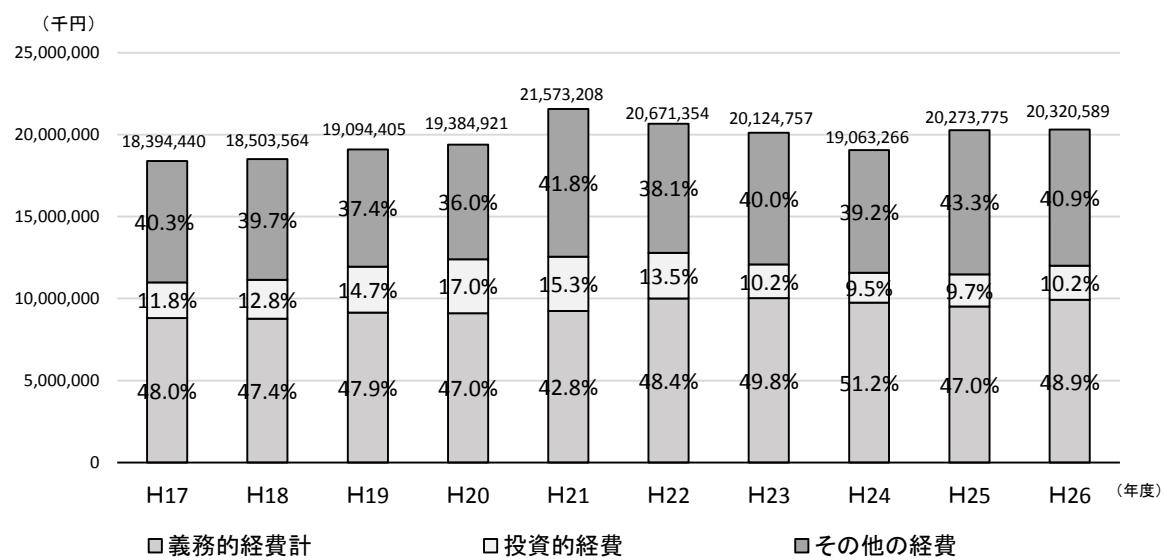
図 2-13 平成 26 年度歳出（普通会計）の内訳



資料：地方財政状況調査

注：四捨五入により合計が 100%になりません。

図 2-14 歳出（普通会計）の推移



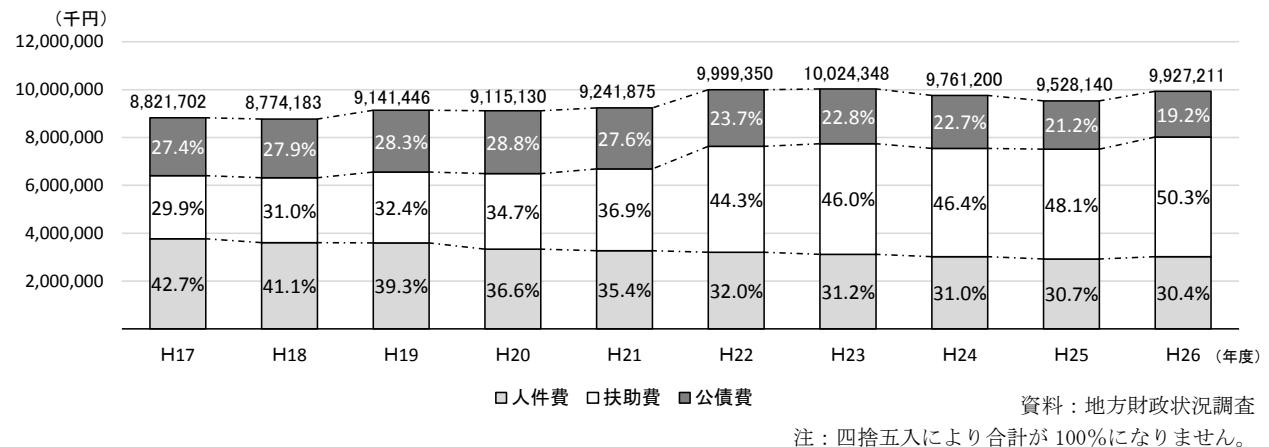
資料：地方財政状況調査

注：四捨五入により合計が 100%になりません。

支出が法令等で義務付けられ、任意に削減することができない義務的経費の平成 26 年度までの推移について、人件費及び公債費の割合は減少傾向にあります。一方、扶助費の割合は増加しており、平成 26 年度は平成 17 年度と比較して約 1.7 倍、金額では約 1.9 倍増加しています。

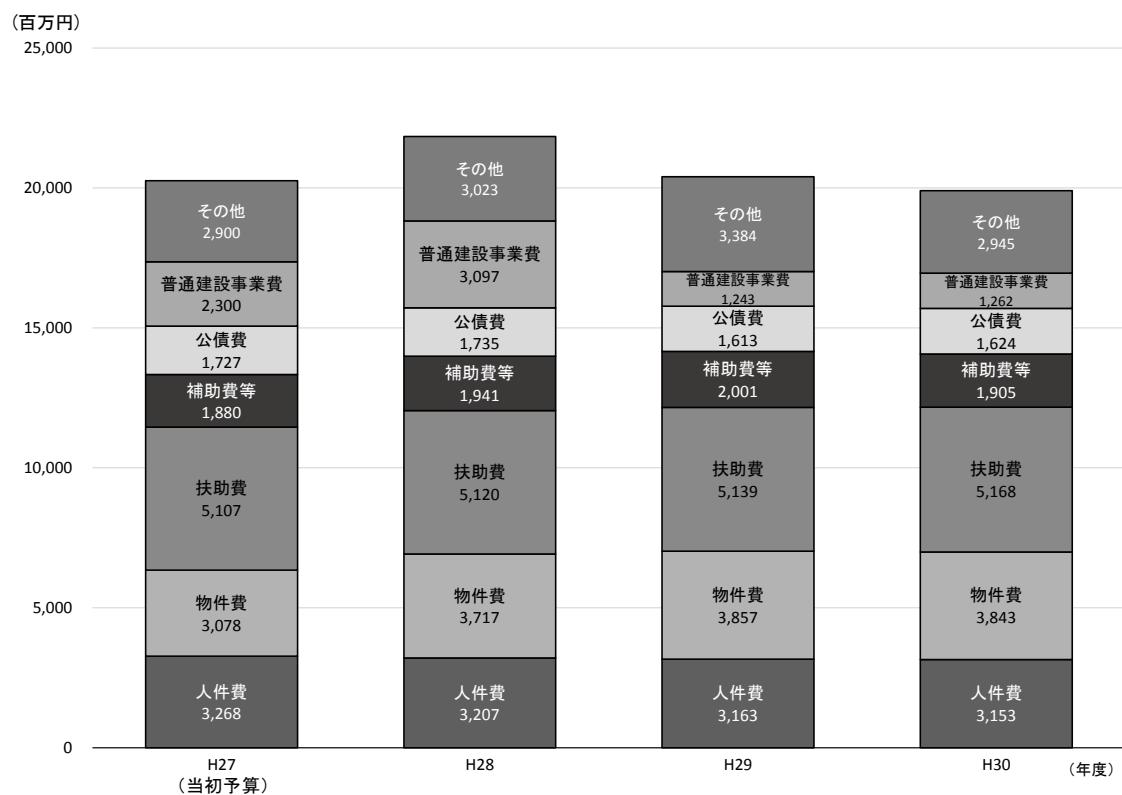
扶助費の増大も一因となり、行政支出の自由度を示す経常収支比率は恒常に 90% を超え、財政が硬直化しているといえます。これは社会資本の整備などに使える普通建設事業費の確保が困難な状況であることを示しています。

図 2-15 義務的経費（普通会計）の推移



平成 27 年度から平成 30 年度までの中期財政見通しでは、扶助費の増加率は近年に比べ緩やかになることが予測されるものの、今後も増加していくことが見込まれています。

図 2-16 平成 30 年度までの歳出（一般会計）の見込み

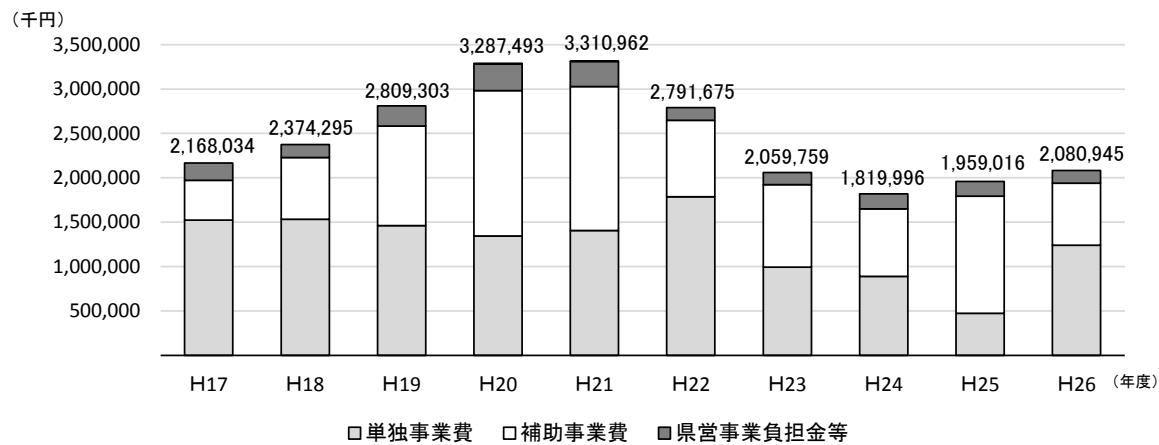


資料：平成 27 年度羽島市中期財政見通し

(3) 投資的経費（普通建設事業費）

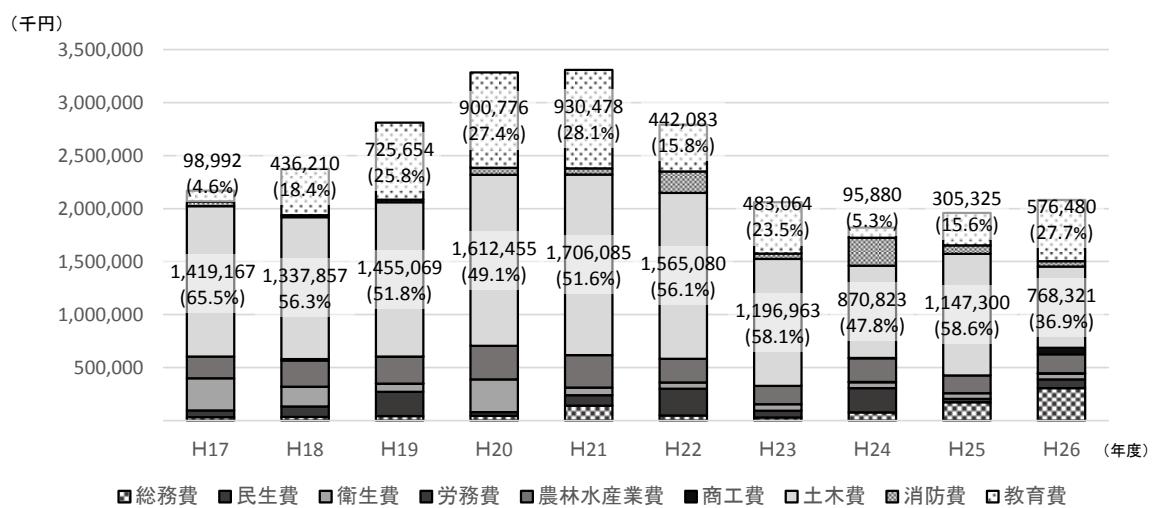
平成 26 年度までの普通建設事業費の推移は、平成 21 年度が最も多く約 33 億 1096 万円となっており、年度による変動はあるものの減少傾向にあります。平成 23 年度以降は概ね 20 億円程度で推移しています。

図 2-17 普通建設事業費（普通会計）の推移



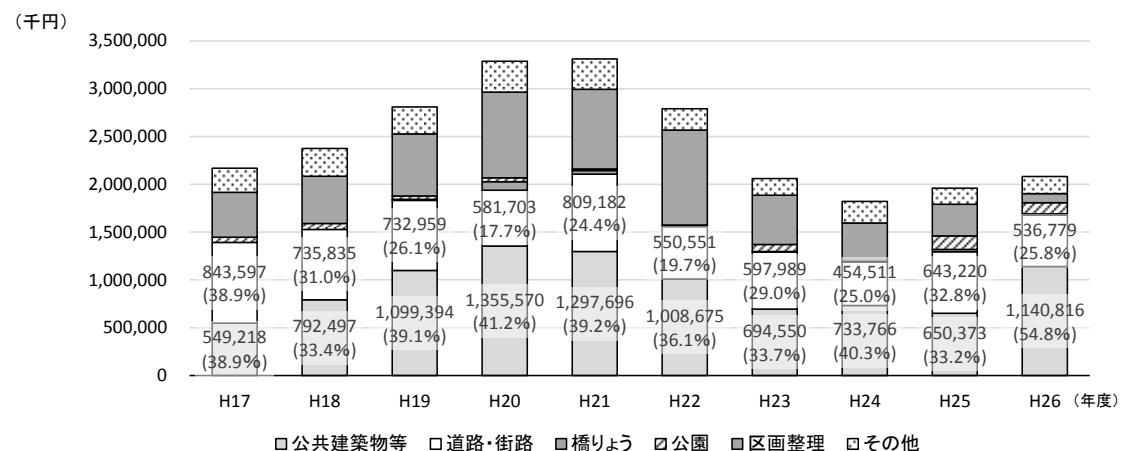
資料：地方財政状況調査

図 2-18 目的別普通建設事業費（普通会計）の推移



資料：地方財政状況調査

図 2-19 公共施設等別普通建設事業費（普通会計）の推移



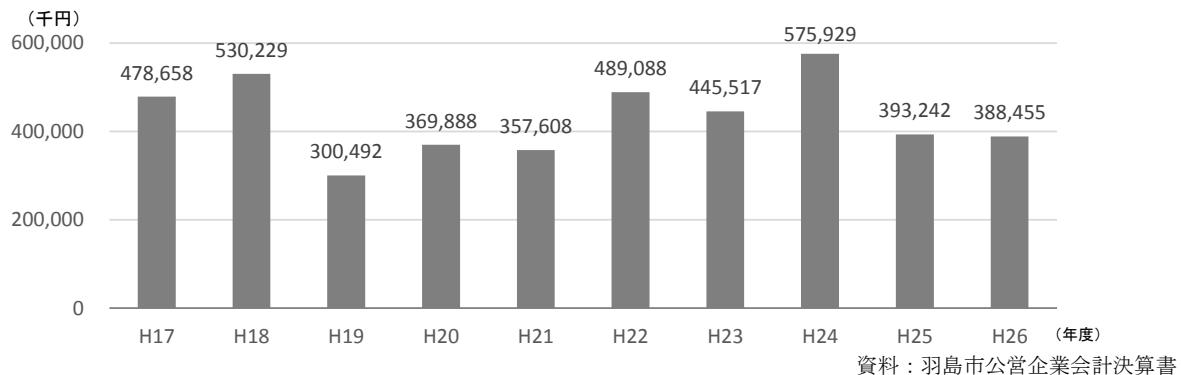
資料：羽島市総合政策課

(4) 水道・下水道・病院事業における建設改良費

①水道事業

平成 26 年度までの水道事業における建設改良費の推移は、江吉良水源地更新工事による増加もありますが、配水管の布設及び布設替えを主として、概ね 3 億円台で推移しています。

図 2-20 水道事業における建設改良費の推移

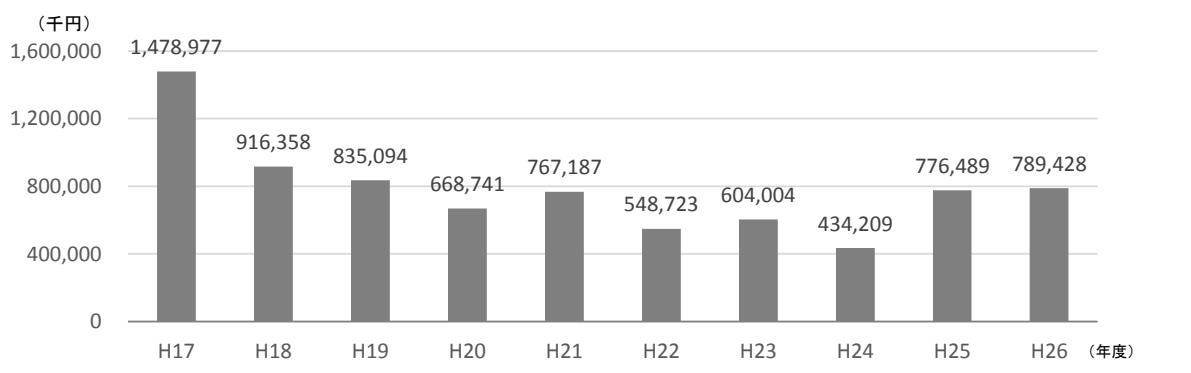


資料：羽島市公営企業会計決算書

②下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）

平成 26 年度までの下水道事業における建設改良費の推移は、整備量が多い平成 17 年度以降、年度による増減はあるものの減少傾向にあり、平成 24 年度には 4 億円台まで減少しています。国が「汚水処理施設整備の 10 年概成」を目標に掲げたこと等を背景に、平成 25 年度以降は増加しています。

図 2-21 下水道事業における建設改良費の推移

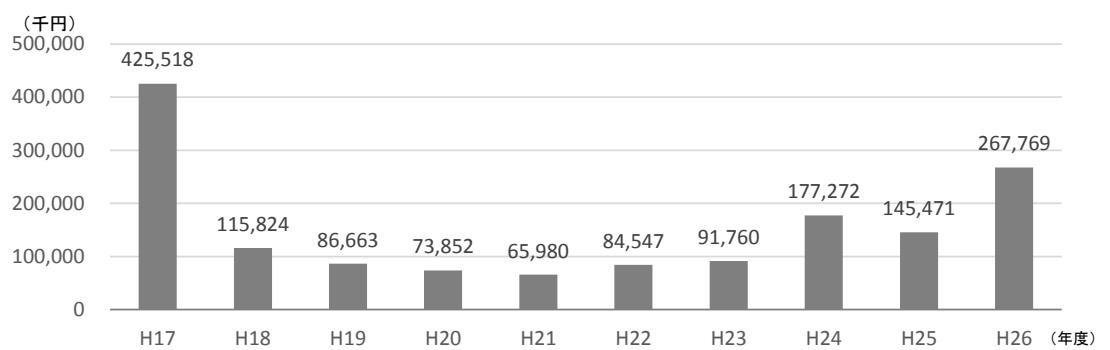


資料：地方公営企業決算状況調査

③病院事業

平成 26 年度までの病院事業における建設改良費の推移は、平成 19 年度から平成 23 年度までは 6 千万円から 9 千万円程度で推移しています。この期間以外は耐震補強改修工事等により増加しています。なお、平成 26 年度は会計基準の改定により増加しています。

図 2-22 病院事業における建設改良費の推移



資料：羽島市公営企業会計決算書

第3章 公共施設等の実態整理

- 1. 公共建築物の状況**
- 2. インフラ資産の状況**

第3章 公共施設等の実態整理

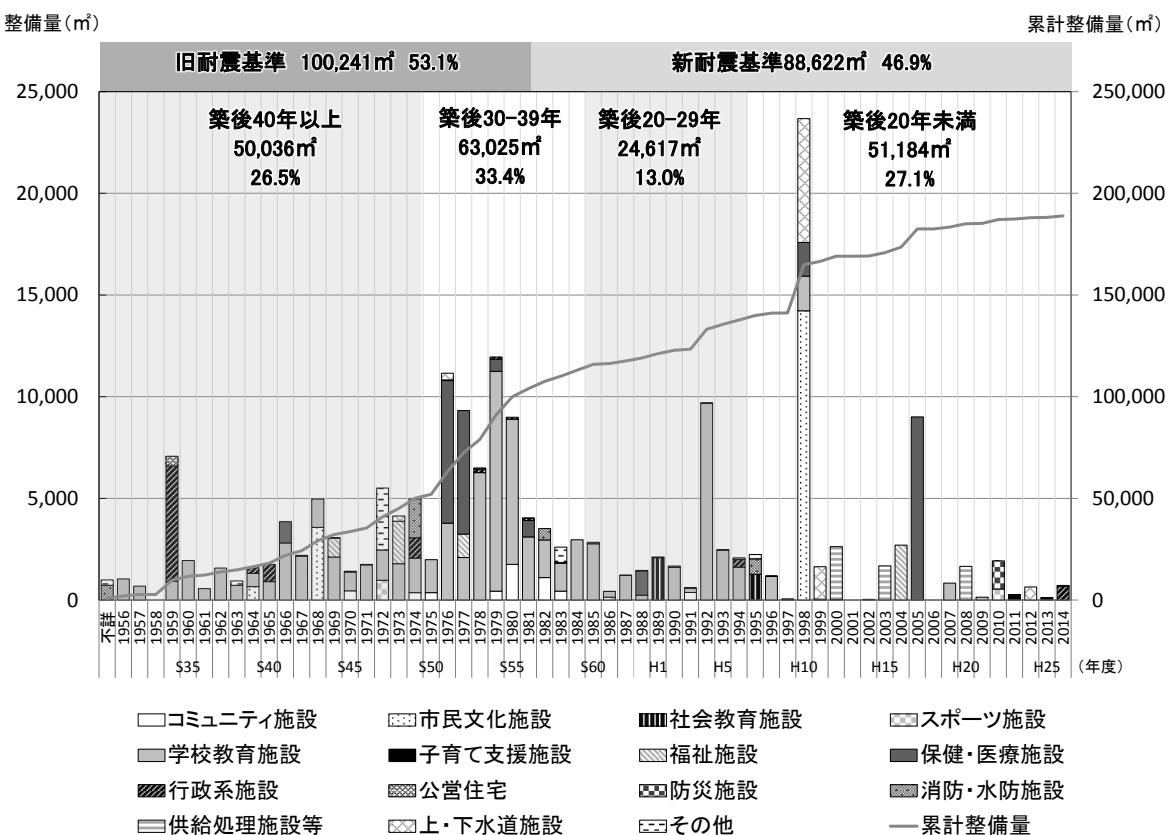
1. 公共建築物の状況

(1) 築年別整備状況

本市の平成 26 年度末における公共建築物の延床面積は全体で 188,862 m²となっており、旧耐震基準により建設されたものは全体の 53.1% (100,241 m²) と半数以上を占め、新耐震基準により建設されたものは 46.9% (88,622 m²) となっています。

築後年数別の状況では、築後 30-39 年経過している施設が最も多い、全体の 33.4% (63,025 m²) となっています。また、築後 30 年以上経過している施設は、全体の約 60%を占めています。

図 3-1 築年別整備状況



資料：羽島市公共施設実態調査

注：不詳分については築後 40 年以上に分類しています。

四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しない場合があります。

耐震基準：建築基準法改正に伴い、現行の耐震基準は、昭和 56 年 6 月 1 日に導入されました。そのため、それ以前のものは旧耐震基準、現行のものは新耐震基準と示しています。

コミュニティ施設、スポーツ施設、学校教育施設、福祉施設、保健・医療施設、行政系施設、公営住宅、消防・水防施設は、半数以上の施設が築後30年以上経過しています。

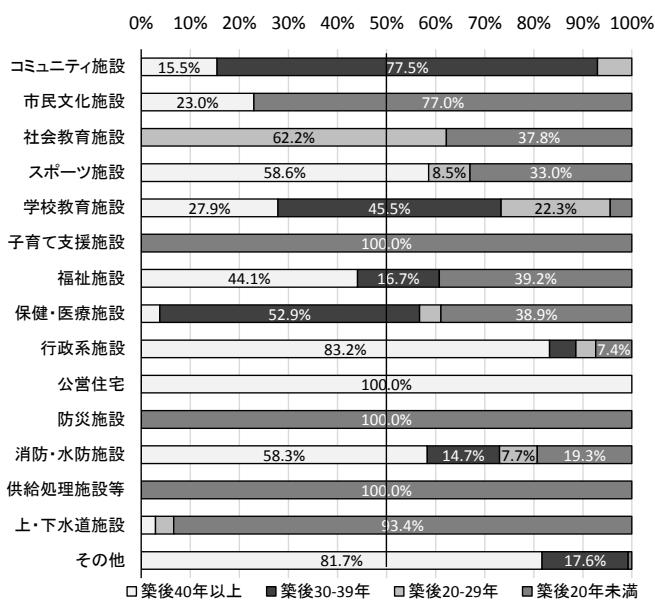
コミュニティ施設、学校教育施設、行政系施設など災害時に避難場所として活用される施設において、築後20年未満の割合が少なくなっています。

表3-1 施設類型別の築後年数の状況

分類	築後40年以上	築後30-39年	築後20-29年	築後20年未満
コミュニティ施設	819	4,108	372	0
市民文化施設	4,241	0	0	14,222
社会教育施設	0	0	2,089	1,269
スポーツ施設	974	0	141	549
学校教育施設	25,124	40,993	20,080	3,967
子育て支援施設	0	0	0	328
福祉施設	3,034	1,148	0	2,701
保健・医療施設	1,043	14,495	1,195	10,663
行政系施設	7,803	503	378	690
公営住宅	478	0	0	0
防災施設	0	0	0	1,384
消防・水防施設	2,738	690	362	905
供給処理施設等	0	0	0	6,139
上・下水道施設	260	331	0	8,336
その他	3,523	758	0	32

図3-2 施設類型別の築後年数の割合

単位: m²



注：四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しない場合があります。

資料：羽島市公共施設実態調査

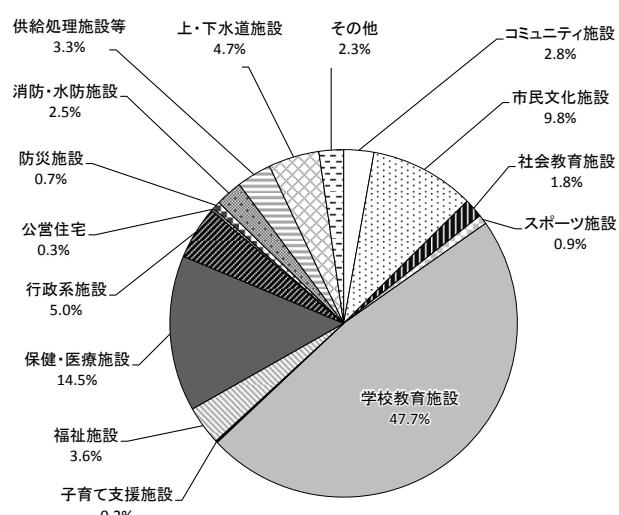
(2) 施設類型別整備状況

施設類型別の施設割合は、学校教育施設が47.7%と最も多く、全体の約半数を占めています。次いで保健・医療施設が14.5%、市民文化施設が9.8%となっています。

表3-2 施設類型別整備状況

用途区分	延床面積(m ²)	割合
コミュニティ施設	5,299	2.8%
市民文化施設	18,463	9.8%
社会教育施設	3,358	1.8%
スポーツ施設	1,663	0.9%
学校教育施設	90,163	47.7%
子育て支援施設	328	0.2%
福祉施設	6,883	3.6%
保健・医療施設	27,396	14.5%
行政系施設	9,374	5.0%
公営住宅	478	0.3%
防災施設	1,384	0.7%
消防・水防施設	4,695	2.5%
供給処理施設等	6,139	3.3%
上・下水道施設	8,927	4.7%
その他	4,313	2.3%

図3-3 施設類型別整備状況の割合



資料：羽島市公共施設実態調査

注：四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しません。
また、四捨五入により合計が100%になりません。

(3) 施設類型別の耐震性の状況

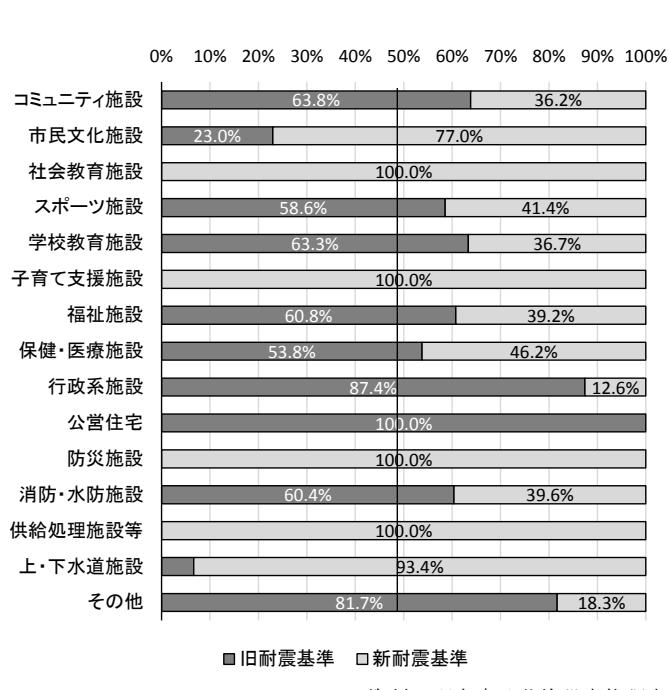
①旧耐震基準と新耐震基準の割合

コミュニティ施設、スポーツ施設、学校教育施設、福祉施設、保健・医療施設、行政系施設、公営住宅、消防・水防施設は、旧耐震基準により整備された施設が半数以上を占めています。

表 3-3 施設類型別の旧・新耐震基準の状況

分類	旧耐震基準	新耐震基準
コミュニティ施設	3,381	1,917
市民文化施設	4,241	14,222
社会教育施設	0	3,358
スポーツ施設	974	689
学校教育施設	57,106	33,057
子育て支援施設	0	328
福祉施設	4,182	2,701
保健・医療施設	14,737	12,660
行政系施設	8,194	1,181
公営住宅	478	0
防災施設	0	1,384
消防・水防施設	2,835	1,860
供給処理施設等	0	6,139
上・下水道施設	591	8,336
その他	3,523	790

図 3-4 施設類型別の旧・新耐震基準の割合



■ 旧耐震基準 □ 新耐震基準

資料：羽島市公共施設実態調査

注：四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しません。

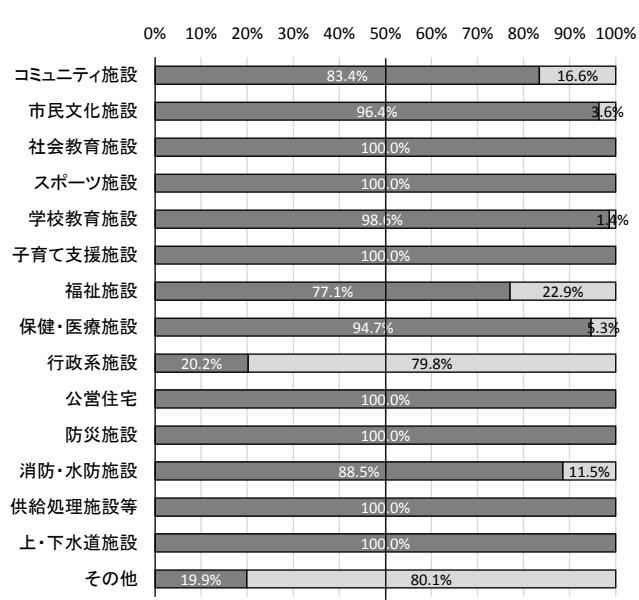
②耐震化の割合

施設類型別の耐震化の割合では、行政系施設の約80%が耐震性のない施設となっています。

表 3-4 施設類型別の耐震化の状況

分類	耐震性あり	耐震性なし
コミュニティ施設	4,420	878
市民文化施設	17,799	664
社会教育施設	3,358	0
スポーツ施設	1,626	0
学校教育施設	83,918	2,062
子育て支援施設	328	0
福祉施設	5,210	1,549
保健・医療施設	25,932	1,464
行政系施設	1,795	7,077
公営住宅	478	0
防災施設	1,384	0
消防・水防施設	3,233	419
供給処理施設等	5,683	0
上・下水道施設	8,869	0
その他	758	3,045

図 3-5 施設類型別の耐震化の割合



■ 耐震性あり □ 耐震性なし

※ 非木造のうち、2階以上又は延床面積200m²を超える施設を対象としています（一部施設を除きます）。

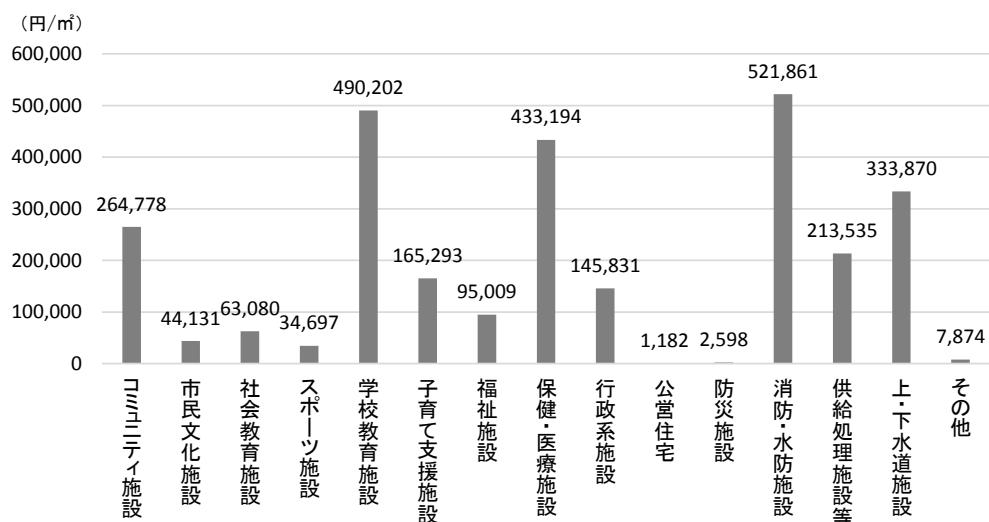
資料：羽島市公共施設実態調査

(4) 施設類型別コストの状況

①延床面積当たりコスト

施設類型別の延床面積当たりの維持管理・運営に係るコストでは、消防・水防施設が最も高く、次いで学校教育施設、保健・医療施設となっています。

図 3-6 施設類型別延床面積当たりコスト

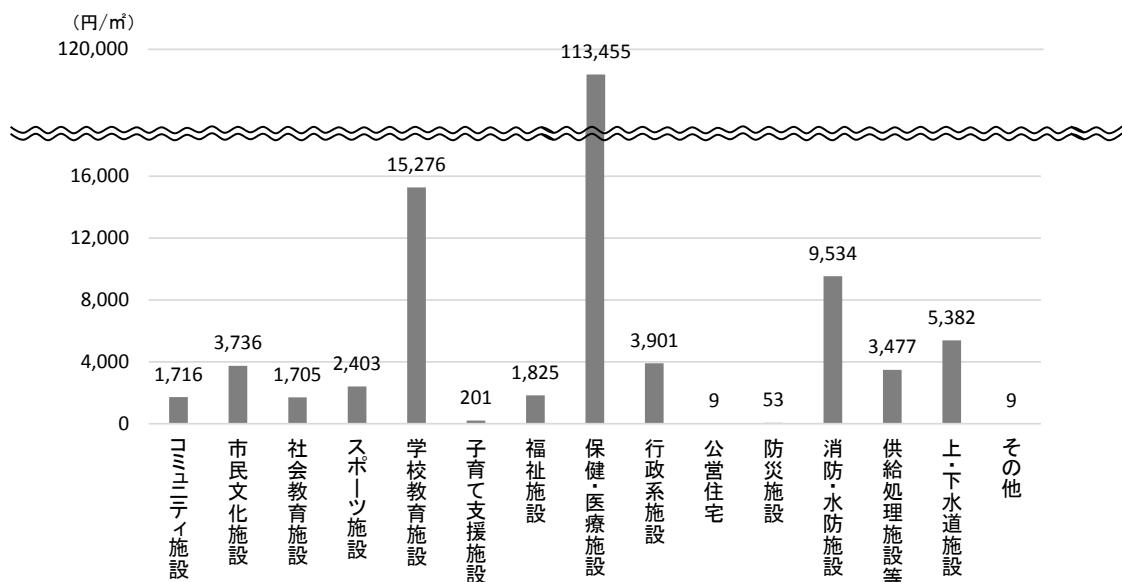


資料：羽島市総合政策課

②市民一人当たりコスト

施設類型別の市民一人当たりのコストでは、保健・医療施設が最も高く、次いで学校教育施設、消防・水防施設となっています。

図 3-7 市民一人当たりコスト

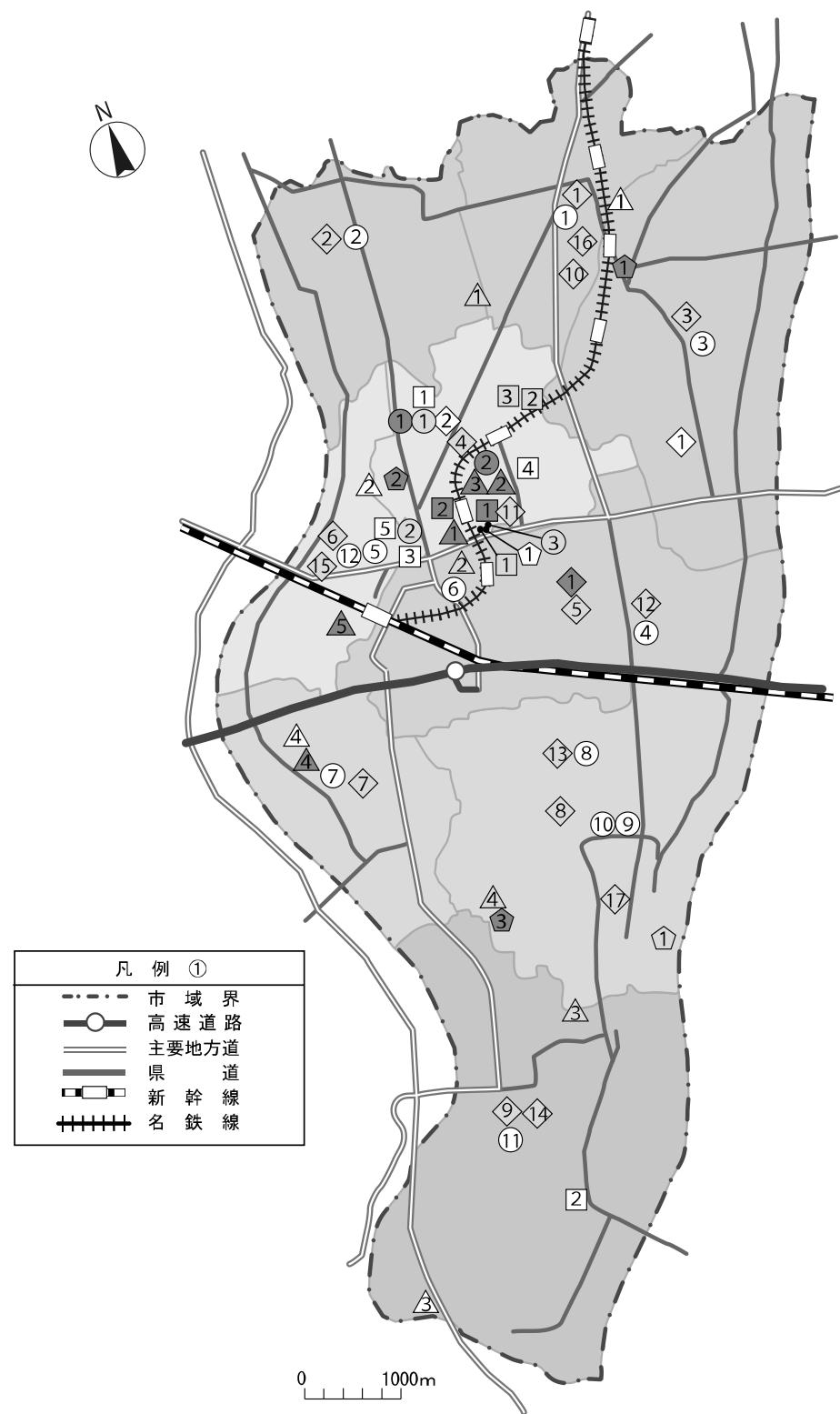


資料：羽島市総合政策課

(5) 公共建築物の配置状況

本市の公共建築物の配置状況は次のとおりです。

図 3-8 施設配置状況



凡　例　②

コミュニティ施設

- ① 足近コミュニティセンター
- ② 小熊コミュニティセンター
- ③ 正木コミュニティセンター
- ④ 竹鼻南コミュニティセンター
- ⑤ 福寿コミュニティセンター
- ⑥ 江吉良コミュニティセンター
- ⑦ 堀津コミュニティセンター
- ⑧ 上中コミュニティセンター
- ⑨ 下中コミュニティセンター
- ⑩ はしまコミュニティセンター
- ⑪ 桑原コミュニティセンター
- ⑫ 福寿地域交流センター
- ⑬ 竹鼻地区公民館(教育センター内)

市民文化施設

- ① 文化センター・中央公民館
- ② 市民会館
- ③ 勤労青少年ホーム

社会教育施設

- ① 図書館
- ② 歴史民俗資料館・映画資料館

スポーツ施設

- △ ① 運動公園
- △ ② 柔剣道道場・弓道場

学校教育施設

- △ ① 足近小学校
- △ ② 小熊小学校
- △ ③ 正木小学校
- △ ④ 竹鼻小学校
- △ ⑤ 中央小学校
- △ ⑥ 福寿小学校
- △ ⑦ 堀津小学校
- △ ⑧ 中島小学校
- △ ⑨ 桑原小学校
- △ ⑩ 羽島中学校
- △ ⑪ 竹鼻中学校
- △ ⑫ 中央中学校
- △ ⑬ 中島中学校
- △ ⑭ 桑原中学校
- △ ⑮ 西部幼稚園
- △ ⑯ 北部学校給食センター
- △ ⑰ 南部学校給食センター

子育て支援施設

- △ ① 中央小学校区放課後児童教室 1, 2, 3
- △ ① 足近小学校放課後児童教室(足近小学校内)
- △ ② 小熊小学校放課後児童教室(小熊小学校内)
- △ ③ 正木小学校放課後児童教室(正木小学校内)
- △ ④ 竹鼻小学校放課後児童教室(竹鼻小学校内)
- △ ⑥ 福寿小学校放課後児童教室(福寿小学校内)
- △ ⑦ 堀津小学校放課後児童教室(堀津小学校内)
- △ ⑧ 中島小学校放課後児童教室(中島小学校内)
- △ ⑤ 児童センター(福祉ふれあい会館内)

福祉施設

- ① 老人福祉センター
- ② 老人福祉センター羽島温泉
- ③ いきいき元気館
- ④ はしま福祉サポートセンター
- ⑤ 福祉ふれあい会館
- ⑤ 発達支援センター「もも」(福祉ふれあい会館内)

保健・医療施設

- ① 保健センター
- ② 市民病院
- ③ 市民病院旧看護師宿舎

行政系施設

- ① 市役所
- ② 教育センター
- △ ① 北部証明書発行センター(北分署内)
- △ ③ 南部証明書発行センター(南分署内)

公営住宅

- ① 市営住宅

防災施設

- △ ① 防災ステーション

消防・水防施設

- △ ① 北分署
- △ ② 消防本部
- △ ③ 南分署

以下の施設は小規模のため割愛しています。

- ・ 消防倉庫
- ・ 消防車庫 全22施設
- ・ 器具庫 全17施設
- ・ 水防倉庫 全15施設

供給処理施設等

- △ ▲ 一般廃棄物最終処分場
- △ ▲ 市営斎場
- △ ▲ 環境プラント
- △ ▲ 資源物ストックヤード

上・下水道施設

- △ ▲ 小熊水源地
- △ ▲ 江吉良水源地
- △ ▲ 桑原水源地
- △ ▲ 凈化センター

その他

- △ ▲ 旧桑原輸中事務所
- △ ▲ 商工振興センター
- △ ▲ 旧菱田邸
- △ ▲ 市民プール
- △ ▲ 駅南防犯ステーション

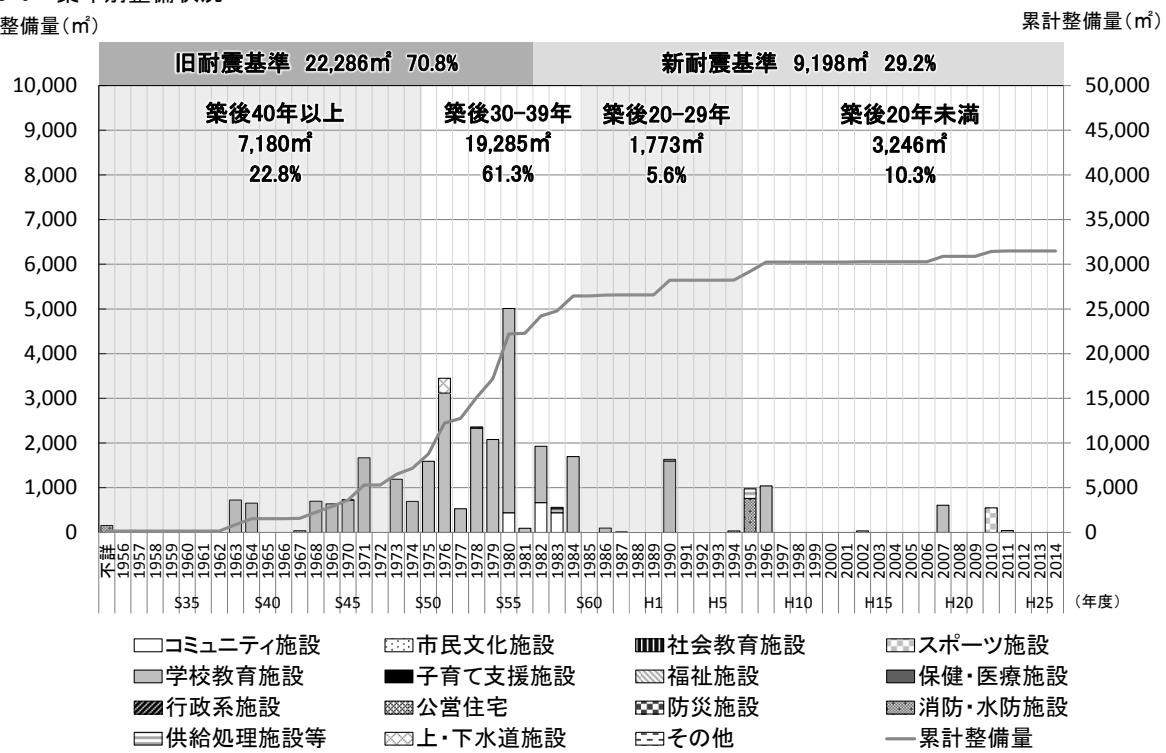
注：同じ施設内に複数の機能がある場合、延床面積の大きい機能を優先し凡例に反映しています。

(6) 地域別の整備状況

① 北部地域

北部地域にある公共建築物は 31,484 m²（市全体の 16.7%）となっており、旧耐震基準により建設されたものは地域全体の 70.8% (22,286 m²) を占め、新耐震基準により建設されたものは 29.2% (9,198 m²) となっています。築後年数別の状況では、築後 30-39 年経過している施設が最も多く、地域全体の 61.3% (19,285 m²) を占めています。

図 3-9 築年別整備状況

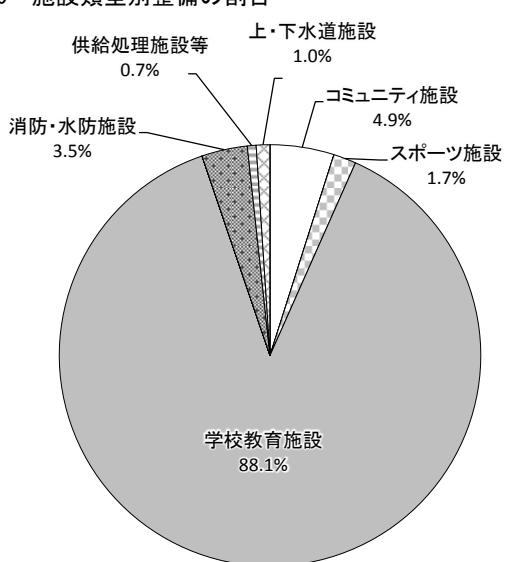


施設類型別の施設割合は、学校教育施設が 88.1%と北部地域にある公共建築物のほとんどを占めています。次いでコミュニティ施設が 4.9%、消防・水防施設が 3.5%となっています。

表 3-5 施設類型別整備狀況

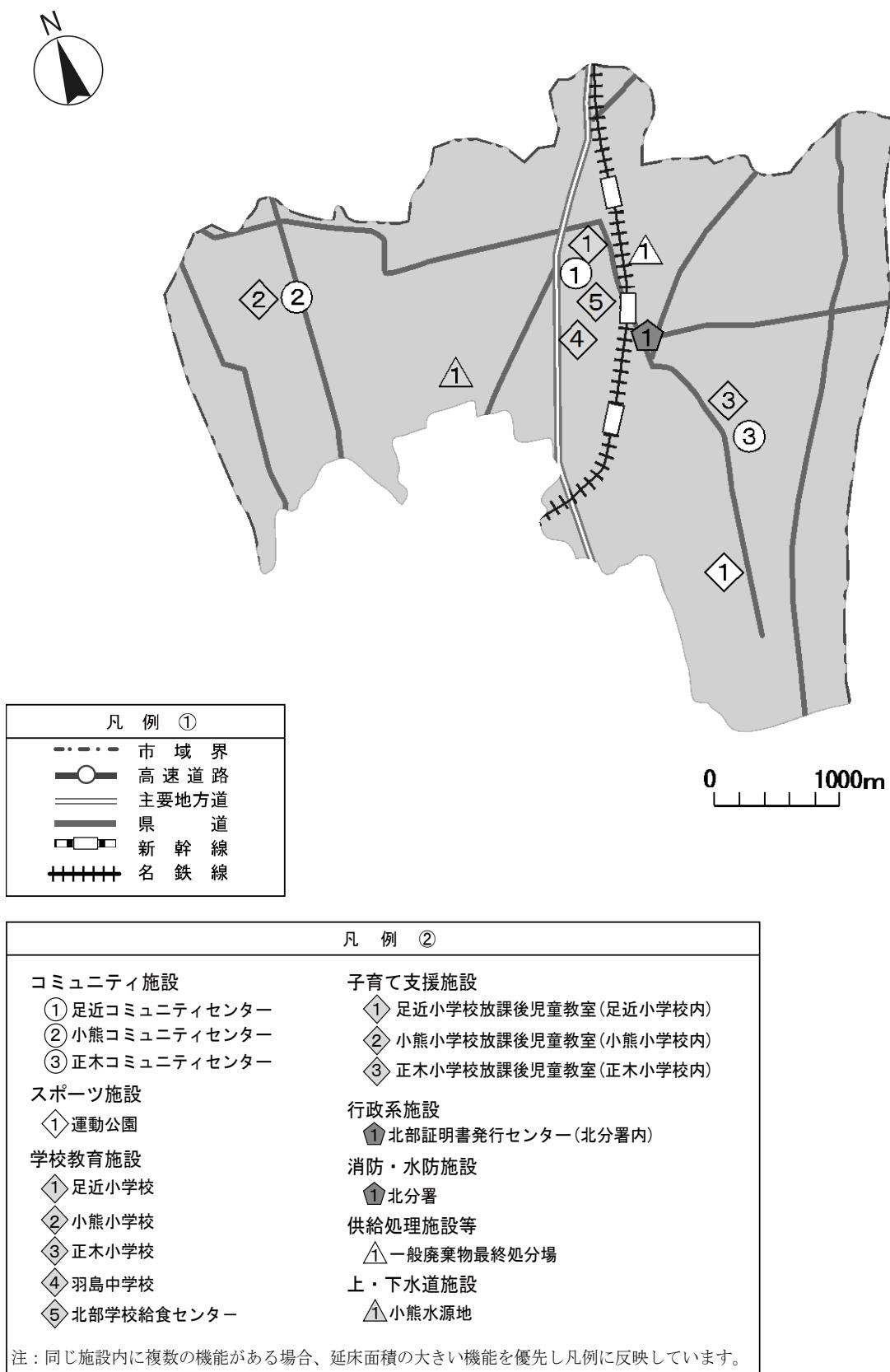
用途	面積	割合
コミュニティ施設	1,545	4.9%
市民文化施設	0	0.0%
社会教育施設	0	0.0%
スポーツ施設	549	1.7%
学校教育施設	27,745	88.1%
子育て支援施設	0	0.0%
福祉施設	0	0.0%
保健・医療施設	0	0.0%
行政系施設	0	0.0%
公営住宅	0	0.0%
防災施設	0	0.0%
消防・水防施設	1,102	3.5%
供給処理施設等	213	0.7%
上・下水道施設	331	1.0%
その他	0	0.0%

図 3-10 施設類型別整備の割合



資料：羽島市公共施設実態調査

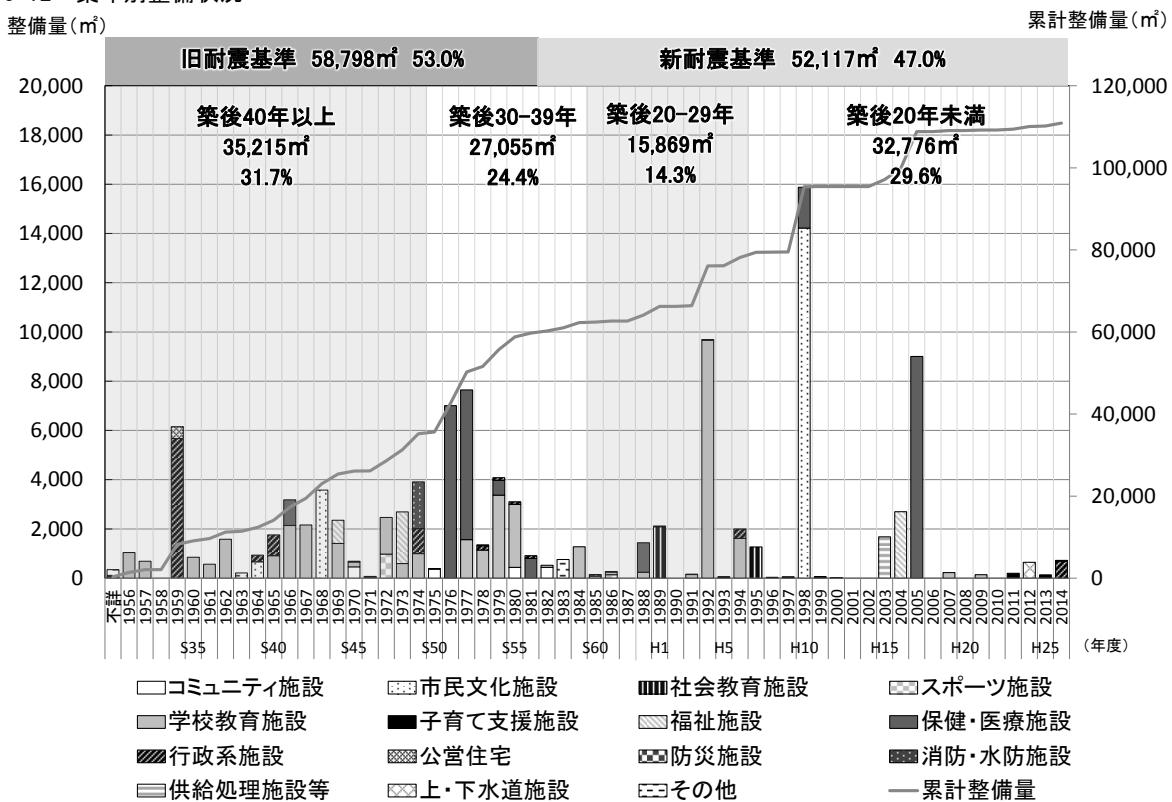
図 3-11 北部地域における施設配置状況



②中部地域

中部地域にある公共建築物は $110,915\text{ m}^2$ (市全体の 58.7%) となっており、旧耐震基準により建設されたものは地域全体の 53.0% ($58,798\text{ m}^2$) と半数以上を占め、新耐震基準により建設されたものは 47.0% ($52,117\text{ m}^2$) となっています。築後年数別の状況では、築後 40 年以上経過している施設が最も多く、地域全体の 31.7% ($35,215\text{ m}^2$) となっています。

図 3-12 築年別整備状況



資料：羽島市公共施設実態調査

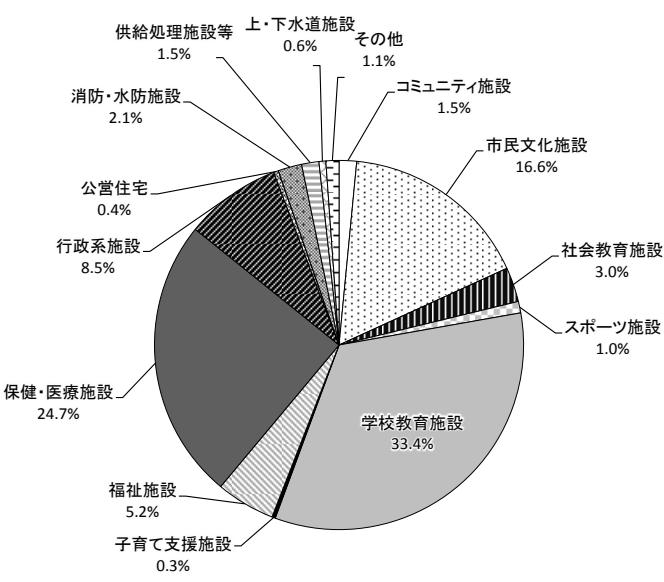
注：不詳分については築後 40 年以上に分類しています。

施設類型別の施設割合は、学校教育施設が 33.4% と最も多くなっています。次いで保健・医療施設が 24.7%、市民文化施設が 16.6% となっています。

表 3-6 施設類型別整備状況

用途	面積	割合
コミュニティ施設	1,702	1.5%
市民文化施設	18,463	16.6%
社会教育施設	3,358	3.0%
スポーツ施設	1,115	1.0%
学校教育施設	37,054	33.4%
子育て支援施設	328	0.3%
福祉施設	5,735	5.2%
保健・医療施設	27,396	24.7%
行政系施設	9,374	8.5%
公営住宅	478	0.4%
防災施設	0	0.0%
消防・水防施設	2,302	2.1%
供給処理施設等	1,681	1.5%
上・下水道施設	662	0.6%
その他	1,267	1.1%

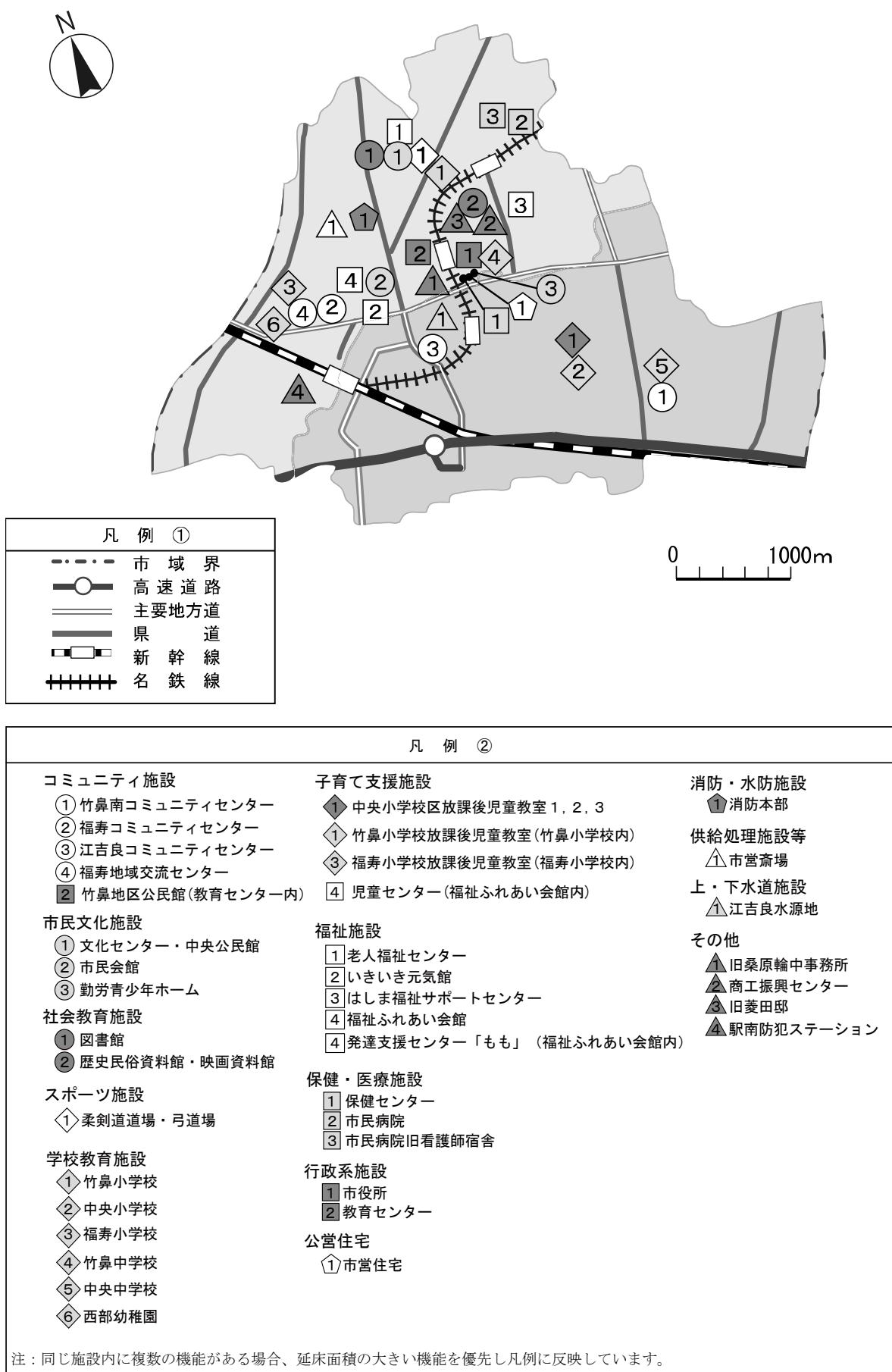
図 3-13 施設類型別整備の割合



資料：羽島市公共施設実態調査

注：四捨五入により合計が 100% になりません。

図 3-14 中部地域における施設配置状況

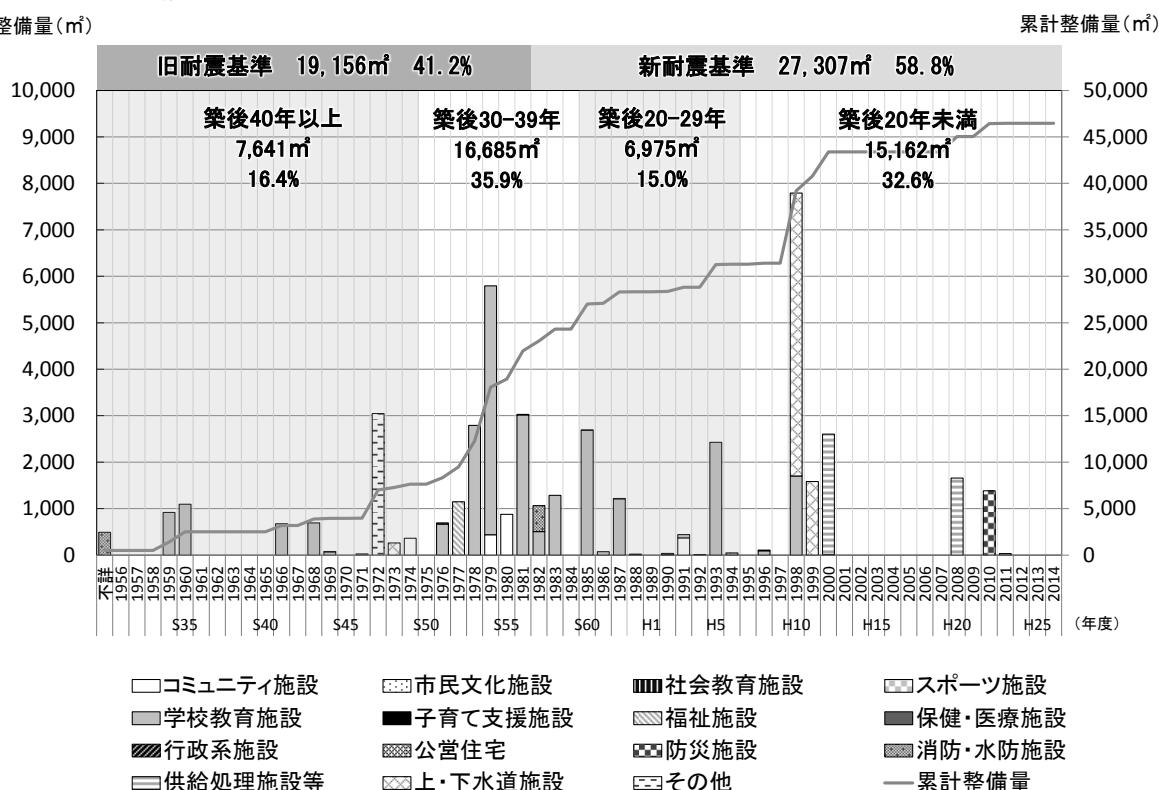


③南部地域

南部地域にある公共建築物は $46,463\text{ m}^2$ (市全体の 24.6%) となっており、旧耐震基準により建設されたものは地域全体の 41.2% ($19,156\text{ m}^2$)、新耐震基準により建設されたものは 58.8% ($27,307\text{ m}^2$) で、3 地域の中で唯一、新耐震基準により建設された公共建築物の割合が半数以上を占めています。

築後年数別の状況では、築後 30-39 年経過している施設が最も多く、地域全体の 35.9% ($16,685\text{ m}^2$) ですが、築 20 年未満の施設の割合も 32.6% ($15,162\text{ m}^2$) と同等の割合となっています。

図 3-15 築年別整備状況

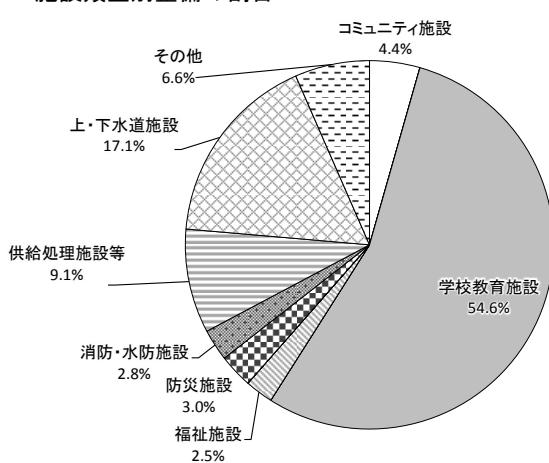


施設類型別の施設割合は、学校教育施設が 54.6% と最も多いとなっています。次いで上・下水道施設が 17.1%、供給処理施設等が 9.1% となっています。

表 3-7 施設類型別整備状況

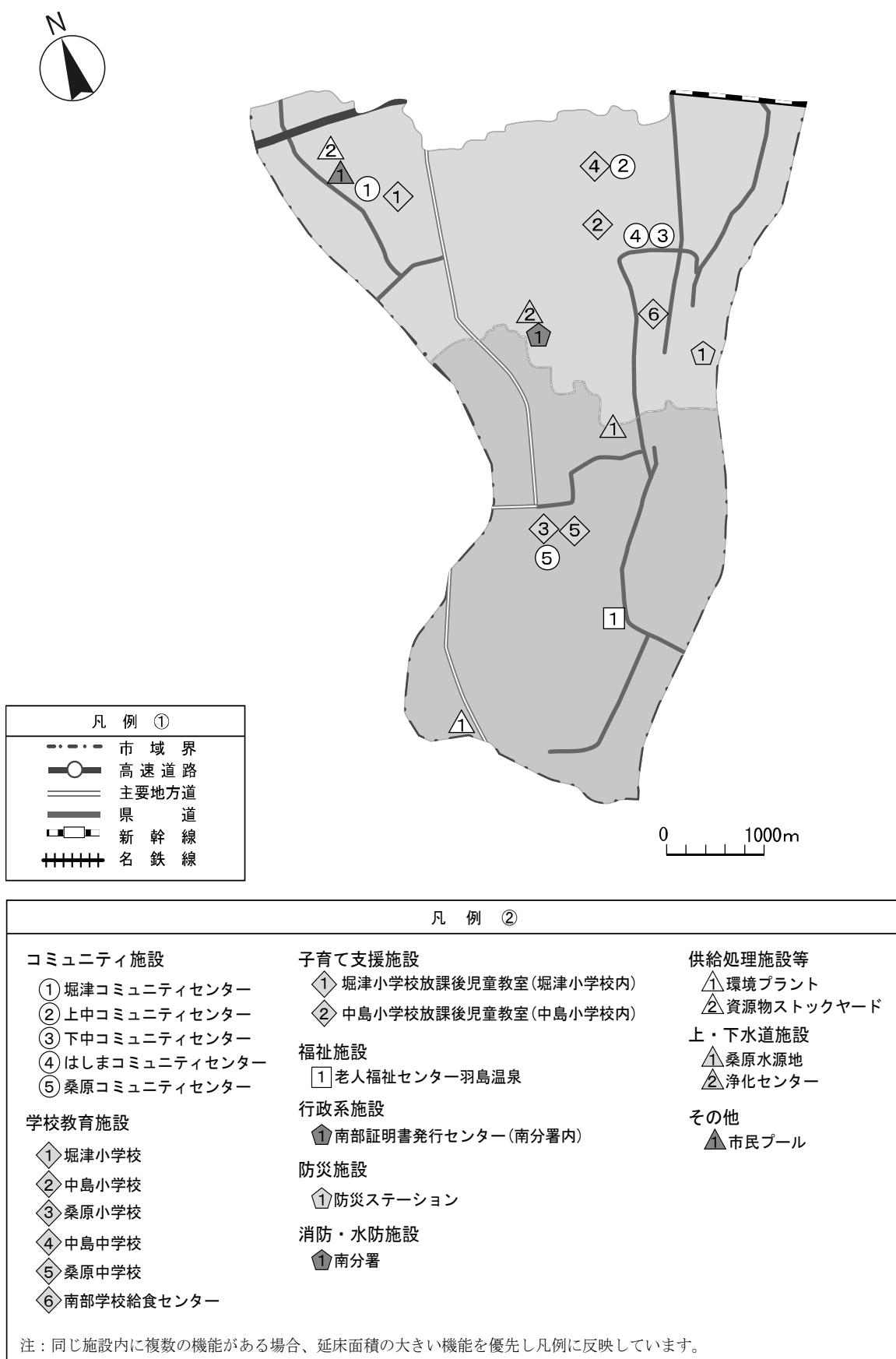
用途	面積	割合
コミュニティ施設	2,052	4.4%
市民文化施設	0	0.0%
社会教育施設	0	0.0%
スポーツ施設	0	0.0%
学校教育施設	25,365	54.6%
子育て支援施設	0	0.0%
福祉施設	1,148	2.5%
保健・医療施設	0	0.0%
行政系施設	0	0.0%
公営住宅	0	0.0%
防災施設	1,384	3.0%
消防・水防施設	1,290	2.8%
供給処理施設等	4,245	9.1%
上・下水道施設	7,935	17.1%
その他	3,045	6.6%

図 3-16 施設類型別整備の割合



資料：羽島市公共施設実態調査
注：四捨五入により延床面積の内訳と合計が一致しません。
また、四捨五入により合計が 100% なりません。

図 3-17 南部地域における施設配置状況

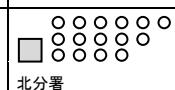
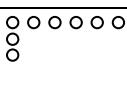
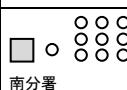
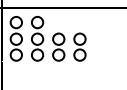


(7) 地域別（中学校区別）の配置状況

表 3-8 地域別（中学校区別）の公共建築物の配置状況（1/2）

施設 類型	羽島中学校区	竹鼻中学校区	中央中学校区	中島中学校区	桑原中学校区
コミュニティ施設	□ ○ ○ 正木コミュニティセンター (666.75) 足近コミュニティセンター (439.20) 小熊コミュニティセンター (439.20)	○ ○ (複) 福寿コミュニティセンター (366.48) 福寿地域交流センター (457.00) 竹鼻地区公民館 (複)	○ ○ 竹鼻南コミュニティセンター (439.20) 江吉良コミュニティセンター (439.20)	○ ○ ○ ○ 上中コミュニティセンター (439.20) 下中コミュニティセンター (439.20) はしまコミュニティセンター (372.16) 堀津コミュニティセンター (361.82)	○ 桑原コミュニティセンター (439.20)
市民文化施設		■ ■ ■ 文化センター・中央公民館 (1422.33) 市民会館 (3576.42) 勤労青少年ホーム (664.19)			
社会教育施設		■ ■ 図書館 (2089.00) 歴史民俗資料館・映画資料館 (1269.00)			
スポーツ施設	□ 運動公園 (548.57)	□ ○ 柔剣道場 (974.15) 弓道場 (140.73)			
学校教育施設	■ ■ ■ ■ ■ 羽島中学校 (9065.00) 正木小学校 (9035.00) 小熊小学校 (4786.00) 足近小学校 (3751.00) 北部学校給食センター (1107.54)	■ ■ ■ ■ ■ ■ 竹鼻小学校 (7775.00) 竹鼻中学校 (7330.00) 福寿小学校 (4295.00) 西部幼稚園 (608.00)	■ ■ 中央中学校 (9704.00) 中央小学校 (7342.00)	■ ■ ■ ■ ■ 中島中学校 (6741.00) 中島小学校 (5221.00) 堀津小学校 (3142.00) 南部学校給食センター (1426.85)	■ ■ 桑原中学校 (4627.00) 桑原小学校 (4207.00)
子育て支援施設	(複)(複)(複) 足近小学校区放課後児童教室 (複) 小熊小学校区放課後児童教室 (複) 正木小学校区放課後児童教室 (複)	(複)(複)(複) 竹鼻小学校区放課後児童教室 (複) 福寿小学校区放課後児童教室 (複) 児童センター (複)	○ 中央小学校区放課後児童教室 (327.79) *複数教室をまとめて計上	(複)(複) 堀津小学校区放課後児童教室 (複) 中島小学校区放課後児童教室 (複)	
福祉施設		■ ■ ■ ■ (複) 福祉ふれあい会館 (2701.31) 老人福祉センター (1130.95) いきいき元気館 (960.79) はしま福祉サポートセンター (941.78) 発達支援センター「もも」 (複)			■ 老人福祉センター羽島温泉 (1148.00)
保健・医療施設		■ ■ ■ 市民病院 (25991.63) 保健センター (801.65) 市民病院旧看護師宿舎 (602.86)			

表 3-8 地域別（中学校区別）の公共建築物の配置状況（2/2）

施設類型	羽島中学校区	竹鼻中学校区	中央中学校区	中島中学校区	桑原中学校区
行政系施設	(複) 北部証明書発行センター (複)	 市役所（本庁舎・車庫等） (5780.35) 教育センター (1009.43) 市役所（中庁舎） (845.30) 市役所（北庁舎） (726.30) 市役所（情報・防災庁舎） (690.00) 市役所（南庁舎） (323.00)		(複) 南部証明書発行センター (複)	
公営住宅			 市営住宅 (478.27)		
防災施設				 防災ステーション (1383.66)	
消防・水防施設	 北分署 (759.90) 【消防車庫】 足近分団 (28.90) 足近分団市場 (15.75) 小熊分団 (30.60) 小熊分団東小熊 (13.40) 正木分団 (31.50) 正木分団新井 (26.00) 【器具庫】 足近分団直道 (7.70) 足近分団小荒井 (7.10) 小熊分団外要野 (10.50) 正木分団上大浦 (17.77) 正木分団須賀 (10.51) 【水防倉庫】 直道 (42.40) 小熊 (42.40) 南及 (34.70) 大浦 (33.82)	 消防本部 (1896.62) 【消防車庫】 竹鼻第一分団昭和町 (40.50) 竹鼻第一分団大仏町 (29.50) 福寿分団 (26.00) 福寿分団平方 (13.00) 【器具庫】 竹鼻第一分団孤穴 (17.20) 竹鼻第二分団蜂尻 (7.10) 小熊分団間島 (7.80) 【水防倉庫】 本郷 (33.70) 平方 (33.12)	 【消防車庫】 竹鼻第二分団 (29.10) 竹鼻第二分団駒塚 (15.13) 江吉良分団 (23.90) 江吉良分団舟橋 (22.31) 上中分団 (26.00) 上中分団長間 (24.00) 【器具庫】 江吉良分団牧野 (13.90) 【水防倉庫】 駒塚 (33.10)	 南分署 (560.72) 消防倉庫 (不詳) 【消防車庫】 下中分団 (33.75) 下中分団加賀野井 (15.43) 堀津分団 (28.60) 堀津分団入の戸 (15.75) 【器具庫】 上中分団午北 (11.10) 下中分団市之枝 (14.40) 下中分団石田 (10.51) 堀津分団中屋敷 (9.20) 【水防倉庫】 加賀野井 (33.10) 城屋敷 (64.40) 堀津 (33.10) 防災ステーション内 (複)	 【消防車庫】 桑原分団 (26.00) 桑原分団西小薮 (22.04) 【器具庫】 桑原分団東方 (7.82) 桑原分団大須 (15.75) 桑原分団中小薮 (10.98) 桑原分団前野 (6.84) 【水防倉庫】 八神 (115.60) 東小薮 (61.00) 東方 (116.60) 中小薮 (61.60)
供給処理施設等	 一般廃棄物最終処分場 (212.82)	 市営斎場 (1680.59)		 資源物ストックヤード (1656.00)	 環境プラント (2589.15)
上・下水道施設	 小熊水源地 (330.50)	 江吉良水源地 (661.65)		 浄化センター (7674.55)	 桑原水源地 (260.00)
その他		 ○○○ 商工振興センター (758.14) 旧菱田邸 (263.58) 旧桑原輪中事務所 (213.84)	 駅南防犯ステーション (31.85)	 市民プール (3045.19)	

凡例

 : 10,000 m²以上  : 5,000 m²以上 10,000 m²未満  : 1,000 m²以上 5,000 m²未満  : 500 m²以上 1,000 m²未満

○ : 500 m²未満及び延床面積不詳 ○ : 倉庫・器具庫等 (複) : 複合施設 () 内の数値は延床面積

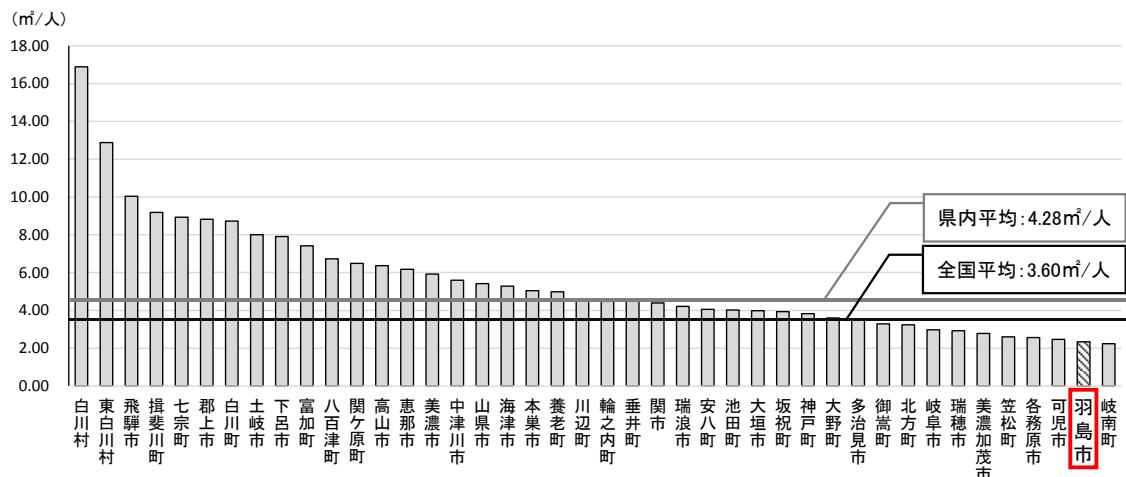
注：複合施設の延床面積は建物の主要用途に含めています。

(8) 他都市との比較

①県内市町村との比較

公共施設状況調(総務省)によると、平成 25 年度末における本市の人口一人当たりの公共建築物の延床面積は $2.33 \text{ m}^2/\text{人}$ となっています。これは、県内平均 $4.28 \text{ m}^2/\text{人}$ 、全国平均 $3.60 \text{ m}^2/\text{人}$ を下回っています。

図 3-18 人口一人当たりの公共建築物の延床面積（県内市町村との比較）

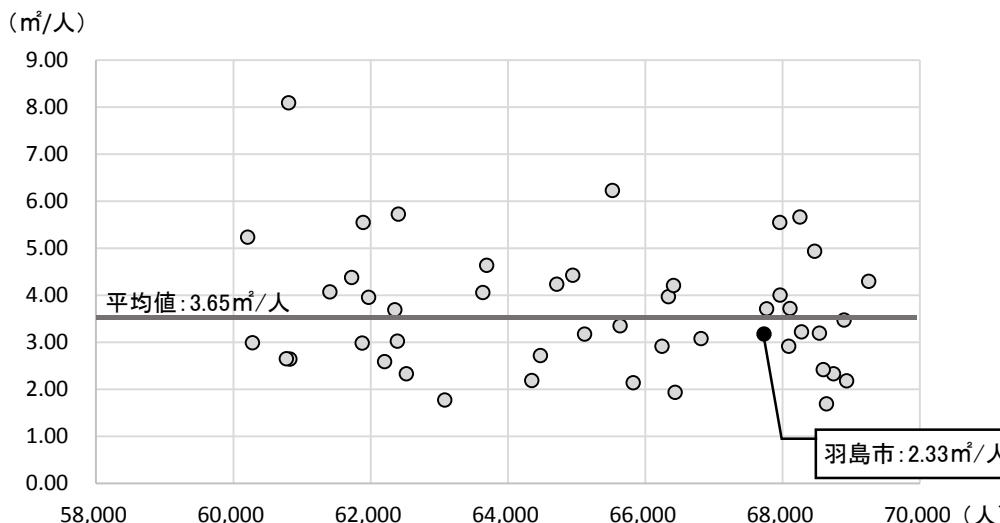


資料：公共施設状況調(総務省)

②類似団体（人口規模が同等）との比較

類似団体（II-1）※のうち、本市と人口規模が同等（6～7万人）の都市の人口一人当たりの公共建築物の延床面積は平均約 $3.65 \text{ m}^2/\text{人}$ となり、本市の値は平均を下回っています。

図 3-19 人口一人当たりの公共建築物の延床面積（人口規模が同等の類似団体との比較）



資料：公共施設状況調(総務省)

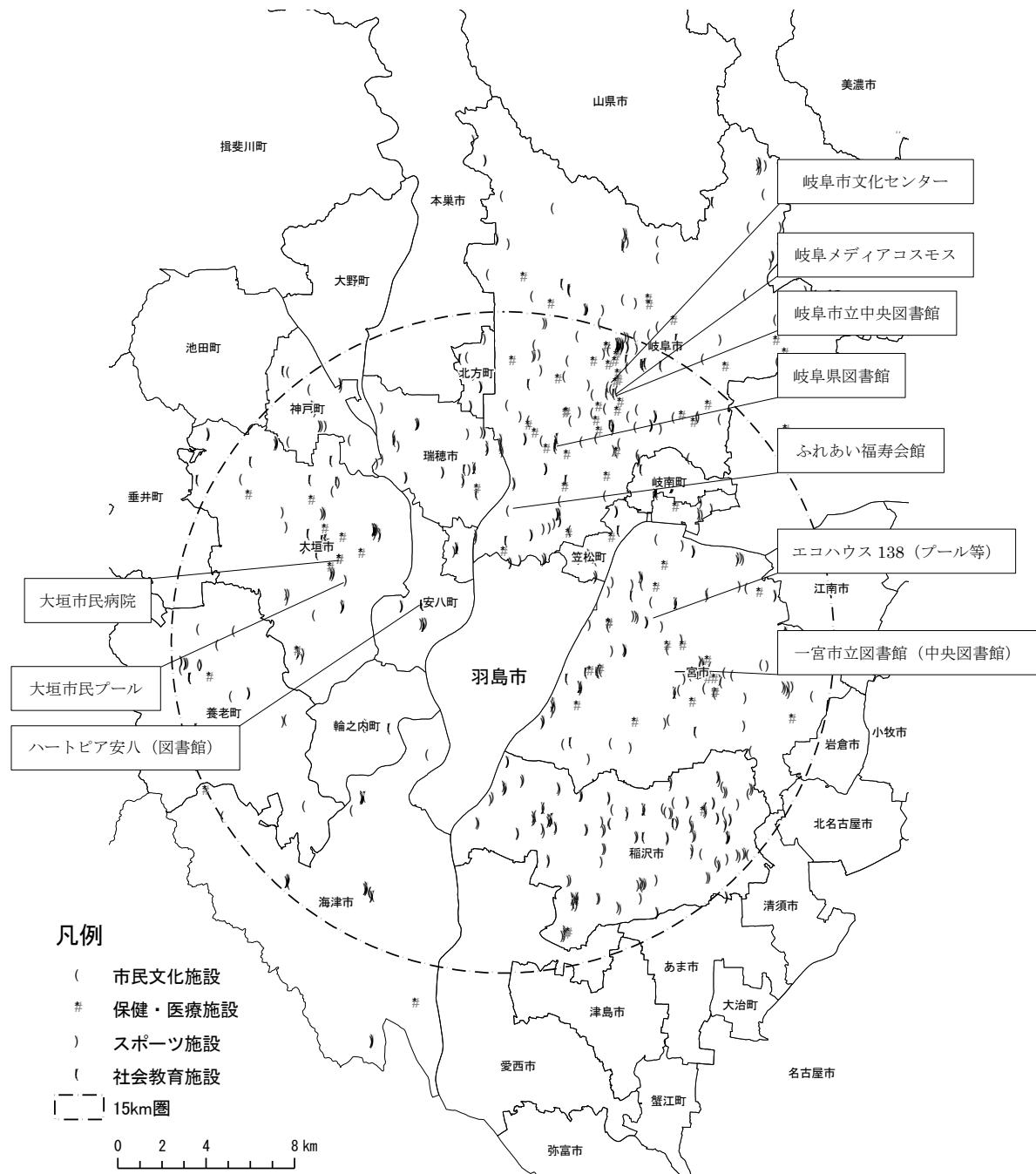
※ 類似団体とは、人口と産業構造に応じて自治体を類型化したものです。

類型II-1には、人口規模が5万人以上10万人未満、第2次及び第3次産業就業者数の割合が95%未満かつ第3次産業就業者数の割合が55%以上の市が該当します。

③近隣自治体の公共施設との位置関係

公共施設等総合管理計画の策定に当たり実施した市民意識調査では、近隣自治体の利用施設の上位10施設のうち、市町別では岐阜市が最も多い、次いで大垣市、一宮市となっています。用途では図書館、スポーツ施設（プール）が多くなっています。なお、市の南側への広域利用は少なくなっています。

図3-20 近隣自治体の公共施設との位置関係

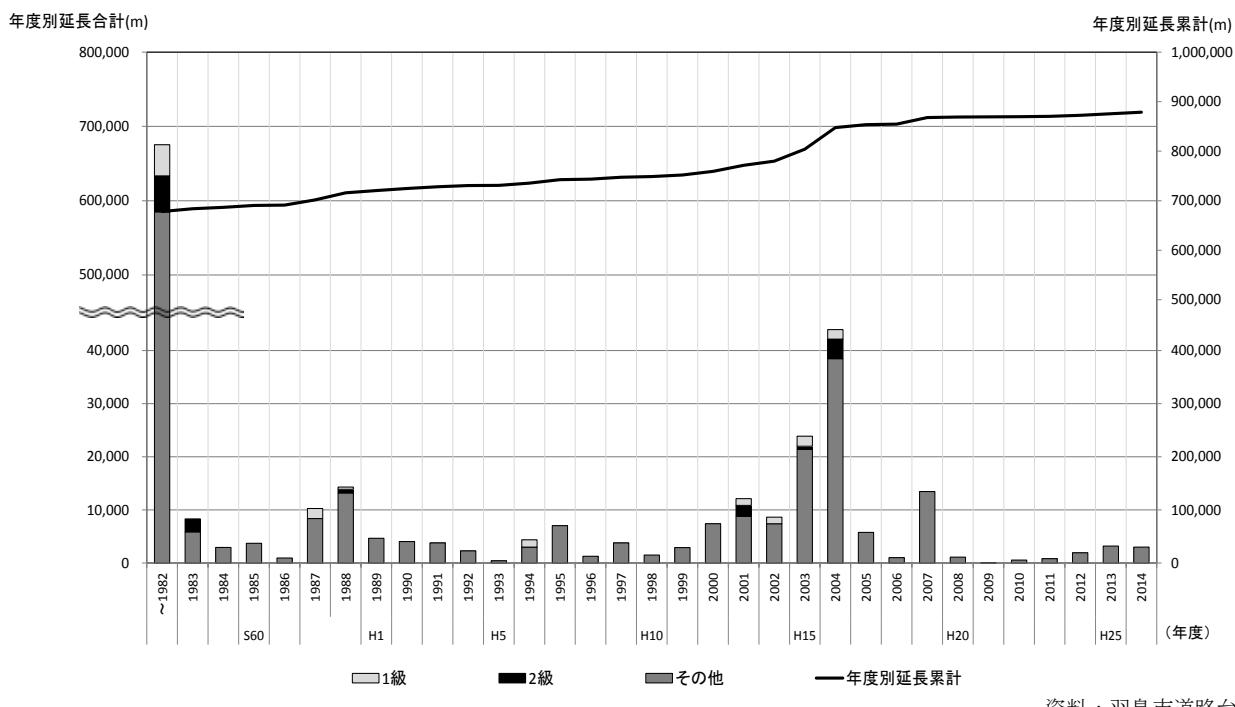


2. インフラ資産の状況

(1) 道路の整備状況

本市の平成 26 年度末における道路の延長は、約 87.9 万 m あり、道路台帳が整備された昭和 57 年度以前に約 67.8 万 m、全体の約 77% が整備されています。等級別では、1 級市道^{*1}が約 5.2 万 m(5.9%)、2 級市道^{*2}が約 5.8 万 m(6.6%)、その他が約 76.9 万 m(87.5%) となっています。

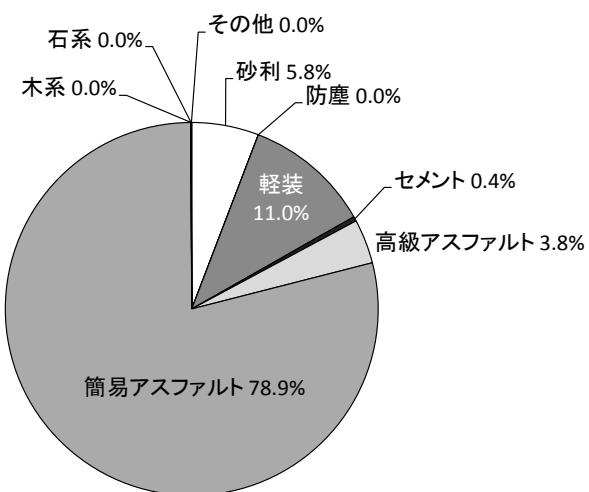
図 3-21 道路の年度別整備状況



資料：羽島市道路台帳

道路の路面種別の割合では、簡易アスファルトが 78.9% と最も多く、次いで軽装が 11.0%、砂利が 5.8% となっています。

図 3-22 道路路面種別の割合



資料：羽島市道路台帳

注：四捨五入により 100% になりません。

*1 1 級市道：地方生活圏及び大都市圏域の基幹的路網を形成するのに必要な市道

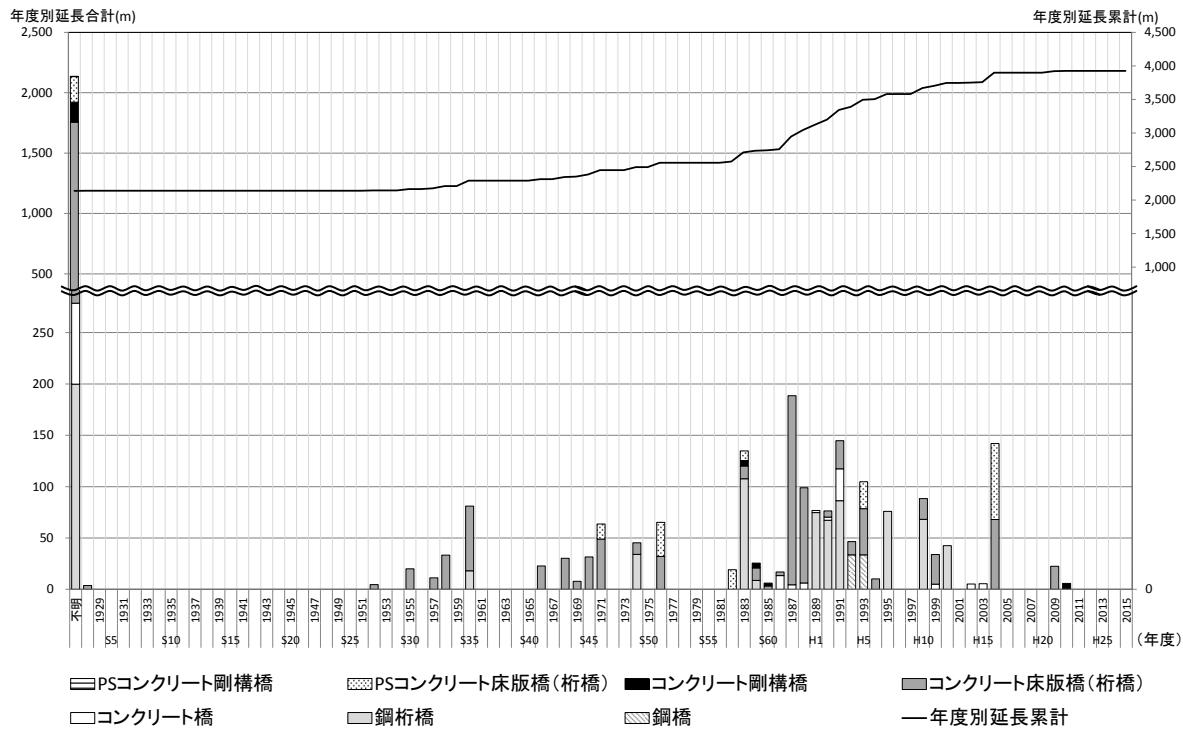
*2 2 級市道：1 級市道以上の道路を補完する市道

(2) 橋梁の整備状況

本市の平成 26 年度末における橋梁は、約 600 橋あり、総延長は約 3,900m です。

整備年の多くは不明ですが、昭和 58 年度から平成 16 年度までの 22 年間に全体の約 30%が整備されています。

図 3-23 橋梁の年度別整備状況

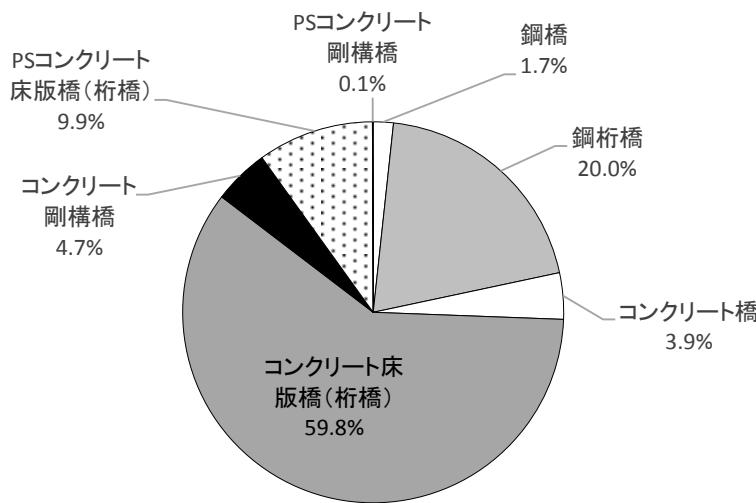


資料：羽島市橋梁台帳

注：四捨五入により合計が 100%になりません。

橋梁の構造別の割合では、コンクリート床版橋（桁橋）が 59.8%と最も多く、次いで鋼桁橋が 20.0%となっています。

図 3-24 橋梁構造別の割合



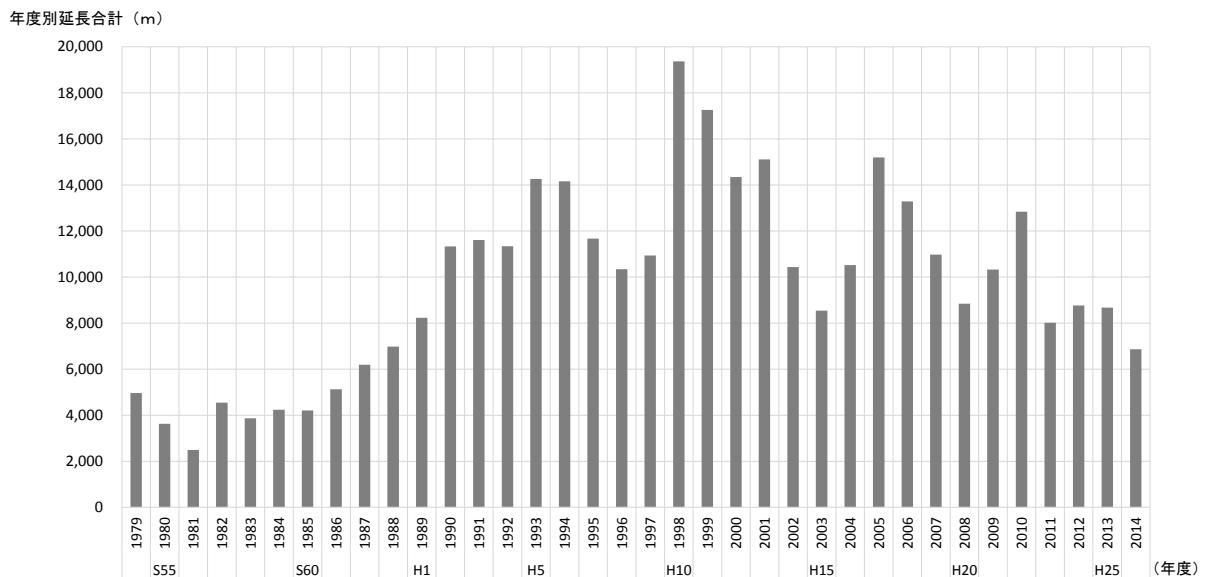
資料：羽島市橋梁台帳

注：四捨五入により合計が 100%になりません。

(3) 上水道の整備状況

本市の平成 26 年度末における上水道の総延長は約 57.5 万mあり、平成 10 年度に最も多く整備されています。一部の年度を除き、平成 2 年度から平成 22 年度まで各年度 10,000m以上整備されています。

図 3-25 上水道の年度別整備状況

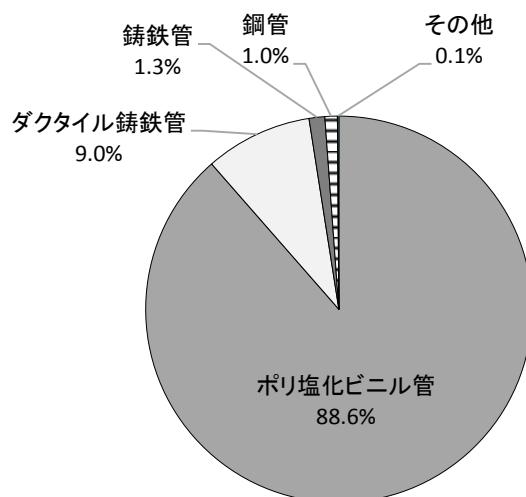


資料：羽島市公営企業会計決算書

注：整備量が不明な昭和 53 年度以前は除いています。

上水道管の管種別の割合では、ポリ塩化ビニル管が 88.6%と最も多く、次いでダクタイル鉄管が 9.0%となっています。

図 3-26 上水道管管種別の割合



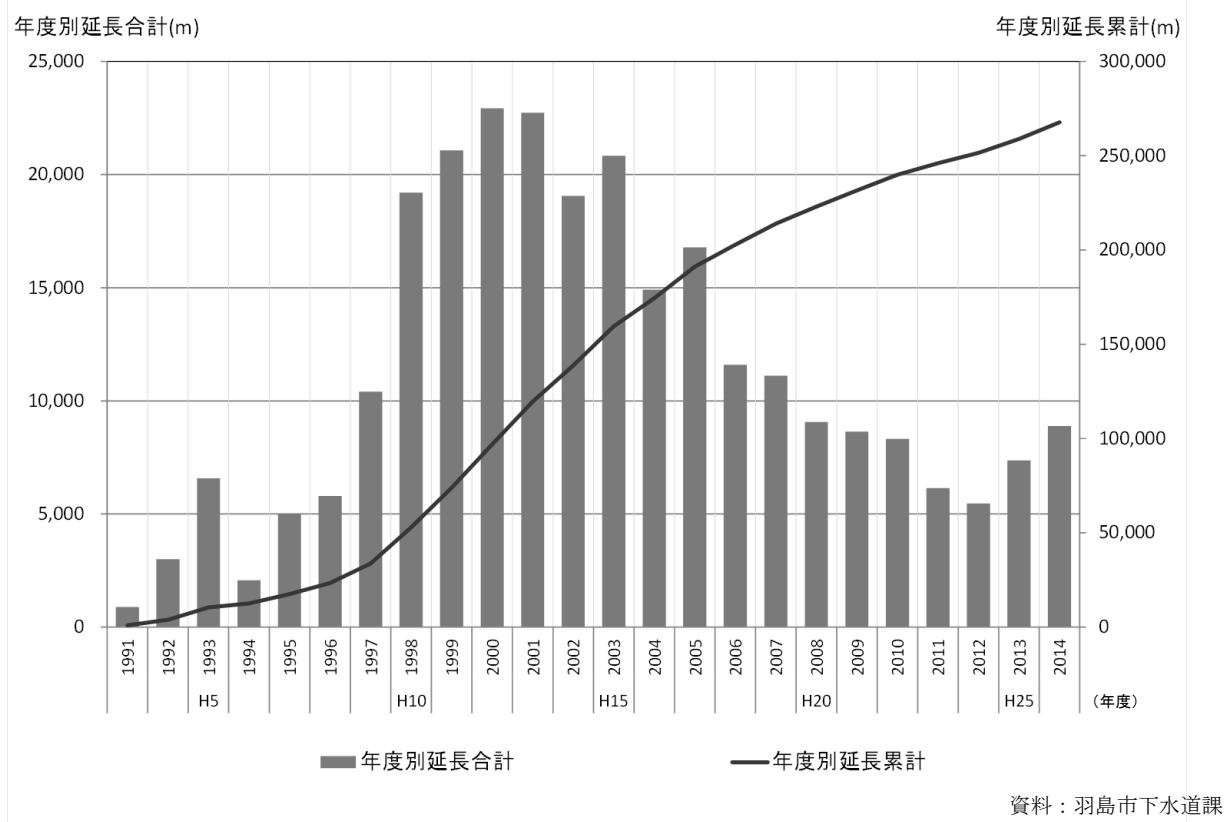
資料：水道統計調査

(4) 下水道の整備状況

本市は平成2年度から公共下水道事業を開始しており、他のインフラ資産と比較して新しい資産であるといえます。

平成26年度末における下水道の総延長は約26.8万mあり、平成10年度から平成17年度にかけて整備量が多くなっています。

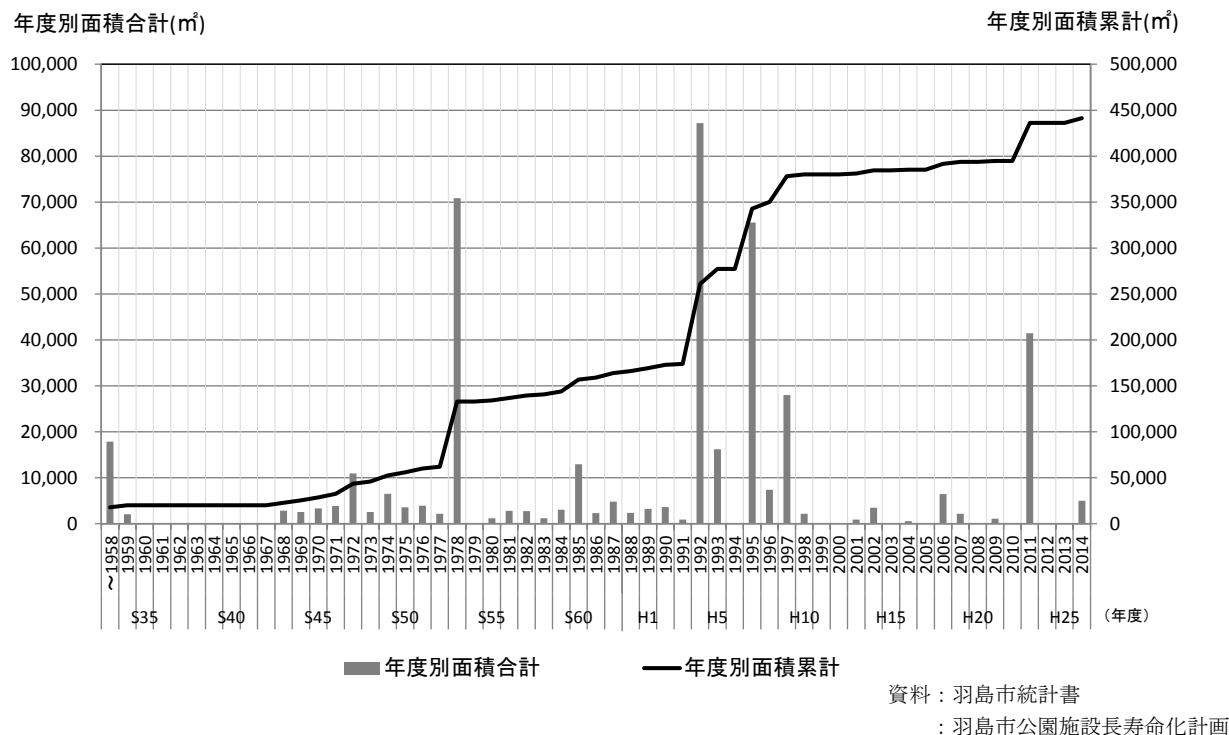
図3-27 下水道の年度別整備状況



(5) 公園の整備状況

本市の都市公園は、平成 26 年度末において 64 施設、約 41.6 万 m²が整備されています。種別では、都市緑地が最も多く、次いで街区公園となっています。

図 3-28 都市公園の年度別供用開始状況



第4章 公共施設等の更新費用の試算

- 1. 試算に当たっての前提条件の整理**
- 2. 試算結果**

第4章 公共施設等の更新費用の試算

1. 試算に当たっての前提条件の整理

平成 26 年度末の整備量をもとに、平成 27 年度から平成 66 年度（2054 年度）までの 40 年間の公共施設等における将来の更新費用を試算します。

なお、更新費用を試算する上で、次のとおり前提条件を整理しています。

表 4-1 前提条件の整理

項目	前提条件の整理
公共建築物	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none">耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積の数量に更新単価を乗じることにより試算します。耐用年数の 1/2 経過時点で大規模改修を実施し、耐用年数経過時に建替えます。 <p>【更新サイクル】</p> <ul style="list-style-type: none">構造ごとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参考に耐用年数を設定します。 ※ W 造：24 年 SRC 造：50 年 RC 造：50 年 S 造：38 年 CB 造：41 年 その他：41 年 <p>【更新単価】</p> <ul style="list-style-type: none">「建築着工統計」（国土交通省）を参考に用途別・構造別に単価を設定します。別途、解体費用を計上します。大規模改修費用は、建替え費用の約 6 割とします。 <p>【その他の】</p> <ul style="list-style-type: none">新規整備を予定している施設を一部対象とします。市民病院、環境プラント、浄化センターは医療機器や設備に要する費用が多額であることから、毎年一定金額を計上します。
道路	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none">整備面積に更新単価を乗じて得た金額を耐用年数で除して、試算期間における 1 年間の更新費用と仮定して試算します。 <p>【更新サイクル】</p> <ul style="list-style-type: none">1 級・2 級道路は 15 年、その他の道路は 30 年とします。 <p>【更新単価】</p> <ul style="list-style-type: none">路面種別（軽装やアスファルト等）ごとに本市の実績をもとに設定します。

※ W 造：木造 SRC 造：鉄骨鉄筋コンクリート RC 造：鉄筋コンクリート造 S 造：鉄骨造 CB 造：補強コンクリートブロック造

項目	前提条件の整理
橋梁	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐用年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、構造別に更新単価を乗じることにより試算します。
	<p>【更新サイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造にかかわらず法定耐用年数の 60 年とします。
	<p>【更新単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地方公共団体の財務分析等に関する調査研究会報告書」(財団法人 自治総合センター)を参考に、構造ごとに単価を設定します。
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市橋梁修繕長寿命化計画」の対象である橋梁は、同計画の試算シミュレーションを参考に試算します。
上水道	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐用年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、延長に更新単価を乗じることにより試算します。
	<p>【更新サイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管種にかかわらず法定耐用年数の 40 年とします。
	<p>【更新単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市水道事業第 2 次中期計画見直し整備計画」を参考に、管種・口径ごとに市の実績をもとに設定します。
下水道	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐用年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、延長に更新単価を乗じることにより試算します（平成 56 年度（2044 年度）までの新規整備に係る費用を別途追加します）。
	<p>【更新サイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管種にかかわらず法定耐用年数の 50 年とします。
	<p>【更新単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市工事実績等を参考に工法・口径ごとに単価を設定します。
公園	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市公園施設長寿命化計画」で算出した 1 年当たりの更新費用を、試算期間における 1 年当たりの更新費用と仮定して試算します。 「市公園施設長寿命化計画」の対象でない公園は、整備費用を 40 年（試算期間）で除して、試算期間における 1 年当たりの更新費用と仮定して試算します。
	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間の投資的経費の平均を、試算期間における 1 年当たりの投資的経費と仮定します（県営事業負担金等を除きます）。

2. 試算結果

(1) 公共建築物

公共建築物に係る 40 年間の更新費用の合計は約 1,235.4 億円となり、年平均で約 30.9 億円と試算されます。施設類型別では、学校教育施設が 40 年間で約 506.6 億円と最も多く、次いで保健・医療施設が約 209.2 億円となっています。

図 4-1 公共建築物に係る 40 年間の更新費用

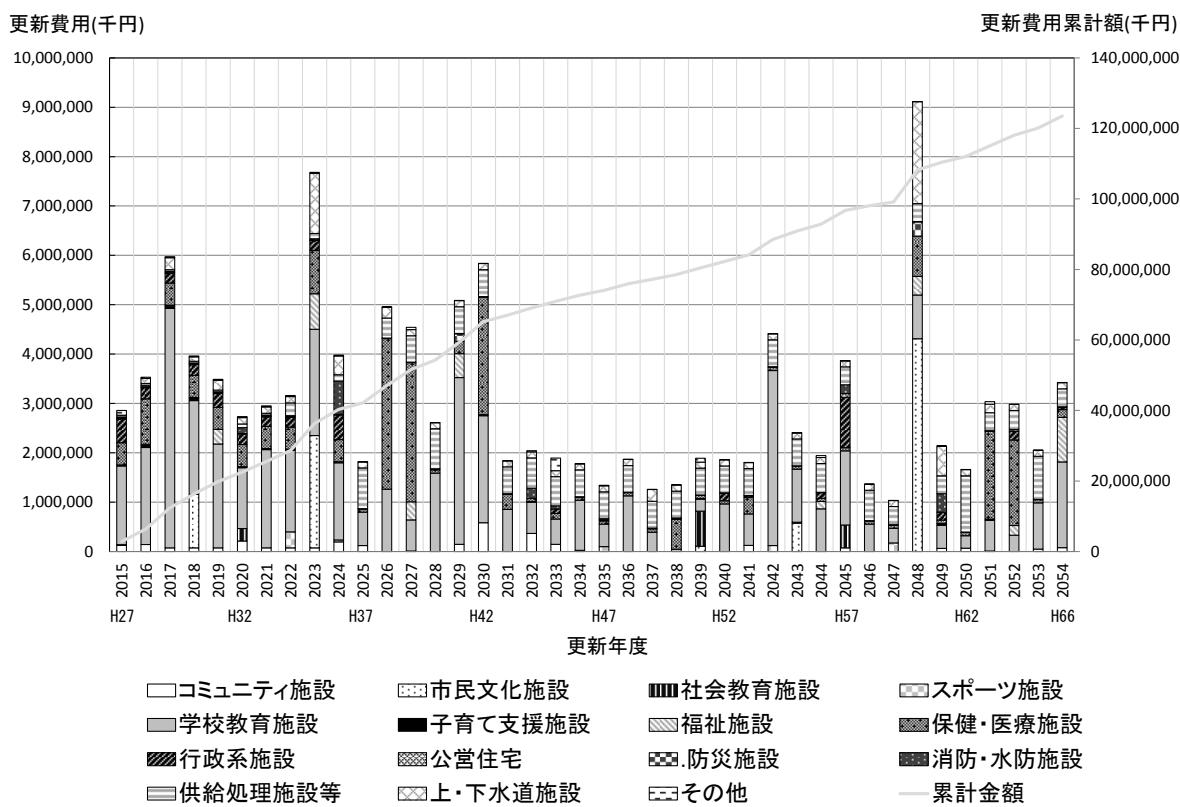


表 4-2 10 年ごとの将来更新費用

計画期間	1~10 年目	11~20 年目	21~30 年目	31~40 年目	計
更新費用	約 403.2 億円	約 324.0 億円	約 201.4 億円	約 306.8 億円	約 1,235.4 億円

(2) インフラ資産

インフラ資産に係る40年間の更新費用の合計は約564.9億円となり、年平均で約14.1億円と試算されます。項目別では、道路が約122.0億円、橋梁が約72.6億円、上水道が約171.1億円、下水道が約171.6億円、公園が約27.6億円となっています。

図4-2 インフラ資産に係る40年間の更新費用

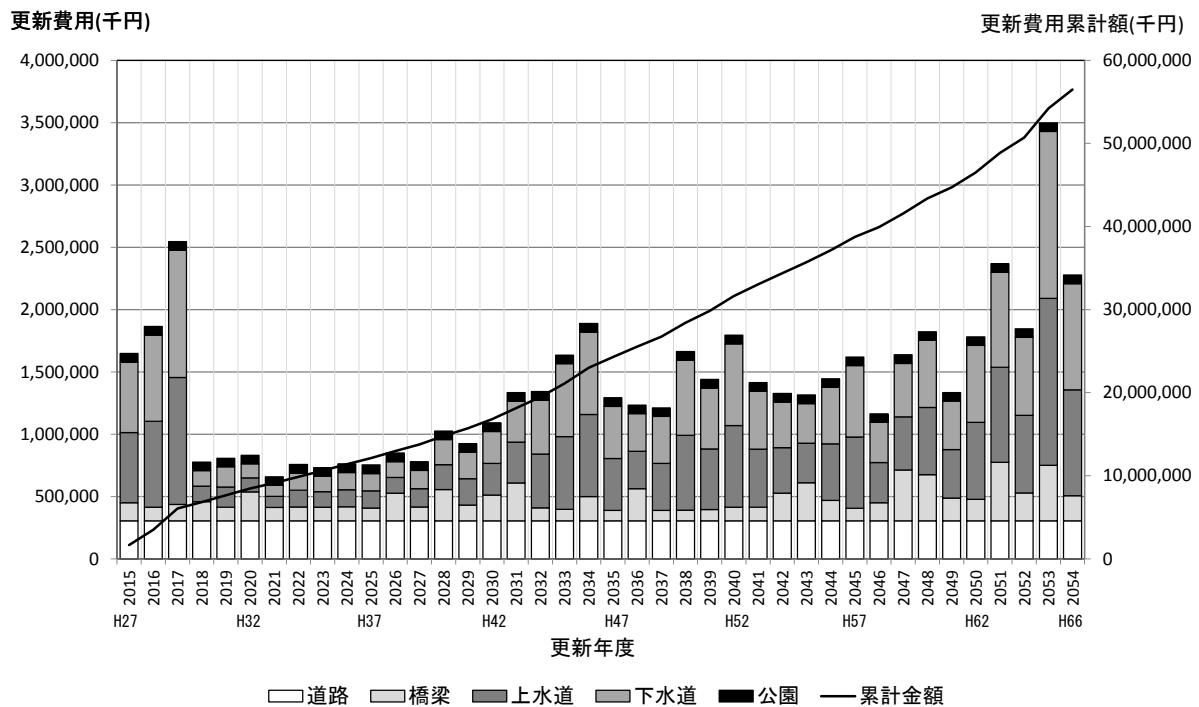


表4-3 10年ごとの将来更新費用

計画期間	1~10年目	11~20年目	21~30年目	31~40年目	計
道路	約30.5億円	約30.5億円	約30.5億円	約30.5億円	約122.0億円
橋梁	約13.2億円	約17.1億円	約15.1億円	約27.2億円	約72.6億円
上水道	約31.5億円	約30.8億円	約44.4億円	約64.4億円	約171.1億円
下水道	約31.7億円	約30.9億円	約44.5億円	約64.5億円	約171.6億円
公園	約6.9億円	約6.9億円	約6.9億円	約6.9億円	約27.6億円
計	約113.8億円	約116.2億円	約141.4億円	約193.5億円	約564.9億円

(3) 公共施設等

公共建築物とインフラ資産の更新費用を合計すると40年間で約1,800.3億円となり、年平均で約45.0億円と試算されます。過去5年間における公共施設等への投資額の平均である約31.1億円と比べると、約13.9億円の費用が必要となります。また、平成42年度（2030年度）までの更新費用が多くなっており、費用のピークは平成60年度（2048年度）に迎える結果となっています。

10年ごとの将来更新費用では、1～10年目が最も多く、約517.0億円となり、更新投資可能額（過去5年間の投資的経費の年平均から算出した額）と比べると約206.0億円、年間で約20.6億円不足することになります。また、31～40年目には将来更新費用が約500.3億円となり、年間で約18.9億円の費用が不足します。

図4-3 公共施設等に係る40年間の更新費用

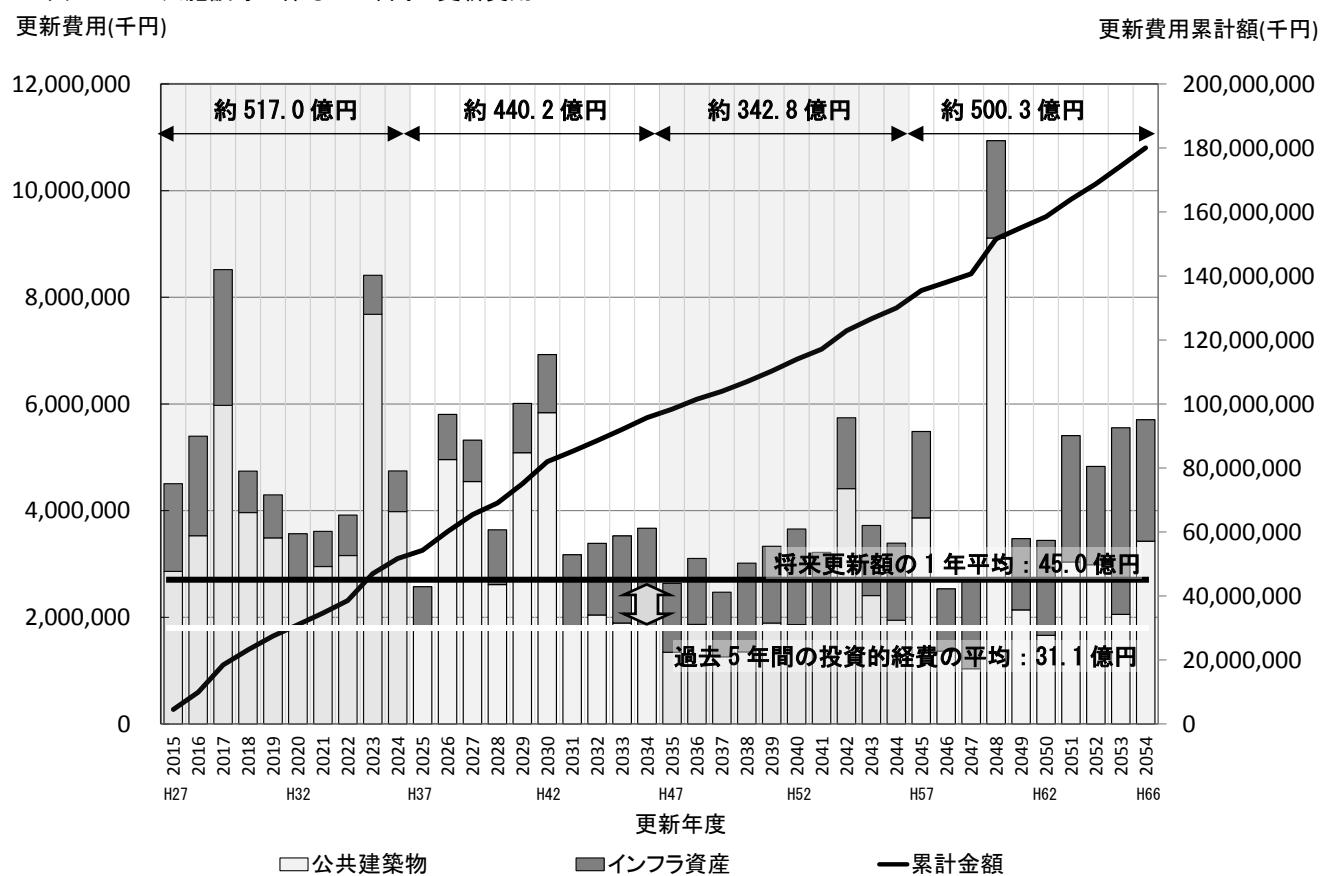


表4-4 10年ごとの将来更新費用及び過不足額

計画期間	将来更新費用 合計	更新投資可能額	過不足額	
			1年あたり	1年あたり
1～10年目	約517.0億円	約311.0億円	約206.0億円	約20.6億円
11～20年目	約440.2億円	約311.0億円	約129.2億円	約12.9億円
21～30年目	約342.8億円	約311.0億円	約31.8億円	約3.2億円
31～40年目	約500.3億円	約311.0億円	約189.3億円	約18.9億円
計	約1,800.3億円	約1,244.0億円	約556.3億円	約55.6億円

第5章 公共施設に関する意識調査

1. 市民意識調査

第5章 公共施設に関する意識調査

1. 市民意識調査

(1) 調査概要

調査目的	市民の日常の公共施設の利用状況や施設の管理・運営のあり方に対する考え方を把握することを目的に実施
調査対象	市内に居住する 18 歳以上の市民 2,000 人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出法
調査方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	平成 27 年 8 月 14 日（金）～9 月 7 日（月）

(2) 調査結果

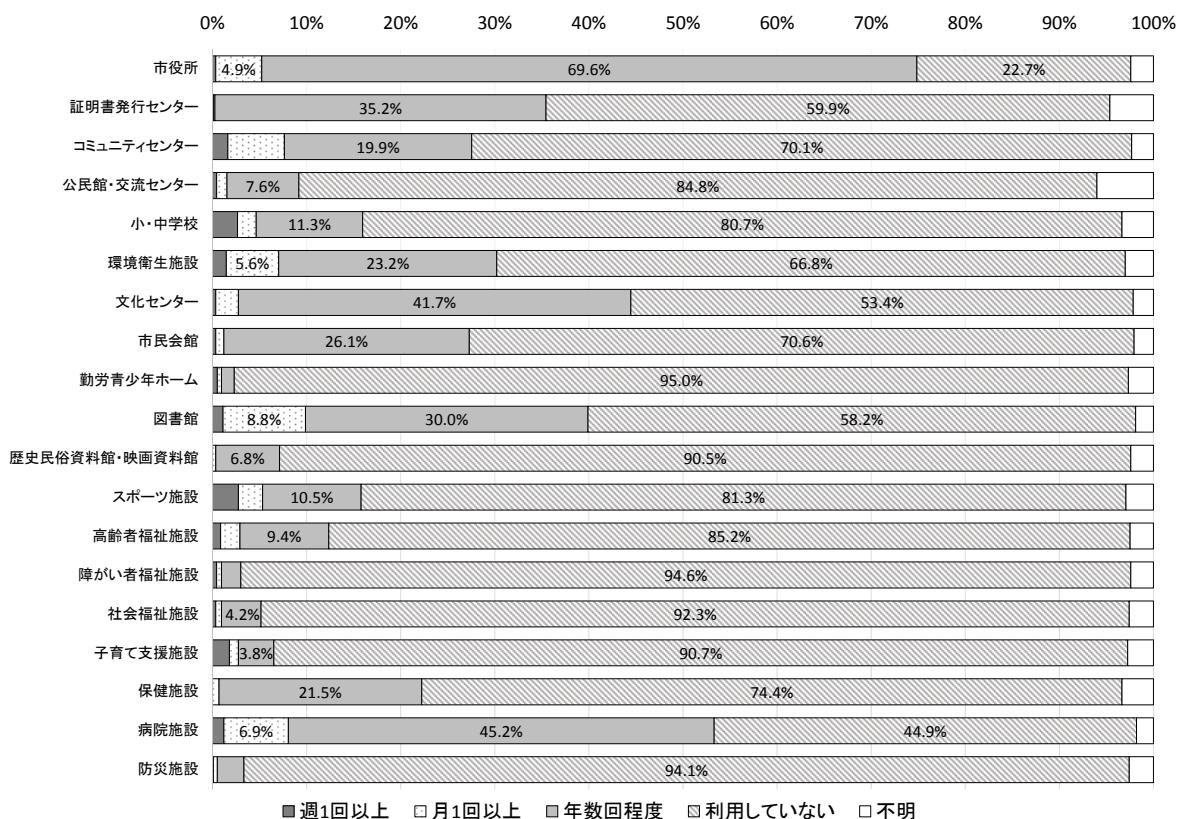
①最近 1 年間の公共施設の利用状況

市役所と病院施設以外では、すべての施設で「利用していない」が半数以上を占めています。特に、勤労青少年ホーム、歴史民俗資料館・映画資料館、社会福祉施設、防災施設などでは「利用していない」が 90% を超えています。

いずれの施設においても、利用していない理由としては「利用する必要がない」が最も多くなっています。

また、回答者の 23.2% が最近 1 年間に他市町村の公共施設を利用したことがあります、市町村別では、岐阜市が 36.0% で最も多く、次いで一宮市が 12.9%、大垣市が 11.0% となっています。

図 5-1 公共施設の利用状況



②公共施設に対する評価

ハード面では、満足（「とても満足」、「ある程度満足」の合計）が最も多いのは図書館で33.5%、次いで市役所で28.7%、病院施設で28.6%となっています。

ソフト面では、満足（「とても満足」、「ある程度満足」の合計）が最も多いのは文化センターで30.6%、次いで市役所で31.5%、図書館で29.6%となっています。

図5-2 ハード面における評価

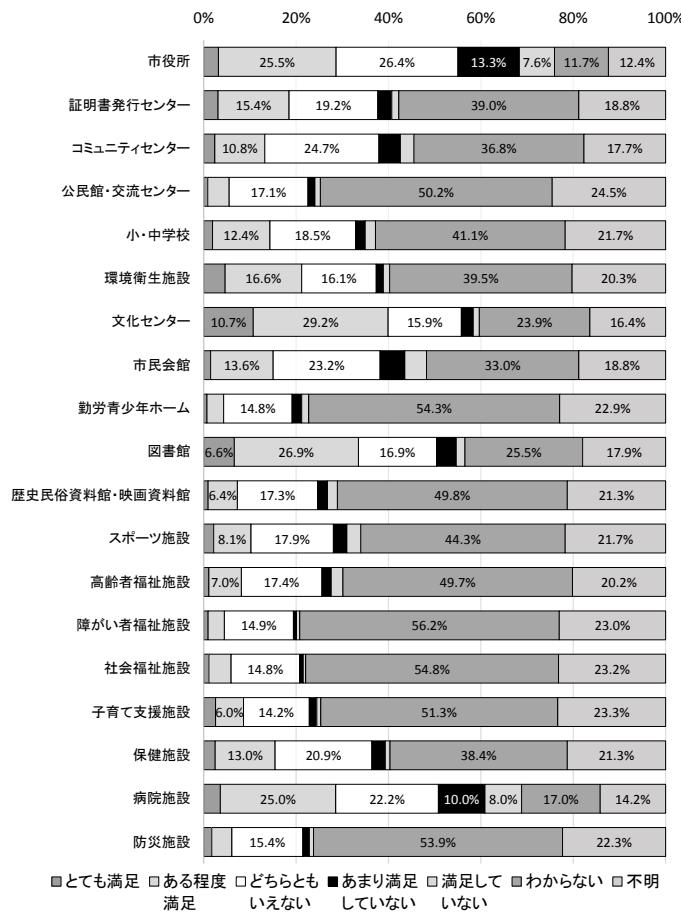
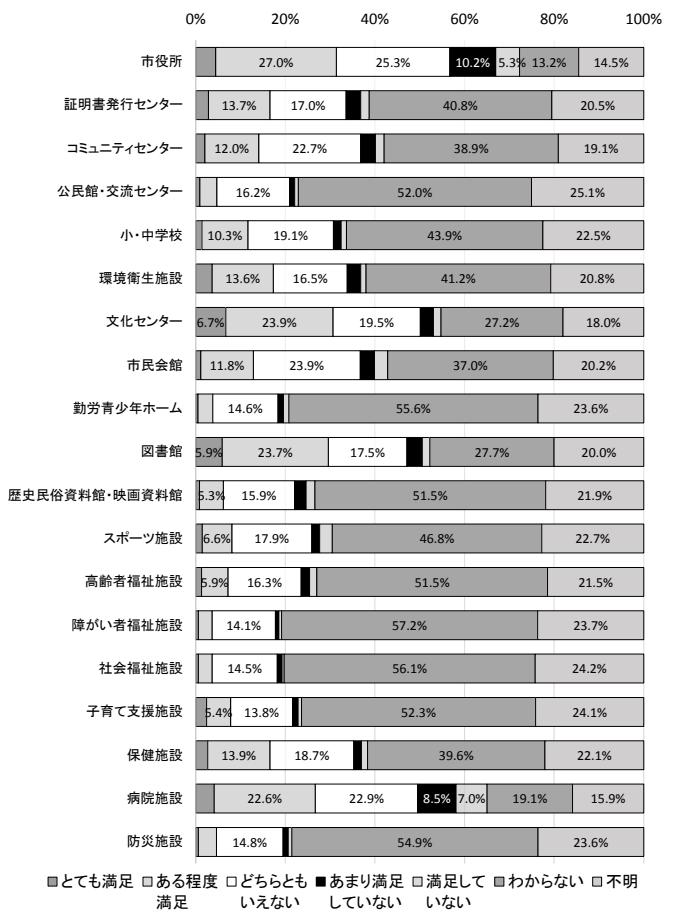


図5-3 ソフト面における評価



③公共施設の現状や今後のあり方

ア) 公共施設の「量」や「配置」について

現在の本市の公共施設の「量」については、「適量」が 52.5%で最も多く、次いで「やや多い」が 17.3%、「やや少ない」が 12.4%となっています。

また、公共施設の「配置」については、「満足」と「やや満足」を合わせて回答者の 15.3%が満足と回答しており、一方、「不満」と「やや不満」を合わせて 20.1%が不満と回答しています。

図 5-4 公共施設の「量」について

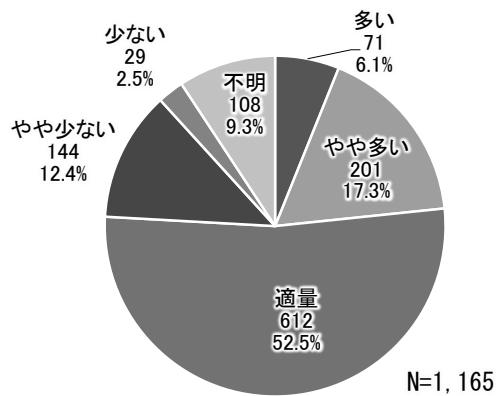
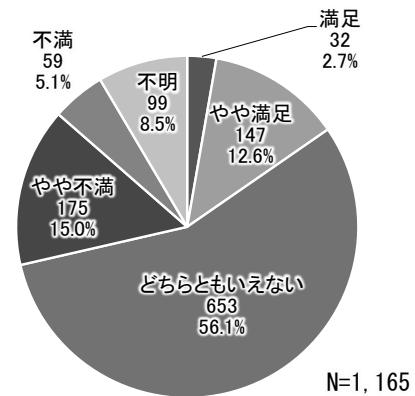


図 5-5 公共施設の「配置」について



イ) 公共施設のあり方に対する今後の方策

「現在ある施設の必要性を検証し、人口や税収の規模に見合った量まで削減すべきである」が 73.4%で最も多く、次いで「現在ある施設は必要なので、現状維持を優先して考えるべきである」が 15.2%となっています。

ウ) 減らしてもよいと考える施設

「稼働率や利用者数の少ない施設」が 47.0%で最も多く、次いで「他の施設と機能や用途が重複している施設」が 38.9%、「利用されていない空間を放置している施設」が 36.1%となっています。

図 5-6 公共施設のあり方に対する今後の方策

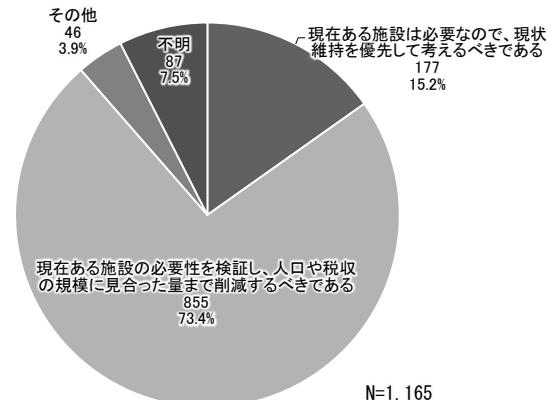
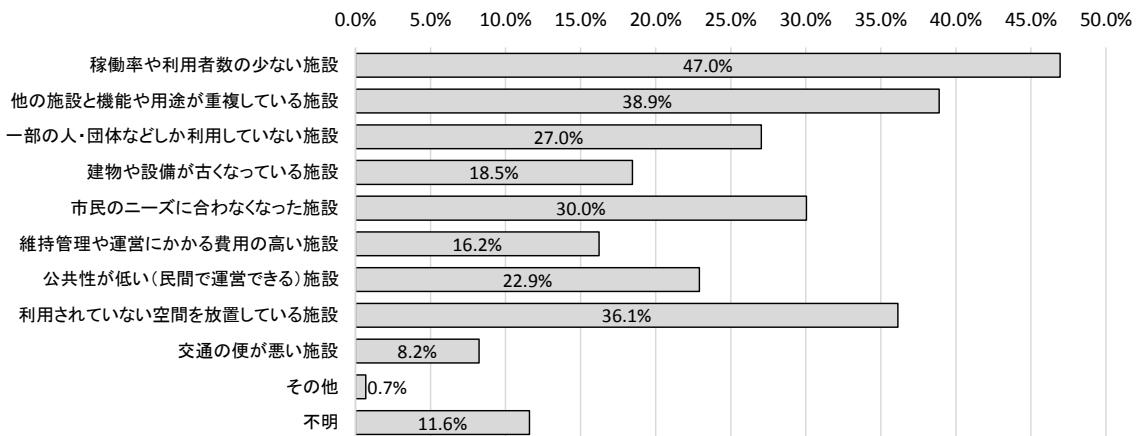


図 5-7 減らしてもよいと考える施設



工) 優先的に維持するべき公共施設

全体で最も多いのは病院施設で80.3%、次いで市役所が76.7%、小・中学校が70.9%となっています。最も優先する施設としては、市役所が56.0%、次いで病院施設が15.5%、小・中学校が14.0%となっています。

表 5-1 優先的に維持するべき公共施設

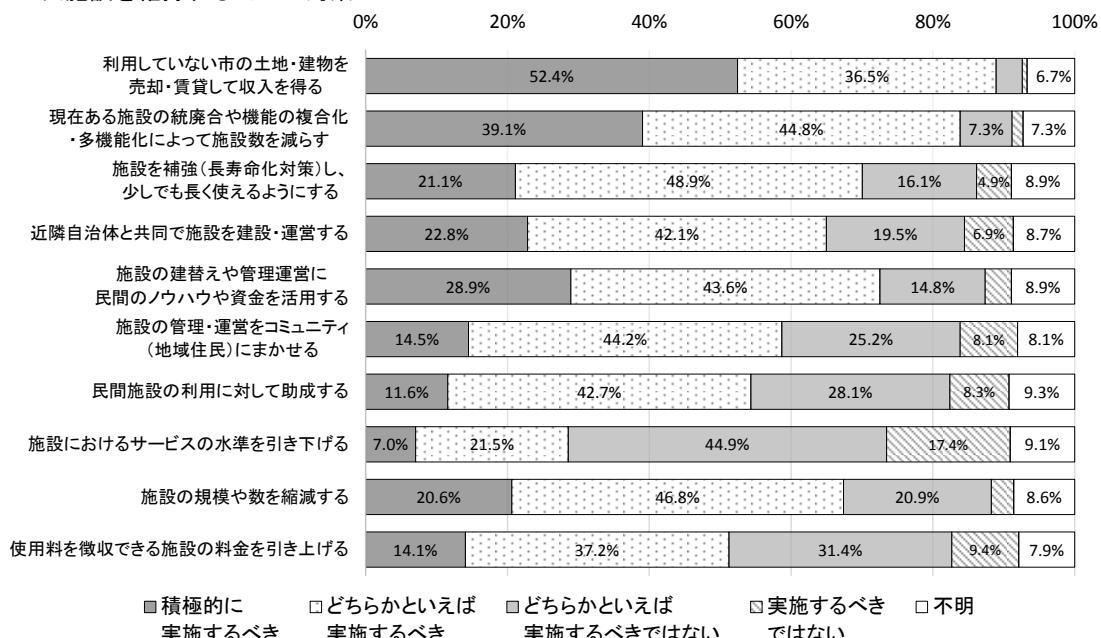
	合計	市役所	証明書発行センター	コミュニティセンター	公民館・交流センター	小・中学校	環境衛生施設	文化センター	市民会館	勤労青少年ホーム	図書館	歴史民俗資料館・映画資料館	スポーツ施設	高齢者福祉施設	障がい者福祉施設	社会福祉施設	子育て支援施設	保健施設	病院施設	防災施設	その他	不明
全体	1,165	893	173	114	42	826	257	276	62	13	335	22	89	303	209	128	194	191	935	258	12	493
	100.0%	76.7%	14.8%	9.8%	3.6%	70.9%	22.1%	23.7%	5.3%	1.1%	28.8%	1.9%	7.6%	26.0%	17.9%	11.0%	16.7%	16.4%	80.3%	22.1%	1.0%	42.3%
1つめ	1,165	652	14	7	4	163	9	14	4	1	16	3	2	9	7	3	4	1	181	2	4	65
	100.0%	56.0%	1.2%	0.6%	0.3%	14.0%	0.8%	1.2%	0.3%	0.1%	1.4%	0.3%	0.2%	0.8%	0.6%	0.3%	0.3%	0.1%	15.5%	0.2%	0.3%	5.6%
2つめ	1,165	112	78	22	0	354	24	45	7	4	42	4	13	28	9	14	14	9	289	19	1	77
	100.0%	9.6%	6.7%	1.9%	0.0%	30.4%	2.1%	3.9%	0.6%	0.3%	3.6%	0.3%	1.1%	2.4%	0.8%	1.2%	1.2%	0.8%	24.8%	1.6%	0.1%	6.6%
3つめ	1,165	67	26	24	8	205	66	74	18	3	91	5	19	78	41	17	36	30	217	47	0	93
	100.0%	5.8%	2.2%	2.1%	0.7%	17.6%	5.7%	6.4%	1.5%	0.3%	7.8%	0.4%	1.6%	6.7%	3.5%	1.5%	3.1%	2.6%	18.6%	4.0%	0.0%	8.0%
4つめ	1,165	33	26	28	20	65	85	77	15	1	104	5	25	99	79	44	78	71	109	86	2	113
	100.0%	2.8%	2.2%	2.4%	1.7%	5.6%	7.3%	6.6%	1.3%	0.1%	8.9%	0.4%	2.1%	8.5%	6.8%	3.8%	6.7%	6.1%	9.4%	7.4%	0.2%	9.7%
5つめ	1,165	29	29	33	10	39	73	66	18	4	82	5	30	89	73	50	62	80	139	104	5	145
	100.0%	2.5%	2.5%	2.8%	0.9%	3.3%	6.3%	5.7%	1.5%	0.3%	7.0%	0.4%	2.6%	7.6%	6.3%	4.3%	5.3%	6.9%	11.9%	8.9%	0.4%	12.4%

オ) 公共施設を維持していくための今後の対策

「施設におけるサービスの水準を引き下げる」を除き、すべての対策で、実施するべき（「積極的に実施するべき」と「どちらかといえば実施するべき」の合計）が半数以上を占めています。

特に「利用していない市の土地を売却・賃貸して収入を得る」と「現在ある施設の統廃合や機能の複合化・多機能化によって施設数を減らす」については、回答者の80%以上が実施するべきと考えており、なかでも「利用していない市の土地を売却・賃貸して収入を得る」では、「積極的に実施するべき」が半数以上を占めています。

図 5-8 公共施設を維持するための対策





第6章 公共施設等の更新等に係る課題の整理

- 1. 現状・課題の整理**
- 2. 施設類型別の比較分析**

第6章 公共施設等の更新等に係る課題の整理

1. 現状・課題の整理

人口の状況、財政の状況、公共建築物・インフラ資産の状況を踏まえて、公共施設等の更新等に係る課題を整理します。

(1) 将来人口と市民ニーズ

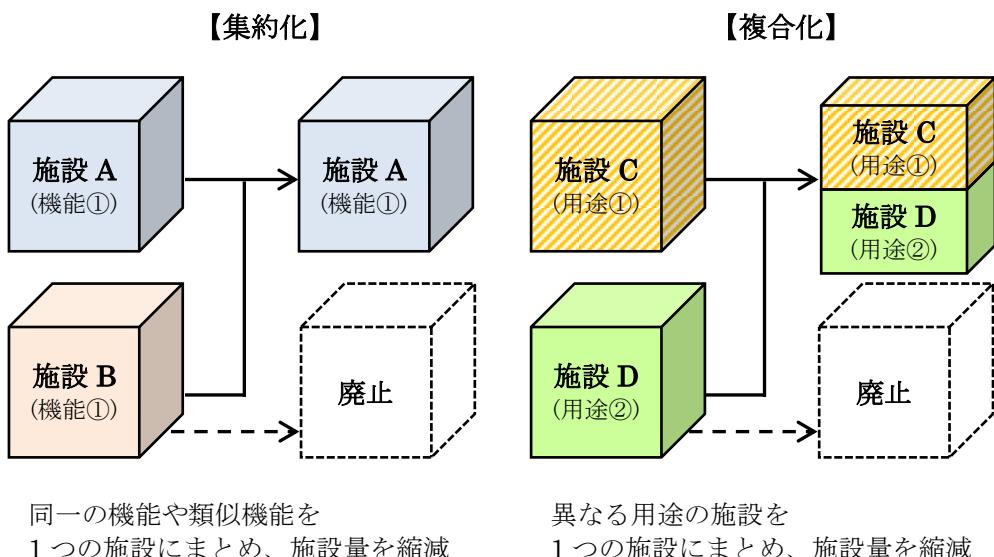
【課題1】 人口規模や市民ニーズの変化に対応した公共施設等のあり方の検討

- ◆国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では、平成52年（2040年）には56,512人となり、平成22年の国勢調査による人口67,197人と比較すると10,685人（約16%）の減少が見込まれます。また、年少人口や生産年齢人口が減少する一方、老人人口の増加が一層加速し、その年齢構成が大きく変化していくことが見込まれます。
- ◆将来人口を考慮すると人口減少や少子高齢化は避けられないことから、人口規模や今後の市民ニーズの変化に対応した公共施設等のあり方を検討する必要があります。

【課題2】 集約化や複合化による利便性向上・利用拡大

- ◆市民意識調査の結果より、公共施設の利用状況において「利用していない」と回答したものが最も多く、その理由として「利用する必要がない」がほとんどでした。性別・年齢・地域別の利用状況から、利用が一部の市民に限定されている施設もあり、幅広い市民に対してサービス提供がなされていないことがうかがえます。そのため、集約化や複合化による利便性の向上や利用拡大を図る必要があります。

図6-1 集約化や複合化のイメージ

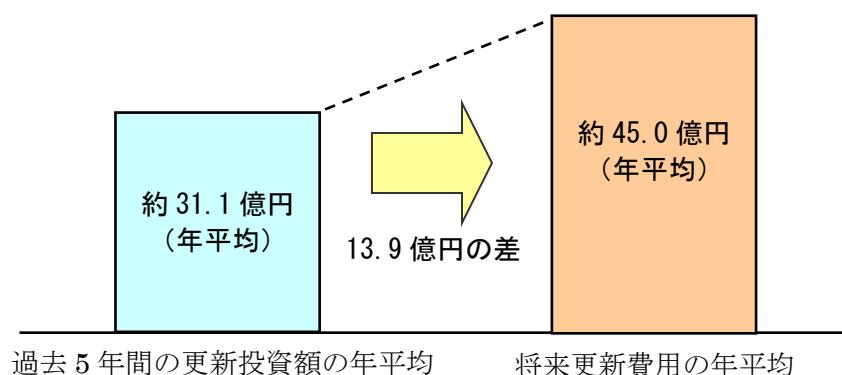


(2) 財政状況及び更新費用

[課題3] 財源に見合った施設量の見直し

- ◆生産年齢人口の減少に伴う市税の減少や今後の高齢化の進行に伴い、扶助費の増加が避けられないことから、公共施設等への投資額は減少することが見込まれます。
- ◆一方で、今後40年間における公共施設等の更新費用は約1,800.3億円、年平均で約45.0億円になると試算され、過去5年間の公共施設等への投資額の平均約31.1億円を大きく上回っています。しかし、インフラ資産は市民の生活に直結するものであり、削減が難しいことから、利用状況を考慮し、財源に見合った公共建築物の量に見直していくことが必要になります。

図6-2 過去5年間の更新投資額の年平均と将来更新費用の年平均との差



(3) 公共建築物の整備状況

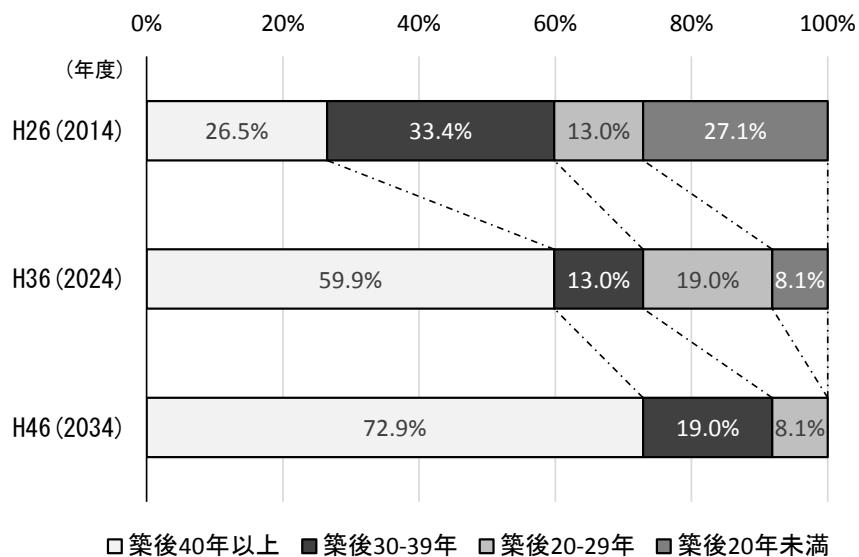
[課題4] 施設量縮減だけでなく更新費用を抑制するための工夫

- ◆人口一人当たりの公共建築物の延床面積は県内市町村や人口規模が同等の類似団体と比較しても低いことから、公共建築物の量は比較的少ないと考えられます。これは、公共建築物の更新費用の削減に向けた統廃合や複合化の対象となる施設が少ないとあるため、更新費用を抑えるための工夫が必要となります。
- ◆建築物の耐用年数に基づく更新費用の試算では、平成42年度（2030年度）までの更新費用が多くなることから、計画的な維持管理・更新が必要となります。

[課題 5] 施設の安全性の確保

◆公共建築物は、旧耐震基準により建設されたものが全体の約 53%を占めています。今後、耐用年数を迎える施設の割合が増加していくことから、施設の老朽化対策を行うとともに、安全性の確保を図る必要があります。

図 6-3 築後年数の割合の推移



(4) インフラ資産の整備状況

[課題 6] 計画的な維持管理・更新やライフサイクルコストを縮減・平準化するための工夫

- ◆インフラ資産を効率的かつ効果的に使用できるようにするために、計画的な維持管理・更新を行うことが必要です。
- ◆インフラ資産は、市民の生活に直結するものであり、削減が難しいことから、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図る必要があります。

2. 施設類型別の比較分析

(1) 分析の視点

公共建築物の今後の維持管理等を行う優先順位を検討するため、以下の3つの視点で施設類型別に比較分析を行います。

表 6-1 分析の視点・項目

視点	分析項目
市民の視点	市民意識調査から、1) 利用状況、2) 市民意向、3) 重要性の3つの分析軸で評価します。
行政運営の視点	市がサービスを提供する必要性、市が建物を所有する必要性の観点から、公共建築物の必要性を評価します。
建築物の視点	公共建築物の築年数によって、安全性（老朽度）を評価します。

(2) 分析方法

「市民の視点」、「建築物の視点」における分析では、項目ごとに点数を設定し、施設類型別に点数を付けます。その点数から標準偏差を求め、偏差値化することで、施設類型別の順位を示します。

(3) 分析結果

①市民の視点

1) 利用状況

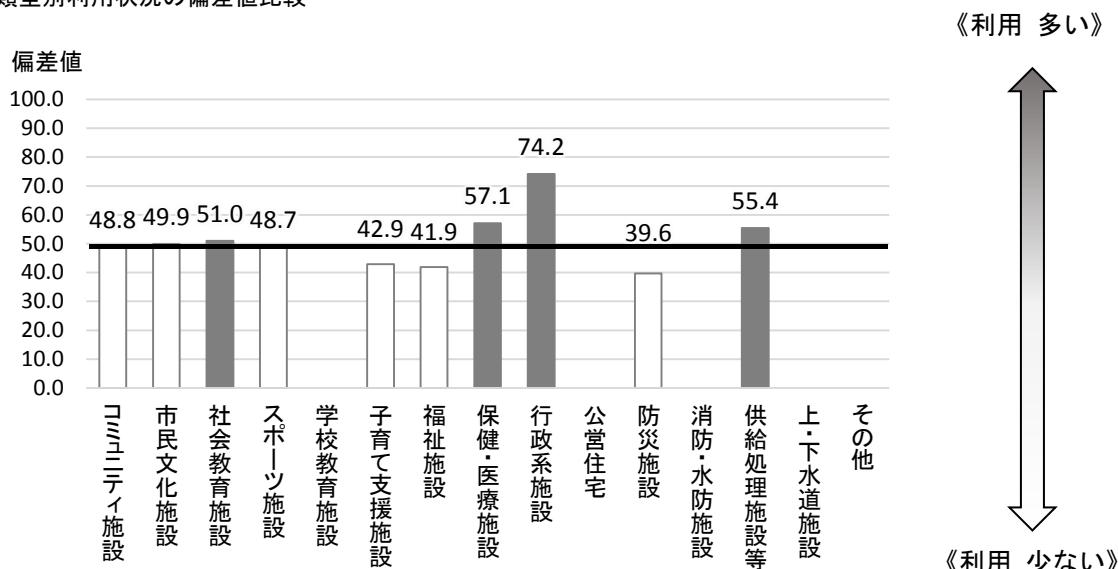
市民意識調査の結果から、右表のとおり、利用頻度を点数化します。偏差値が50以下のものは、利用頻度が低い施設類型といえます。なお、不特定多数の利用に供さない施設については、分析の対象外とします。

分析の結果、コミュニティ施設、市民文化施設、スポーツ施設、子育て支援施設、福祉施設、防災施設は偏差値が50を下回り、利用が少ないことがうかがえます。

表 6-2 点数表

利用頻度	点数
週1回以上	3点
月1回以上	2点
年数回程度	1点
利用していない	0点

図 6-4 施設類型別利用状況の偏差値比較

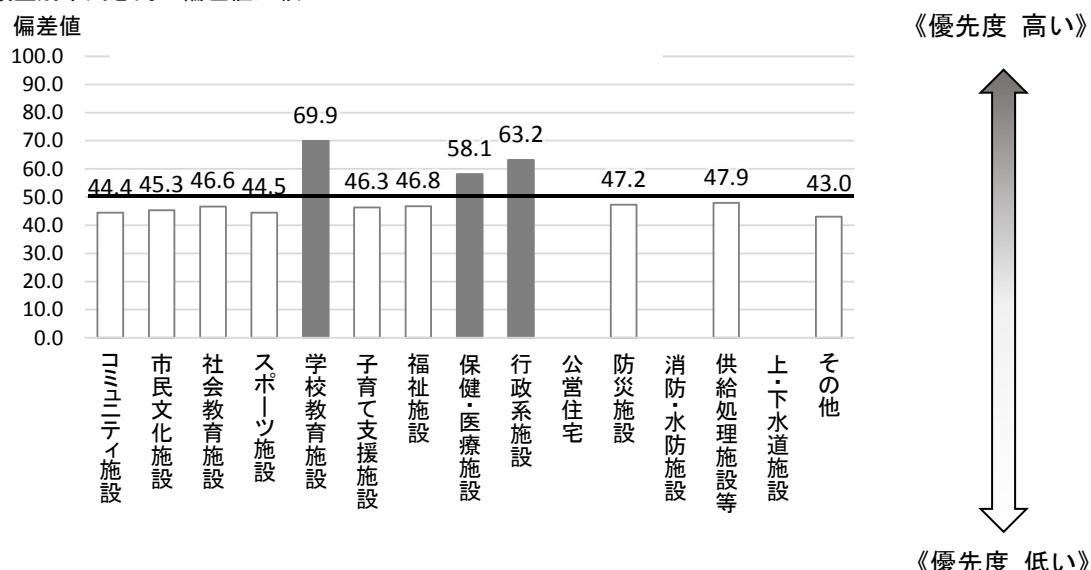


2) 市民意向

市民意識調査の結果から、「将来にわたって優先的に維持するべきと考える公共施設」として選ばれた回答数を施設類型ごとに点数化します。偏差値が 50 以下のものは、施設維持の優先度が低い施設類型といえます。

分析の結果、学校教育施設、行政系施設、保健・医療施設の 3 施設類型以外は偏差値が 50 を下回り、優先度が低いことがうかがえます。

図 6-5 施設類型別市民意向の偏差値比較



3) 重要性

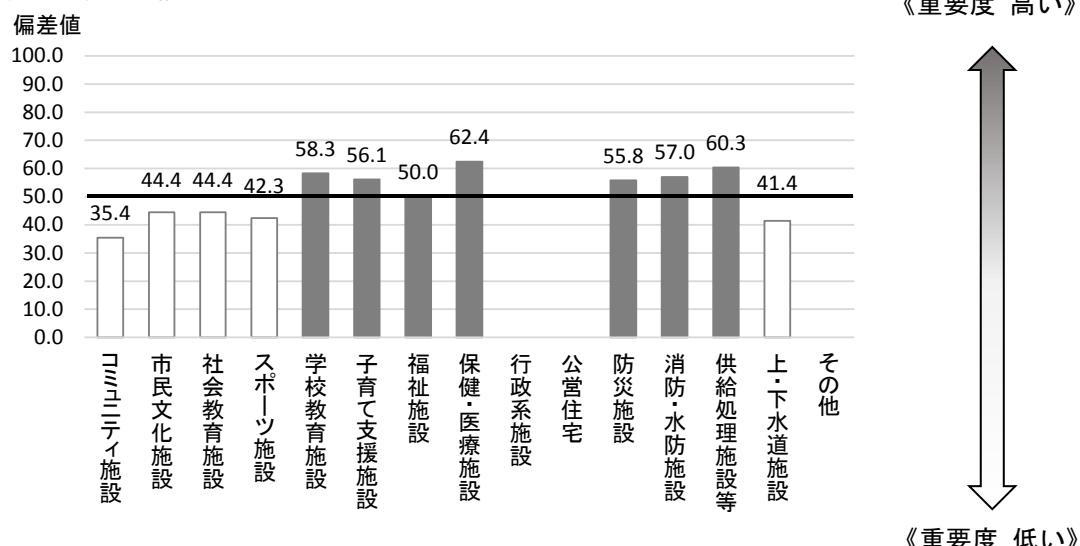
第六次総合計画策定時に実施した市民意識調査の結果から、右表のとおり、市の市民サービスに対する重要度を点数化します。偏差値が 50 以下のものは、重要度が低い施設類型といえます。なお、行政系施設、公営住宅、その他については、分析の対象外とします。

分析の結果、コミュニティ施設、市民文化施設、社会教育施設、スポーツ施設、上・下水道施設は偏差値が 50 を下回り、重要度が低いことがうかがえます。

表 6-3 点数表

重要度	点数
高い	2 点
やや高い	1.5 点
ふつう	1 点
やや低い	0.5 点
低い	0 点

図 6-6 施設類型別重要性の偏差値比較



分析結果

公共建築物の今後の維持管理等を行う優先順位を検討するため、1) 利用状況、2) 市民意向、3) 重要性の3つの分析軸で評価した結果の平均値を総合評価とした結果、行政系施設が最も高くなり、次いで学校教育施設、保健・医療施設、消防・水防施設、供給処理施設等、子育て支援施設の順に高くなっています。

表 6-4 「市民の視点」の分析結果

施設類型	利用状況		市民意向		重要性		総合評価	
	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位
コミュニティ施設	48.8	6	44.4	11	35.4	12	42.9	13
市民文化施設	49.9	5	45.3	9	44.4	8	46.6	9
社会教育施設	51.0	4	46.6	7	44.4	8	47.3	8
スポーツ施設	48.7	7	44.5	10	42.3	10	45.2	11
学校教育施設	-	-	69.9	1	58.3	3	64.1	2
子育て支援施設	42.9	8	46.3	8	56.1	5	48.4	6
福祉施設	41.9	9	46.8	6	50.0	7	46.3	10
保健・医療施設	57.1	2	58.1	3	62.4	1	59.2	3
行政系施設	74.2	1	63.2	2	-	-	68.7	1
公営住宅	-	-	-	-	-	-	-	-
防災施設	39.6	10	47.2	5	55.8	6	47.6	7
消防・水防施設	-	-	-	-	57.0	4	57.0	4
供給処理施設等	55.4	3	47.9	4	60.3	2	54.6	5
上・下水道施設	-	-	-	-	41.4	11	41.4	14
その他施設	-	-	43.0	12	-	-	43.0	12

②行政運営の視点

1) 公共建築物の必要性

公共建築物の施設概要、利用状況や管理・運営の実態等を踏まえ、施設類型（一部類型は細分化）別に、「市がサービスを提供する必要性」と「市が建物を所有する必要性」について3段階に区分します。

表 6-5 市がサービスを提供する必要性

高い	← ← ←	市がサービスを提供する必要性	→ → →	低い
<区分の基準>				
		法的な位置づけ（公共によるサービス提供の義務・責務、条例等の設置規定） 市民生活への不可欠性（福祉・セーフティネット確保、生活の質の向上） 民間でのサービス提供（同種サービスの提供実態、サービス提供にかかる採算性） 利用状況など		
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育施設 ● 子育て支援施設 ● 行政系施設（庁舎等） ● 防災施設 ● 消防・水防施設 ● 供給処理施設等 ● 上・下水道施設 		<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ施設 ● 市民文化施設 ● 社会教育施設 ● スポーツ施設 ● 福祉施設 ● 保健・医療施設 ● 行政系施設（証明書発行センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅 ● その他施設 	

表 6-6 市が建物を所有する必要性

高い	← ← ←	市が建物を所有する必要性	→ → →	低い
<区分の基準>				
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育施設 ● 消防・水防施設 ● 供給処理施設等 ● 上・下水道施設 		<ul style="list-style-type: none"> ● 保健・医療施設 ● 行政系施設（庁舎等） ● 防災施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ施設 ● 市民文化施設 ● 社会教育施設 ● スポーツ施設 ● 子育て支援施設 ● 福祉施設 ● 行政系施設（証明書発行センター） ● 公営住宅 ● その他施設 	

分析結果

分析の結果、公共建築物の必要性の観点から施設の優先度の考え方を示す区分として、下図のとおり6区分に整理されました。

市が建物を所有する必要性、市がサービスを提供する必要性がともに高い区分Iには、学校教育施設、消防・水防施設、供給処理施設等、上・下水道施設の4類型が位置づけられました。

表 6-7 「行政運営の視点」の分析結果

	大 ←	市が建物を所有する必要性 → 小	
↑ 市がサービスを提供する必要性 ↓	I	II	IV
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育施設 ● 消防・水防施設 ● 供給処理施設等 ● 上・下水道施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政系施設（庁舎等） ● 防災施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援施設
	(該当なし)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健・医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ施設 ● 市民文化施設 ● 社会教育施設 ● スポーツ施設 ● 福祉施設 ● 行政系施設（証明書発行センター）
	(該当なし)	(該当なし)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅 ● その他施設

③建築物の視点

1) 安全性（老朽度）

右表のとおり、公共建築物の築年数別に点数を設定し、施設類型ごとに築年数別の面積割合に応じて点数化します。偏差値が 50 以下のものは、老朽化している施設が多いといえます。

表 6-8 点数表

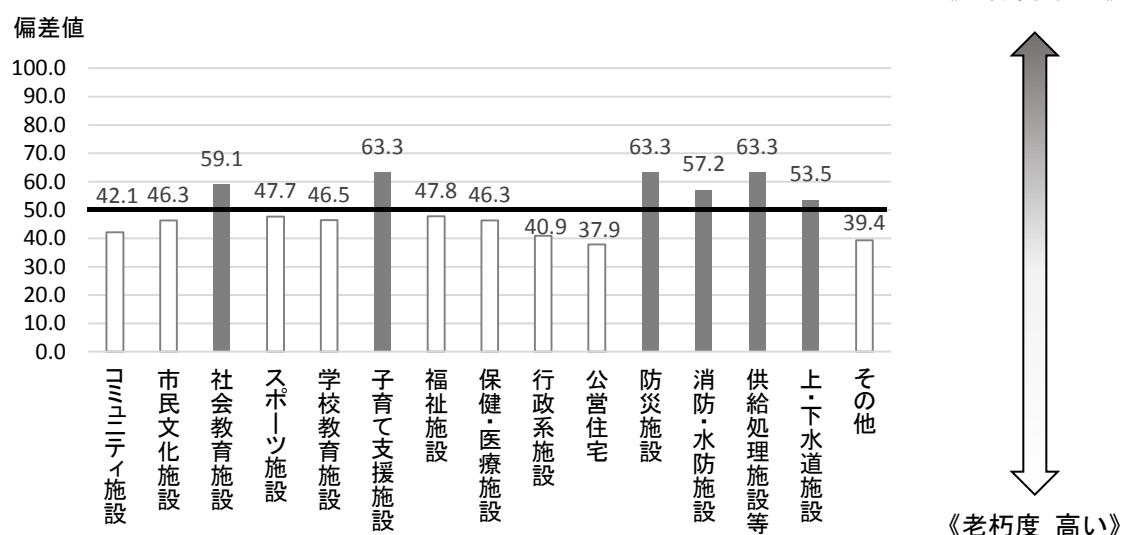
築年数	点数
築後 20 年未満	4 点
築後 20-29 年	3 点
築後 30-39 年	2 点
築後 40 年以上	1 点

分析結果

分析の結果、コミュニティ施設、市民文化施設、スポーツ施設、学校教育施設、福祉施設、保健・医療施設、行政系施設、公営住宅、その他は偏差値が 50 を下回り、老朽化が進んでいることがうかがえます。

図 6-7 施設類型別安全性（老朽度）の偏差値比較

《老朽度 低い》



(4) 3つの視点からの分析結果のまとめ

「市民の視点」、「行政運営の視点」、「建築物の視点」による分析結果から、今後の維持管理等を行う優先順位を検討するため、施設類型別に優先度の考え方として、課題や方向性を整理します。

表 6-9 分析結果のまとめ (1/2)

施設類型	優先度の考え方
学校教育施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設維持の優先度や施策評価における重要度が高く、公的サービスとしての必要性、市が施設を保有する必要性とともに高いものの、老朽化が進んでいることから、施設更新や設備更新等の対応を講じることにより、機能、施設ともに優先的に維持することが求められます。 将来の児童・生徒数の推移に応じて、施設規模を適正化する必要があります。
行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設維持の優先度や利用状況が高く、公的サービスとしての必要性も高いことから、機能の優先的な維持が求められます。老朽化が著しく、安全性の観点からも施設の更新が喫緊の課題です。 施設の更新では、利便性・機能の向上を図るため、分散する庁舎の集約化、他施設との複合化を検討する必要があります。
保健・医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設維持の優先度や利用状況が高い一方、老朽化が進んでいるため、施設の更新が課題です。施策評価における重要度も高く、重点的な対応が求められます。 公的サービスとして提供する必要性は一定程度あることから、機能の維持は必要ですが、民間等による代替サービスとの役割分担や民間資本・ノウハウの利活用を含むサービス提供方法の最適化について検討することが求められます。 将来ニーズに応じて、施設規模の適正化を図るとともに、他施設との複合化を検討する必要があります。
供給処理施設等	<ul style="list-style-type: none"> 施策評価における重要度が高い施設であり、公的サービスとしての必要性、市が施設を保有する必要性もともに高く、機能、施設ともに優先的に維持することが求められます。 施設としては比較的新しいですが、設備更新に多額の費用を要することから、維持管理の適正化を図る必要があります。
消防・水防施設	<ul style="list-style-type: none"> 公的サービスとしての必要性、市が施設を保有する必要性がともに高く、機能、施設ともに優先的に維持することが求められます。 必要な施設機能を踏まえ、施設規模を適正化する必要があります。
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 施策評価における重要度や公的サービスとしての必要性が高く、機能を優先的に維持していく必要性は高いですが、民間委託などサービス提供方法の最適化について検討する必要があります。

表 6-9 分析結果のまとめ（2/2）

施設類型	優先度の考え方
防災施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策評価における重要度や公的サービスとしての必要性が高く、機能を優先的に維持していくことが求められますが、平常時における利用状況が低いため、施設の有効活用について検討する必要があります。
上・下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的サービスとしての必要性、市が施設を保有する必要性がともに高く、機能、施設ともに優先的に維持することが求められます。 ● 将来の人口規模や水需要の変化に応じて、施設規模を適正化する必要があります。
コミュニティ施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用状況が低いため、市民ニーズに合ったサービスを提供する必要があります。 ● 老朽化が進んでいるため、更新に合わせて他施設との複合化や施設規模の適正化を検討する必要があります。
市民文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 必ずしも市が建物を保有する必要性がないことや機能が重複していることから、老朽化を踏まえ、統廃合や類似機能の集約化を検討する必要があります。
社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習分野における公的サービスとしての機能の必要性は一定程度あることから、サービス提供方法や維持管理の適正化について検討する必要があります。 ● 将来ニーズに応じて、施設規模の適正化を図るとともに、他施設との複合化を検討する必要があります。
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用状況が低く、老朽化が進んでいるため、民間等による代替サービスとの役割分担を踏まえ、統廃合を検討する必要があります。 ● 必ずしも市が建物を保有する必要性はないことから、他施設との複合化やサービスを担う事業者への施設売却を検討する必要があります。
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯スポーツ分野における公的サービスとしての機能の必要性は一定程度あるものの、利用状況は低く、老朽化が進んでいることから、施設の再編や民間等による代替サービスとの役割分担などサービス提供方法の最適化について検討することが求められます。 ● 将来ニーズに応じて、施設規模の適正化を図るとともに、多機能化等について検討する必要があります。
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的サービスとして機能を提供していくことについて、市民ニーズや社会的な要請等を踏まえて検討する必要があります。
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的サービスとして機能を提供していくことについて、市民ニーズや社会的な要請等を踏まえて検討する必要があります。 ● 必ずしも市が建物を保有する必要性は無いことから、他施設との統合や共用化、施設の売却について検討する必要があります。

第7章 公共施設等マネジメントの基本方針

- 1. 基本的な考え方**
- 2. 基本方針**
- 3. 管理目標**

第7章 公共施設等マネジメントの基本方針

1. 基本的な考え方

試算による今後 40 年間の公共施設等における将来の更新費用は、公共建築物とインフラ資産を合わせると年平均で約 45.0 億円、人口一人当たりでは約 6.7 万円／人（平成 22 年国勢調査の人口）になります。一方、本市の財政状況から、過去 5 年間の投資的経費の平均額が将来も続くと仮定すると、年平均で約 31.1 億円、人口一人当たりでは約 4.6 万円／人となり、必要となる更新費用と比較して、年平均で約 13.9 億円、人口一人当たりでは約 2.1 万円／人の不足が生じることとなります。

表 7-1 今後必要となる更新費用と不足額の試算

	今後必要となる更新費用 (年平均)	投資的経費実績 (過去 5 年間の平均)	不足額
公共建築物	約 30.9 億円	約 11.8 億円	約-19.1 億円
インフラ資産	約 14.1 億円	約 19.3 億円	約 5.2 億円
総 計 (人口一人当たり)	約 45.0 億円 (約 6.7 万円／人)	約 31.1 億円 (約 4.6 万円／人)	約-13.9 億円 (約 2.1 万円／人)

今後、人口減少や少子高齢化が進むことにより、将来の財政状況は一層厳しさを増すことが見込まれていることから、現在ある施設の量や質をそのまま維持していくことは困難であり、必要性の高い施設までも安全・安心に利用することができない状況を招いてしまうことも懸念されます。

こうした実情を踏まえ、公共施設等の管理にあたっては、これまでのように個々の施設やインフラ資産ごとに個別に維持管理の方法や方向性を考えるのではなく、公共施設等の保有状況や維持管理に要するコストなどの情報を一元的に把握・整理し、市全体の実情や課題、ニーズ等を総合的に捉えた上で、長期的な視点をもって、本市の財政事情に見合った最適な方法や方向性を導き出し、適切な対応を図っていく公共施設等マネジメントを推進していくことが重要となります。

以下に、本市の公共施設等マネジメントを推進する上で基本となる 3 つの基本方針を掲げます。

基本方針 1 選択と集中による施設の適正化

⇒ 人口構成や財政事情等を勘案した身の丈にあった適正な保有量を実現します

基本方針 2 計画的保全による効果的な維持管理

⇒ 維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します

基本方針 3 効率的な利活用の推進

⇒ まちづくり・地域づくりの観点から施設を有効的に賢く利活用します

2. 基本方針

基本方針 1 選択と集中による施設の適正化

～人口構成や財政事情等を勘案した身の丈にあった適正な保有量を実現します～

公共施設等のあり方や必要性について、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況、市民の利用状況やニーズ等の面から総合的に評価を行い、本市の身の丈にあった適正な保有量を実現します。

公共建築物については、将来の人口推計や財政見通し、市民意識調査の結果等を踏まえ、今後必要な施設機能を想定し、必要なサービス水準を確保しつつ施設の集約化や複合化を図るなど、整備や管理・運営等の施設に係るコスト削減を推進します。また、老朽化した建築物の廃止や重複する機能を有する施設の統廃合を推進します。

取組方針

①統合や廃止の推進方針

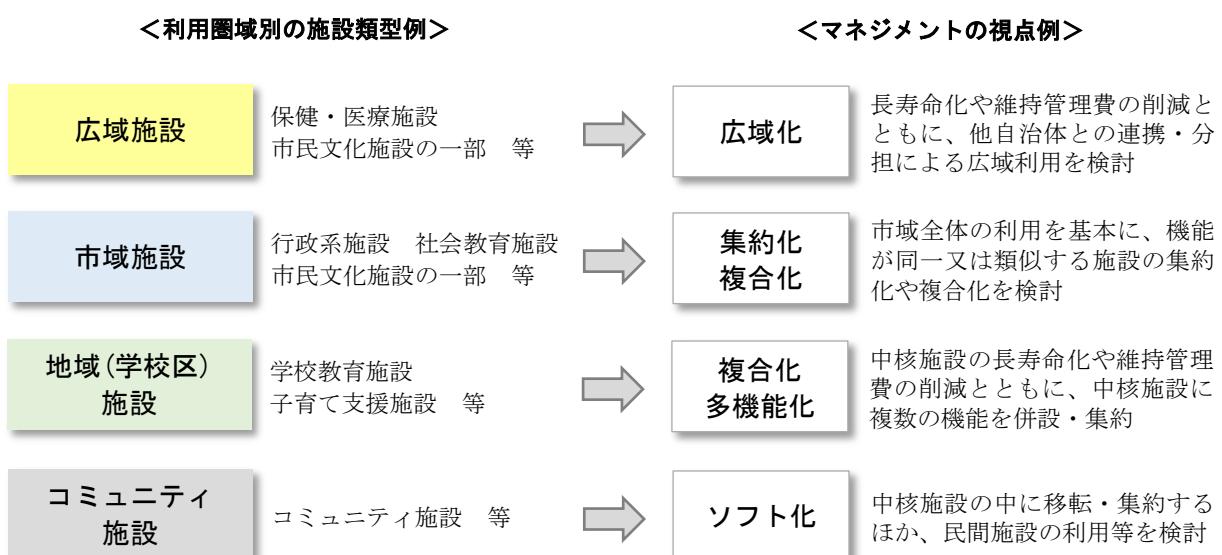
今後は、1機能1施設を基本とする「施設重視」から集約化や複合化などを進める「機能重視」の発想に転換し、施設保有量の適正化を進めます。

また、あらゆる用途の施設を整備するのではなく、優先的に維持管理・整備していく施設の「選択と集中」を図っていきます。

市域を超えた利用が想定される施設、市域全体で利用される施設、地域（学校区）で利用される施設、地域より小さいコミュニティ単位で利用される施設を区分して考える利用圏域別マネジメントの観点も取り入れ、施設の配置状況、利用状況、老朽化の状況、類似施設の有無等を考慮して、施設を総合的に評価した上で、統廃合を検討していきます。

総量の縮減と合わせて、施設の集約化、複合化、統廃合、転用、廃止等も視野に入れた総合的な検討を踏まえ、公共施設で提供すべき機能やサービスの再編を計画的に推進します。

図 7-1 利用圏域別マネジメントのイメージ



基本方針2 計画的保全による効果的な維持管理

～維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します～

適正な保有量の実現に向けた取組みを進めるとともに、厳しい財政見通しを踏まえ、中・長期的な視点で財政負担の軽減や平準化を図るため、適正な維持管理を行い、公共施設等の長寿命化を推進します。

これまでの事後保全の考え方から転換し、予防保全の考え方を取り入れた計画的な点検や老朽化対策を推進し、効果的な維持管理によるライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。

設備等の更新に関しても、計画的な更新に留意するとともに、省エネルギー機器や再生可能エネルギー利用設備の導入を図るなど、光熱水費の負担軽減につながる対策を図ります。

インフラ資産については、市内での生活や社会経済活動等への影響が大きいことから、保有量を縮減していくことは困難ですが、優先度やリスクを考慮した効率的な維持管理や計画的な整備を進めながら、長寿命化を図ります。

取組方針

①点検・診断等の実施方針

学校、病院、図書館などの不特定多数の人が利用する特殊建築物については、法定点検（建築基準法第12条の定期点検）の実施と結果の活用、それ以外の施設については職員により日常的に管理を行うなど、定期的・計画的に施設の点検・診断を実施し、その結果を踏まえて適切な対応を行うことで、施設の劣化を未然に防ぎます。

インフラ資産については、インフラ長寿命化計画など国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

また、社会基盤メンテナンス・エキスパートを養成し、職員による点検・診断の充実に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

<予防保全型維持管理>

予防保全を実施することで市民サービスの低下を防止し、維持管理費用の縮減につながる効果が高いものを優先して、予防保全型維持管理を取り入れていきます。

予防保全型維持管理を行うことで、補修等の突発的なコストの発生を抑え、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。

<施設横断的で一体的な維持管理>

現在、電気設備の保守等は施設ごとに発注していますが、一体的な実施が可能な場合には、一括発注により経費を削減することを検討します。

道路や上・下水道など所管部門が異なるインフラ資産についても、整備や維持管理の一体的な実施が可能な場合には、各インフラ所管部門が連携し、重複する工事を同時に行うことで経費を削減することを検討します。

<リスクベース・メンテナンス>

インフラ資産については、重要度や緊急度に応じて維持管理を行うリスクベース・メンテナンスの考え方を取り入れ、道路、橋梁、上・下水道等のインフラ資産ごとに、劣化が進みやすい部分、機能

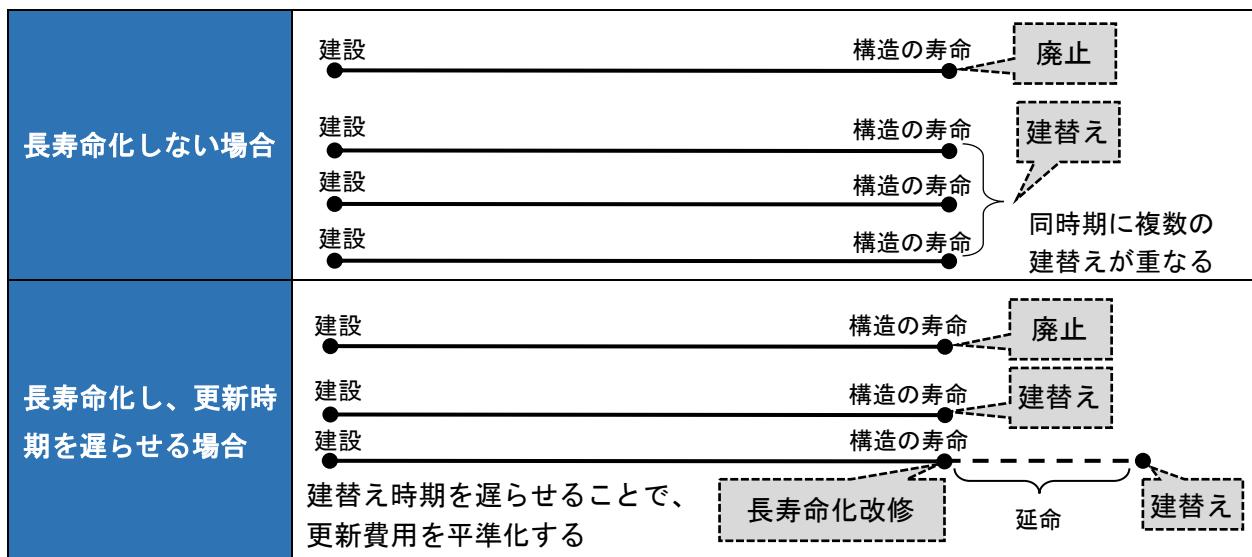
が損なわれた際の社会的な被害の大きさなどから管理対象を区分した上で、隨時、劣化状況等を把握しながら、効率的な維持管理・修繕・更新等に努めます。

③長寿命化の実施方針

利用が少なく老朽化している公共建築物については廃止、今後も活用していく公共建築物については更新を基本としつつ、長寿命化を図ることが適当な施設を見極め、中・長期的な視点に基づく計画的な保全により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減や平準化を進めます。

インフラ資産については、施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行うことにより、更新よりも長寿命化を優先し、安全性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減や平準化を進めます。

図 7-2 長寿命化対策のイメージ



基本方針3 効率的な利活用の推進

～まちづくり・地域づくりの観点から施設を有効的に賢く利活用します～

公共施設等の全体について、新規整備を前提とするのではなく、現在保有する既存施設を有効活用することを原則とし、複合化や多機能化等により限られた施設をより有効に、賢く利活用することに留意していきます。

行政サービスの必要性をソフト・ハードの両面から検討し、事業の見直しや類似する機能を有する施設の集約化等により、効率性の向上を図ります。統廃合等により余剰となった施設は、売却等による財産処分や用途の見直しを進めるとともに、まちづくりや地域活動の拠点等として有効に活用します。

また、指定管理者制度や業務委託等の導入、複数施設の管理・運営の一元化や PPP^{※1}/PFI^{※2} 等の民間活力の活用可能性についても十分に検討し、最適な管理・運営方法を推進します。

取組方針

①耐震化の実施方針

耐震化が実施されていない施設について、本計画の方針に沿って施設の必要性を判断した上で、老朽化が進んでいるものや小規模なものなどは更新や統廃合を行い、災害時に拠点となる施設や基幹的なインフラ資産、長期的な利用が想定されるものは、耐震性能の向上を目指し、早急に耐震改修を実施します。

②安全確保の実施方針

不特定多数が利用する施設や地区の拠点となる施設など、安全性の確保が必要と判断した施設については、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、優先的に安全性の確保を図ります。

人口減少や少子高齢化に伴う市民ニーズの変化を考慮して、今後、安全性を確保・強化していくべき施設と、廃止していく施設を明確にしていき、施設管理者による自主点検や法定点検を適正に実施するなど、的確な対応を図ります。

指定管理者制度を採用している施設については、指定管理者との連携の下、適正な施設管理を徹底します。

インフラ資産については、国の各種点検基準等を勘案しながら、個別計画に基づき、安全確保のための的確な対応を図ります。

※1 Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。

※2 Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法です。

③民間活力（PPP/PFI等）活用の考え方

市が保有し続ける必要性が少ないと判断された施設については、総量の縮減の中で検討を行うとともに、民間の活力を活かした機能の維持・向上が期待できるものについては、民間などへの譲渡等についても検討します。

民間が持つ建物を使用した公共サービスの展開、施設の管理・運営を民間事業者に委託するなど、PPP/PFI の考え方に基づき、市民や民間事業者等と協働して、専門的な知識やノウハウを導入するなど、施設の整備や管理・運営に関して、民間との適正な役割分担のもと、財政負担の軽減やサービス水準の向上を図ります。また、ネーミングライツの導入、統廃合等により余剰となった土地や建物の売却・賃貸など、自主財源の確保に向けた取組みも進めています。

PPP/PFI の取組みとしては様々な手法が想定されます。本市の特性や個別施設の条件等を勘案した中で、多様な手法の導入可能性を幅広く検討し、効果的な取組みを実践していきます。

3. 管理目標

基本方針を踏まえ、公共施設等マネジメントを推進していく上で原則となる管理目標を、公共建築物とインフラ資産のそれぞれについて定めます。

(1) 公共建築物に関する管理目標

[原則 1] 施設保有量の縮減

施設の集約化、複合化、統廃合、転用、廃止等を総合的に検討し、全体保有量を縮減します。新規整備については、原則、総量規制（目標値）の範囲内で実施するものとします。

[原則 2] 施設等の長寿命化

事後保全の考え方から転換し、予防保全型維持管理を取り入れ、計画的な対応を講じることで、長寿命化対策を推進し、効果的な維持管理を行っていきます。

[原則 3] 維持管理コストの削減

民間活力の活用を図るとともに、柔軟な発想で管理・運営に係る最適な事業手法等を検討・実施することで、維持管理コストを削減していきます。

[原則 4] 自主財源の確保

統廃合や複合化等によって生じる余剰施設や土地の積極的な売却・賃貸を行うとともに、経営的な観点から、施設を「資産」と捉えた管理・運営を推進し、自主財源を確保していきます。

(2) インフラ資産に関する管理目標

[原則 1] 維持管理コストの削減

予防保全型維持管理の導入に伴う長寿命化対策により、効果的な維持管理を行い、維持管理コストを削減していきます。

[原則 2] 必要機能の確保

安全・安心な市民生活を支える上で必要なインフラ資産については、まちづくりとの連動や災害時における機能確保の観点等を踏まえ、維持管理や整備の優先度を定めた上で、必要機能を計画的に確保していきます。

(3) 目標値の設定

公共建築物の総延床面積を40年間で23%削減することを目指します。

目標値の設定の考え方

公共建築物を計画的に点検・診断し、予防保全型維持管理を行うことで、長寿命化による更新サイクルを右表のとおりとします。

長寿命化による公共施設等の40年間の更新費用は約1,514.1億円、1年間で約37.9億円(公共建築物約23.8億円、インフラ資産約14.1億円)と試算されます。

表 7-2 長寿命化による更新サイクル

構造	長寿命化前	長寿命化後
W	24年	40年
SRC	50年	70年
RC	50年	70年
S	38年	60年
CB	41年	60年
その他	41年	60年

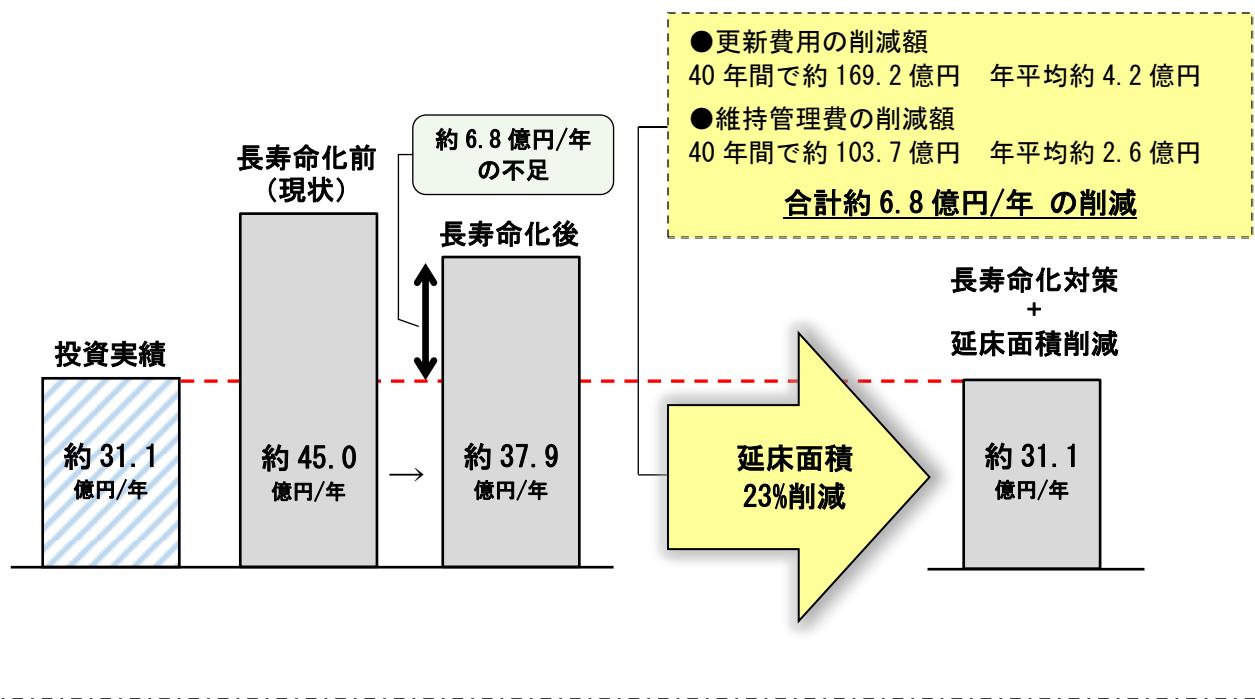
表 7-3 更新費用の試算結果

	長寿命化前(現状)	長寿命化後
40年間の更新費用	約1,800.3億円	約1,514.1億円
1年間の更新費用	約45.0億円	約37.9億円

これまでの実績に基づく年間の更新投資可能額約31.1億円と比較すると依然約6.8億円の不足が生じることとなります。今ある施設の長寿命化とともに、施設の複合化や統廃合等によりコスト削減を図ることで、財源に見合った更新を行うことができるよう公共建築物の削減目標値を以下のように設定しました。

$$\frac{40 \text{ 年間の更新費用削減額} + 40 \text{ 年間の維持管理費削減額}}{40 \text{ 年}} \doteq \text{約 } 6.8 \text{ 億円/年 (不足額)}$$

図 7-3 更新費用削減のイメージ



長寿命化による更新サイクルの設定の考え方

表 7-2「長寿命化による更新サイクル」については、日本建築学会の「建築物の耐久性に関する考え方」で示される建築用途・構造別の望ましい目標耐用年数を参考にしています。

表 7-4 では建物用途・構造に応じた目標耐用年数の級が示され、表 7-5 では各級に応じた目標耐用年数が示されています。

公共建築物の設置状況や管理状況を踏まえ、本市の公共建築物は、表 7-4 では構造ごとに「Y60 以上」又は「Y40 以上」に相当するものとします。

「Y60 以上」については目標耐用年数が 50~80 年、「Y40 以上」については目標耐用年数が 30~50 年であり、本市の状況も考慮し、表 7-2「長寿命化による更新サイクル」を定めました。

表 7-4 建物用途・構造に応じた望ましい目標耐用年数の級

用途	構造種別	鉄筋コンクリート造		鉄骨造		ブロック造 れんが造	木造		
		鉄骨鉄筋コンクリート造		重量鉄骨					
		高品質の場合	普通の品質の場合	高品質の場合	普通の品質の場合				
学校・官庁	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y60 以上		
住宅・事務所・病院	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y40 以上		
店舗・旅館・ホテル	Y100 以上	Y60 以上	Y100 以上	Y60 以上	Y40 以上	Y60 以上	Y40 以上		
工場	Y40 以上	Y25 以上	Y40 以上	Y25 以上	Y25 以上	Y25 以上	Y25 以上		

表 7-5 級に応じた目標耐用年数の区分

級	目標耐用年数		
	代表値	範囲	下限値
Y150	150 年	120~200 年	120 年
Y100	100 年	80~100 年	80 年
Y60	60 年	50~80 年	50 年
Y40	40 年	30~50 年	30 年
Y25	25 年	20~30 年	20 年

資料：「建築物の耐久計画に関する考え方」((社)日本建築学会)

第8章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第8章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物

① コミュニティ施設

- コミュニティセンター 全 11 施設（足近、小熊、正木、竹鼻南、福寿、江吉良、堀津、上中、はしま、下中、桑原）
- 福寿地域交流センター
- 竹鼻地区公民館（教育センター内）

【現状】

- コミュニティセンターは、はしまコミュニティセンターを除き、昭和 40 年～50 年代に建設された施設であり、老朽化が進んでいます。ただし、旧耐震基準により建設された施設については、耐震診断を実施し、必要な耐震補強を行っています。
- コミュニティセンターでは、会議室、和室、集会室、調理室など、ほぼ同様の諸室構成となっています。
- 福寿地域交流センターは、民間所有の施設を改修し、平成 26 年度に設置されました。
- 竹鼻地区公民館は、竹鼻コミュニティセンターの設置に伴い、平成 27 年度をもって用途廃止することが決定されました。

(運営形態)

- コミュニティセンターは全 11 施設で指定管理者制度が導入されており、正木コミュニティセンターでは、地元移管を行いました。福寿地域交流センターは直営による運営です。

(利用状況等)

- 平成 26 年度の各コミュニティセンターの年間利用者数は、約 6,000 人～約 35,000 人で、施設によって利用者数に差があります。
- 福寿地域交流センターは、他のコミュニティ施設と比較して利用者数が少なくなっています。
- 諸室の稼働率は、一部の会議室や集会室等を除いて低くなっています。

(その他)

- 各コミュニティセンター及び福寿地域交流センターは、指定緊急避難場所に指定されています。

【市民意向】

- 市民意識調査において、回答者の約 8 割がコミュニティ施設を利用していないと回答しており、特に 20 代等の若年層にはほとんど利用されていない現状がうかがえます。
- 優先的に維持するべき公共施設 19 類型において、コミュニティセンターは 14 番目、公民館・交流センターは 17 番目となり、優先順位が低いことがうかがえます。

【管理に向けた課題】

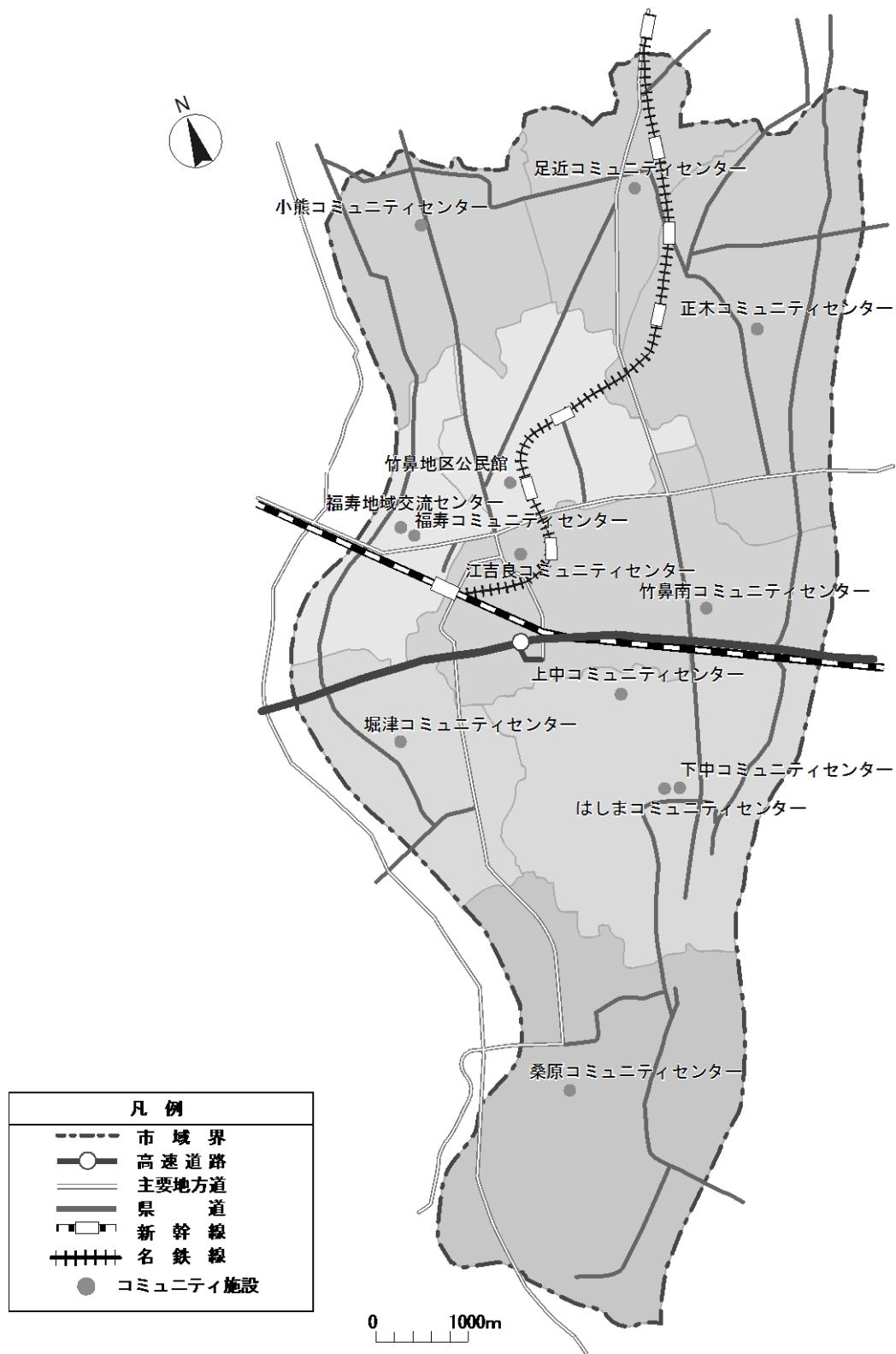
- 利用者が少ない施設については、認知度の向上や利用促進に向けた取組みを行うことが必要です。
- 諸室構成や機能が重複するコミュニティセンターについては、他施設への機能集約や機能の共有化を検討する必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ コミュニティセンターについては、指定管理者制度の一層の効果的な運用を図るとともに、多様な民間活力の導入の可能性や地元への移管等を検討し、効率的かつ一層の利用拡大につながる維持管理・運営を進めます。

- 利用者が少ない施設については、地域の核となる小・中学校等への機能集約等を検討し、複合化により施設量を削減します。また、人口減少の動向を踏まえ、将来的には必要に応じて施設の統廃合についても検討します。
- 諸室の利用状況や他施設の活用等を踏まえ、更新時には諸室の構成や適正な規模を検討します。
- 竹鼻地区公民館の廃止に伴う余剰スペースの効率的な利活用を進めます。
- 福寿地域交流センターは、用途の拡大を検討し、積極的な利用を促進します。

図 8-1 コミュニティ施設配置図



②市民文化施設

- 文化センター・中央公民館
- 市民会館
- 勤労青少年ホーム

【現状】

- 文化センター・中央公民館は、築後 20 年未満であり、市内の公共建築物の中では比較的新しい施設です。市民会館及び勤労青少年ホームは、築後 40 年以上経過し、老朽化が進んでいます。市民会館は平成 25 年度に、勤労青少年ホームは平成 27 年度に、それぞれ耐震補強工事を実施しました。
- 文化センター・中央公民館は、ホールや展示室のほか会議室、研修室、調理室等を備え、市民会館や勤労青少年ホームにおいても会議室を備えています。

(運営形態)

- 市民文化施設の全施設に指定管理者制度が導入されています。

(利用状況)

- 平成 26 年度の各施設の年間利用者数は、文化センター・中央公民館が約 220,000 人、市民会館が約 52,000 人、勤労青少年ホームが約 15,000 人であり、近年利用者数は減少傾向にあります。
- 各施設の諸室の稼働率は、文化センター・中央公民館では 7~8 割と高いものの、市民会館では 4~6 割、勤労青少年ホームでは 4 割となっています。

(その他)

- 市民文化施設の全施設が指定緊急避難場所に指定されています。

【市民意向】

- 市民意識調査において、文化センター・中央公民館では回答者の 5 割が、市民会館では 7 割が利用していないと回答しています。また、勤労青少年ホームについては、回答者の 9 割以上が利用していないと回答しており、利用が一部の市民に限定されている状況がうかがえます。
- 優先的に維持するべき公共施設 19 類型において、勤労青少年ホームは最も優先順位が低い結果となりました。
- 施設に対する意見では、会議室等の機能の重複に対する指摘のほか、老朽化への対応、設備面の改修の要望などが挙げられています。

【管理に向けた課題】

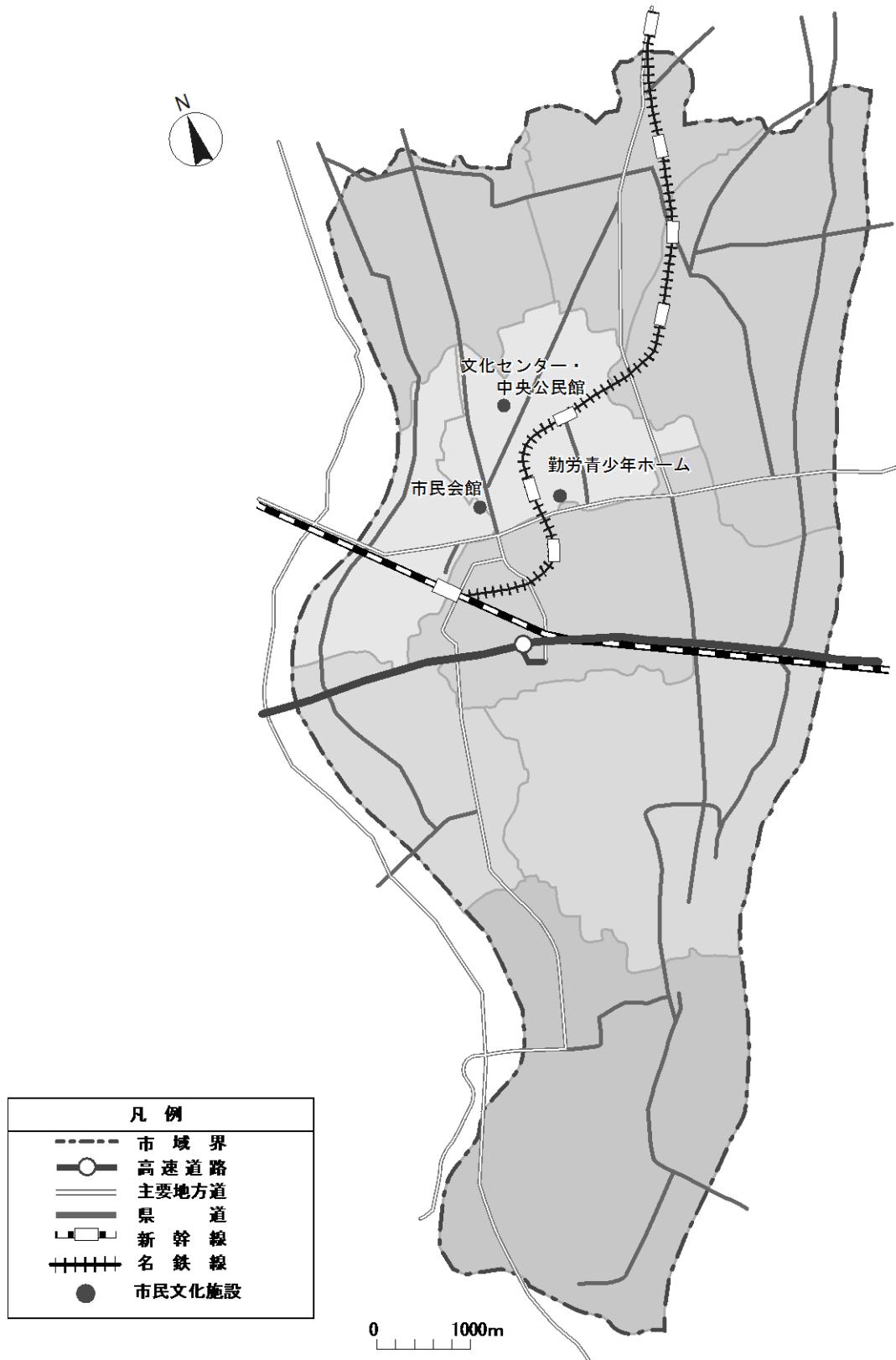
- 各施設の老朽化の状況や諸室の利用率・稼働率を踏まえた、施設・機能の再編が必要です。特に、勤労青少年ホームについては、他施設への機能集約を検討することが必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- 文化センター・中央公民館及び市民会館については、指定管理者制度の一層の効果的な運用を図るとともに、多様な民間活力の導入の可能性を検討し、効率的かつ一層の利用拡大につながる維持管理・運営を進めます。また、文化センター・中央公民館については、近隣市町との広域利用による一体的な運用等について検討します。
- 市民会館については、老朽化の状況や利用状況を勘案しながら計画的な修繕を進めるとともに、統廃合や複合化について検討します。
- 文化センター・中央公民館は、設備の更新に多額の費用を要するため、計画的な修繕を進めます
- 勤労青少年ホームについては、老朽化の状況や利用状況等を勘案しながら統廃合や他施設への集約化を検討します。

- ◎ 市民文化施設は、貸館機能や調理室など他施設との機能の重複もみられることから、コミュニティ施設や福祉施設等と一体的な枠組みの中で、機能の集約化について検討します。

図 8-2 市民文化施設配置図



③社会教育施設

- 図書館
- 歴史民俗資料館・映画資料館

【現状】

- 図書館は、新耐震基準により建設されており、耐震性は確保されていますが、築後25年以上経過し、設備の更新等が必要となっています。歴史民俗資料館・映画資料館は、築後20年未満であり、市内の公共建築物の中では比較的新しい施設です。

(運営形態)

- 図書館は直営ですが、歴史民俗資料館・映画資料館には指定管理者制度が導入されています。
- 映画資料館は、公立の施設としては全国的にも珍しく特徴ある施設です。平成28年度には、歴史民俗資料館・映画資料館に隣接して観光交流センターが開設される予定です。

(利用状況等)

- 平成26年度の各施設の年間利用者数は、図書館が約160,000人、歴史民俗資料館・映画資料館は約12,000人で、近年の利用者数の推移では、図書館はおおむね横ばい、歴史民俗資料館・映画資料館は平成25年度までは増加傾向でしたが、平成26年度はやや減少しています。

(その他)

- 社会教育施設の全施設が指定緊急避難場所に指定されています。

【市民意向】

- 市民意識調査において、図書館の利用は回答者の約4割にとどまっています。また、歴史民俗資料館・映画資料館については、回答者の9割以上が利用していないと回答しています。
- 優先的に維持するべき公共施設19類型において、歴史民俗資料館・映画資料館は18番目となり、優先順位が低いことがうかがえます。
- 施設に対する意見では、老朽化に伴う安全性の確保に関する要望があるほか、歴史民俗資料館・映画資料館については、他の施設に複合化した方が良いという意見も挙げられています。

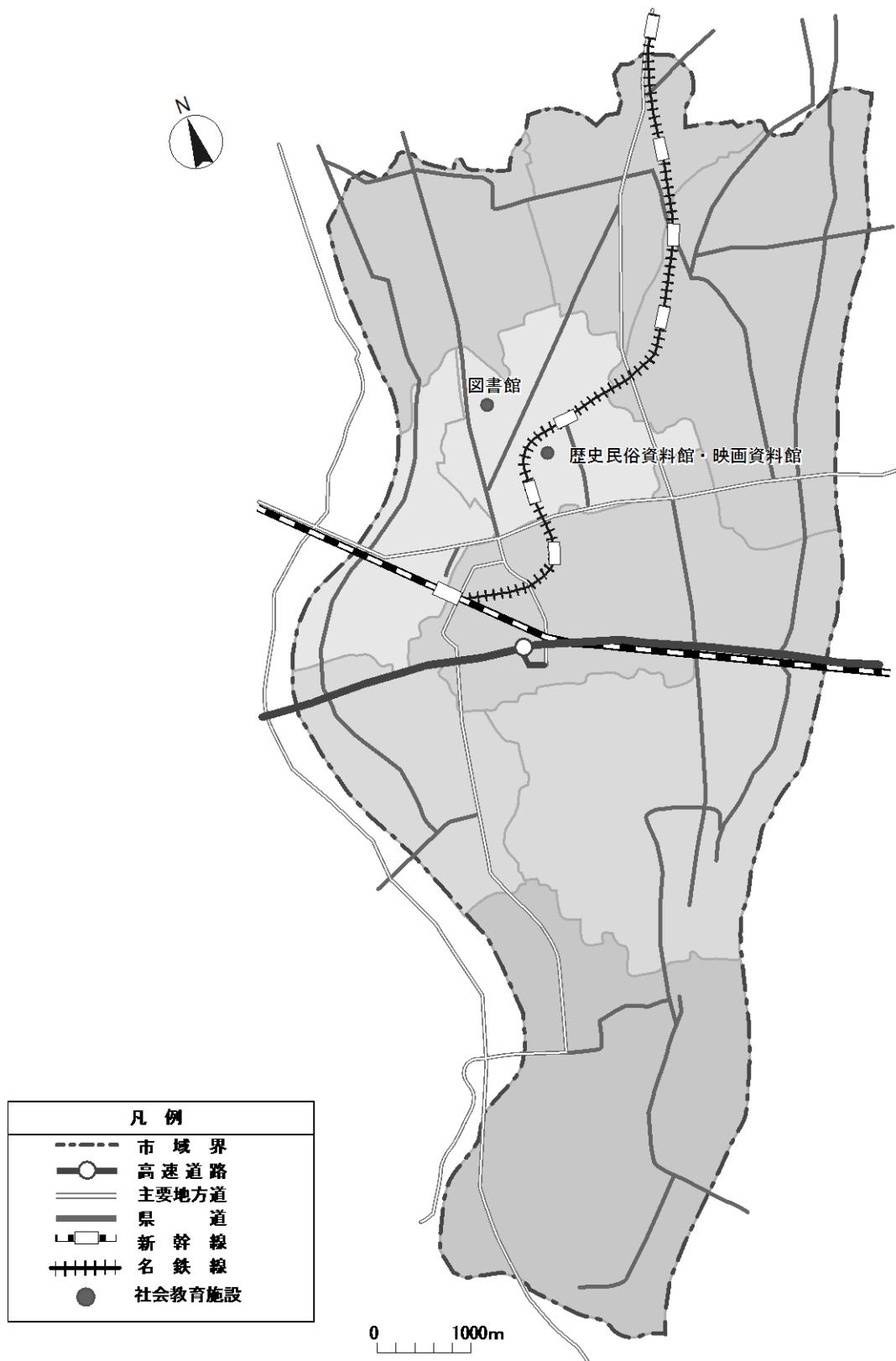
【管理に向けた課題】

- 図書館については、老朽化の進行に伴う設備の改修・更新や管理・運営面を充実させ、利用促進を図ることが必要です。
- 歴史民俗資料館・映画資料館については、施設の特徴を活かした運営を行うとともに、新設される観光交流センターと連携し、利用促進を図ることが必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- 図書館については、維持管理コストの削減に向け、蔵書の購入と廃棄のバランスを検討し、適切な蔵書量を確保していくとともに、民間活力の導入を含め効率的な維持管理・運営を検討します。
- 歴史民俗資料館・映画資料館については、全国的に公立の映画資料館が少ない中、映写機による映画上映や新旧多数のポスター展示などを行っており、これらの貴重な資料を効果的に活用し、引き続き特色ある運営を行うとともに、新たに整備される観光交流センターとの一体的な運営を見据えて、効率的で一層の利用拡大につながる維持管理・運営を進めます。
- 歴史民俗資料館・映画資料館では、観光交流センターの設置に併せて収蔵庫を増設していますが、今後も資料や展示品を受け入れ続けると新たな収蔵庫の設置が必要となり、延床面積の増加につながることから、資料や展示品の受け入れも含め、適切な維持管理を行います。

図 8-3 社会教育施設配置図



④スポーツ施設

- スポーツ施設 全3施設（弓道場、柔剣道道場、運動公園）
- 堤外施設 全6施設（木曽川ふれあいの里広場、木曽川堤外正木運動場、ふれあいの里みどりの広場、木曽川堤外下中運動場、長良川多目的広場、長良川南部多目的広場）

【現状】

- スポーツ施設のうち建物を有するものは弓道場、柔剣道道場、運動公園の3施設であり、そのうち柔剣道道場は築後40年以上を経過し老朽化が進んでいますが、平成25年度に耐震補強工事を実施しました。
- 堤外施設は、木曽川及び長良川の河川敷に整備された公園・広場であり、木曽川ふれあいの里広場、木曽川堤外正木運動場、ふれあいの里みどりの広場、長良川南部多目的広場の4施設は都市公園として、長良川多目的広場は運動公園として供用されています。

(運営形態)

- スポーツ施設は全施設で指定管理者制度が導入されています。

(利用状況)

- 平成26年度の各施設の年間利用者数は、弓道場が約11,000人、柔剣道道場が約50,000人、運動公園が約53,000人で、弓道場は他の2施設と比べて、利用者が少なくなっています。
- 堤外施設の年間利用者数は、約1,700～約14,000人であり、利用者数にバラツキがあります。
- 柔剣道道場の稼働率は9割を超えており、学校体育施設も含めてスポーツ施設の稼働率は総じて高い状況となっています。

(その他)

- 柔剣道道場及び運動公園は、指定緊急避難場所に指定されています。

【市民意向】

- 市民意識調査においては、高い稼働率に反して回答者の8割がスポーツ施設を利用していないと回答しており、利用が一部の市民に限定されている状況がうかがえます。
- 優先的に維持するべき施設19類型において、スポーツ施設は15番目となり、優先順位が低いことがうかがえます。

【管理に向けた課題】

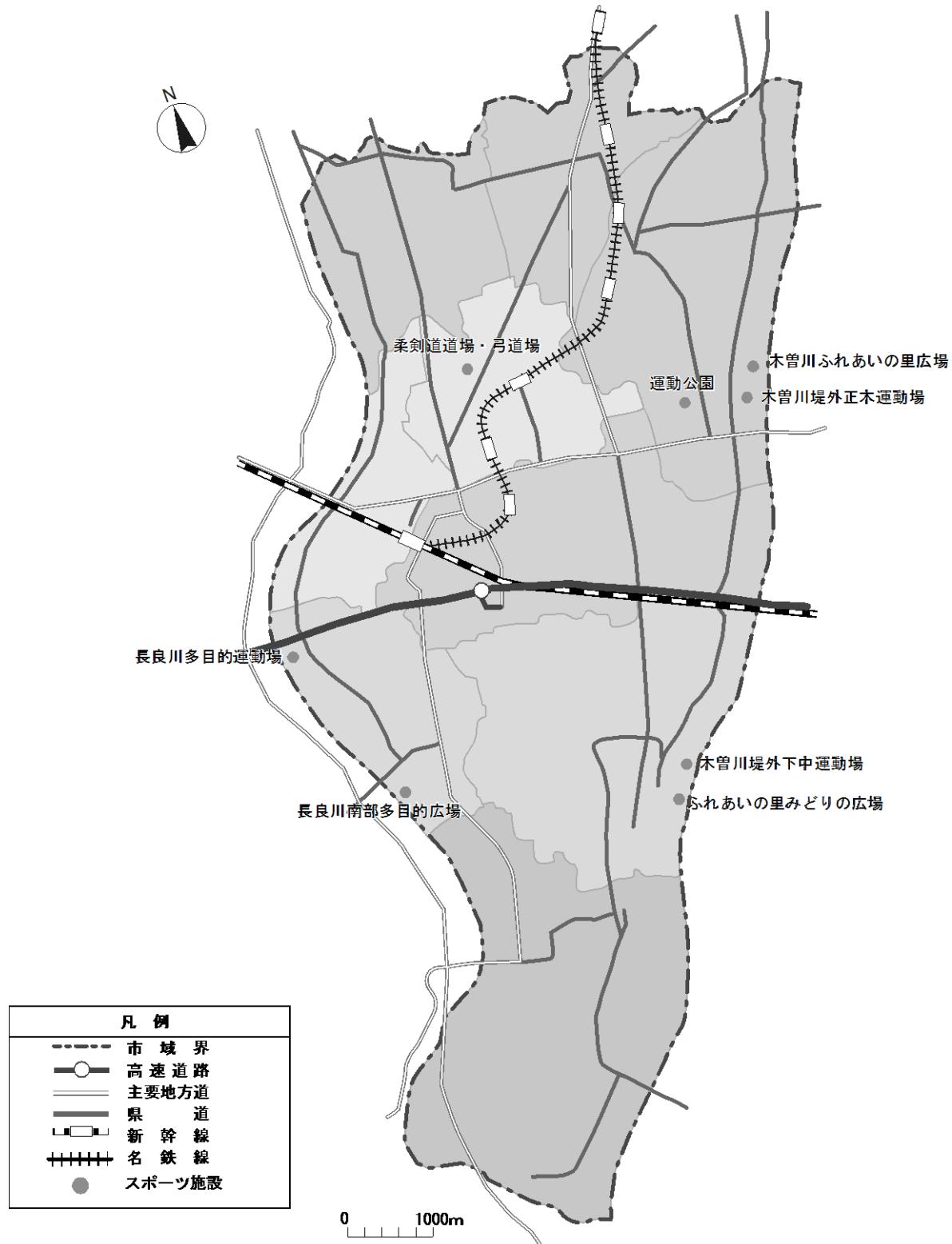
- 利用者が限定的になりがちであるため、公共施設としての公平性・有効利用の観点から望ましいあり方を検討することが必要です。
- 使用用途が類似する施設の適正配置を検討するとともに、計画的で効率的な維持管理を行う必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ スポーツ施設については、指定管理者制度の一層の効果的な運用を図るとともに、多様な民間活力の導入の可能性を検討し、効率的で一層の利用拡大につながる維持管理・運営を検討します。
- ◎ 弓道場は利用団体が限定的であり、利用状況を踏まえて設置や管理主体のあり方を検討します。
- ◎ 柔剣道道場については、今後予定されている竹鼻中学校の武道場新設に伴い利用需要が変化することも考慮し、老朽化の状況や利用状況を勘案しながら、施設の適正配置を検討します。
- ◎ 堤外施設については、修繕が大規模になることが想定されるため、計画的な維持管理を行い、改修コストの縮減と平準化を図ります。
- ◎ 堤外施設にあるテニスコートについては、施設・設備の更新に合わせて規模の縮小や運動公園テニスコートへの統廃合等を検討します。

- ◎ 平成 27 年度から創設した体育施設建設整備基金を効果的に運用し、既存施設の利用状況、市民ニーズや財政状況等を踏まえてスポーツ施設の整備・改修を検討します。

図 8-4 スポーツ施設配置図



⑤学校教育施設

- 小学校 全 9 校（足近、小熊、正木、竹鼻、中央、福寿、堀津、中島、桑原）
- 中学校 全 5 校（羽島、竹鼻、中央、中島、桑原）
- 西部幼稚園
- 学校給食センター 全 2 施設（北部、南部）

【現状】

- 学校教育施設の約 3 割は築後 40 年以上経過し、老朽化が進んでいます。旧耐震基準により建設された校舎などは耐震診断を実施し、必要な耐震補強を行っています。
- 西部幼稚園及び北部学校給食センターは、築後 30 年以上経過していますが、必要な耐震性を有しています。
- 南部学校給食センターは、新耐震基準により建設された施設です。

(運営形態)

- 学校給食センターは、北部、南部ともに直営により運営されています。

(利用状況等)

- 児童・生徒数は、少子化の影響から減少傾向にあります。正木小学校や中央小学校のように児童数が 800 人を超える小学校がある一方、桑原小学校の児童数は 100 人程度であり、地域によって児童数に大きな差があります。

(その他)

- 全ての小・中学校は、指定避難場所及び指定緊急避難場所に指定されています。

【市民意向】

- 市民意識調査においては、高い稼働率に反して回答者の 8 割が地域開放による小・中学校の体育館等を利用していないと回答しており、利用が一部の市民に限定されている状況がうかがえます。
- 優先的に維持するべき公共施設 19 類型において、小・中学校は 3 番目となり、優先順位が高いことがうかがえます。
- 施設に対する意見では、空調やトイレ等の設備面の改善要望が多く挙げられています。

【管理に向けた課題】

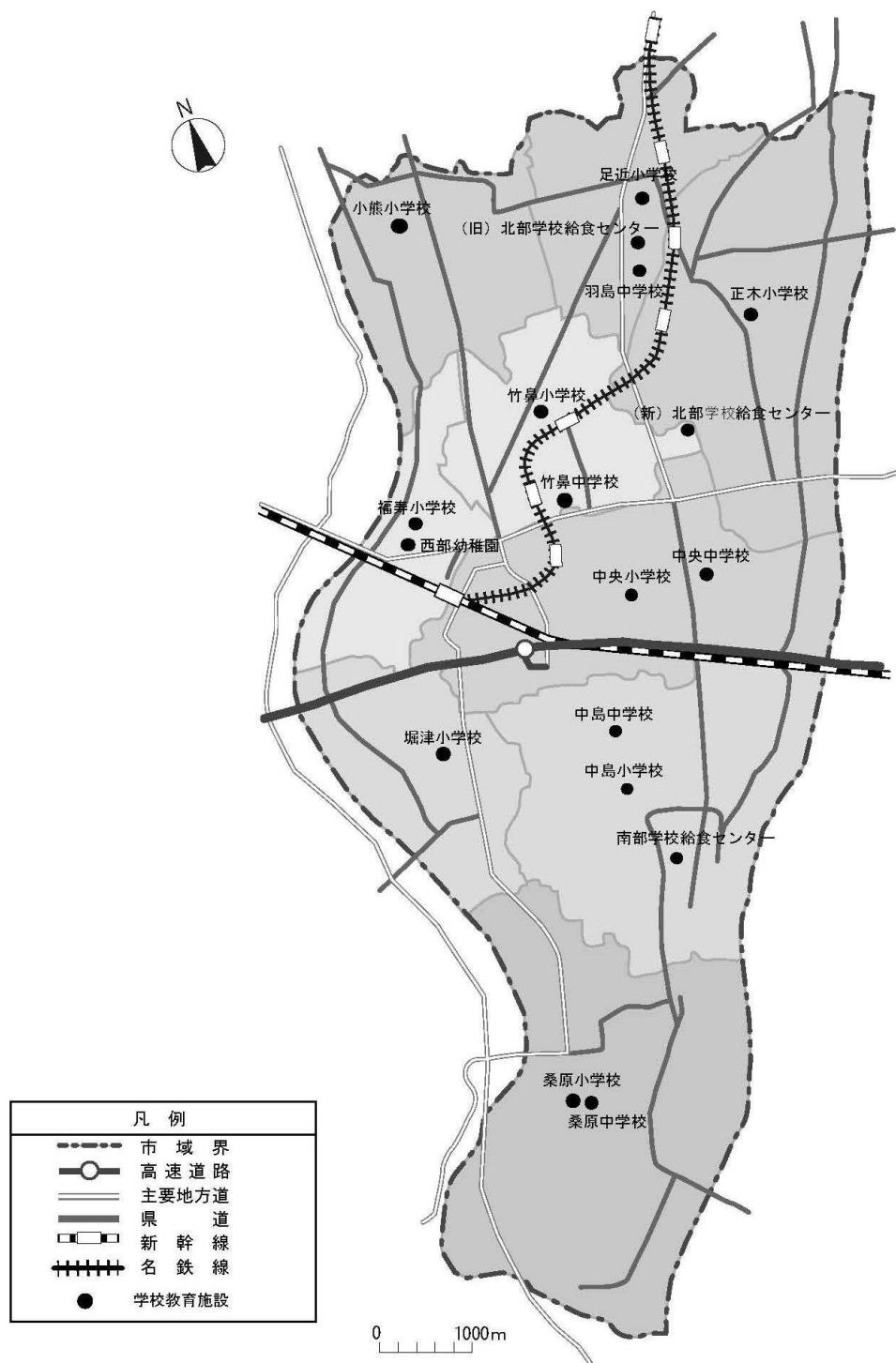
- 小・中学校は、地域住民にとって重要な拠点施設であり、今後順次耐用年数を迎えるため、施設の安全性を優先的に確保していく上で、長寿命化等の検討も含めた計画的な老朽化対策が必要です。
- 今後は一層の少子化の進行が見込まれることから、小中一貫校の検討、余剰教室・スペースの有効利用等も検討する必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 小・中学校については、地域コミュニティの核として位置づけ、児童・生徒数の減少に伴う余剰教室・余剰スペースの発生状況を踏まえ、学校機能に配慮しながら、コミュニティ機能や福祉・子育て支援機能等との複合化や集約化を検討します。将来的な児童・生徒数の動向や社会情勢の変化に応じて、9 年間の連続性を持ち特色ある教育を推進する小中一貫校等の整備に向けた検討を進めます。
- ◎ 学校教育施設については規模、施設数ともに多く、老朽化も進んでいるため、長寿命化計画を策定し、施設更新の優先度を考慮して長寿命化による更新費用の平準化を図ります。
- ◎ 体育館などの学校内体育施設については、引き続き施設開放を行い有効活用していきます。

- ◎ 小学校プールについては小規模校において拠点化を検討し、中学校プールについては老朽化の状況、負担が増加する維持管理費の推移や更新費用等を踏まえ、更新の是非について検討します。
- ◎ 西部幼稚園では、施設面や支援員の態勢を考慮しながら障がいのある子どもの受け入れを積極的に行うなど、特色ある教育の推進に向けた運営を進めます。
- ◎ 学校給食センターについては、北部では新たな施設を整備したため、旧施設を取り壊します。南部では老朽化が進んでいるため、更新時期を見極め適切な維持管理を行います。

図 8-5 学校教育施設配置図



⑥子育て支援施設

■児童センター(福祉ふれあい会館内)

■放課後児童教室 全10施設(足近、小熊、正木、竹鼻、福寿、中央(3)、堀津、中島)

【現状】

- 子育て支援施設のうち、児童センターは福祉ふれあい会館内に、放課後児童教室の多くは各小学校内に設置されています。

(運営形態)

- 児童センターは委託により事業を実施しており、放課後児童教室は直営により運営しています。

(利用状況等)

- 放課後児童教室は、従来、小学校1~3年生を対象としていましたが、平成27年度には対象児童を4年生まで拡大し、平成28年度には6年生まで拡大する予定であることから、今後利用者数は増加することが予想されます。

【市民意向】

- 市民意識調査において、子育て世帯が多いと想定される30代の回答者のうち、3割が子育て支援施設を利用していると回答しています。施設に対する意見では、施設が狭いという意見が多く挙げられています。

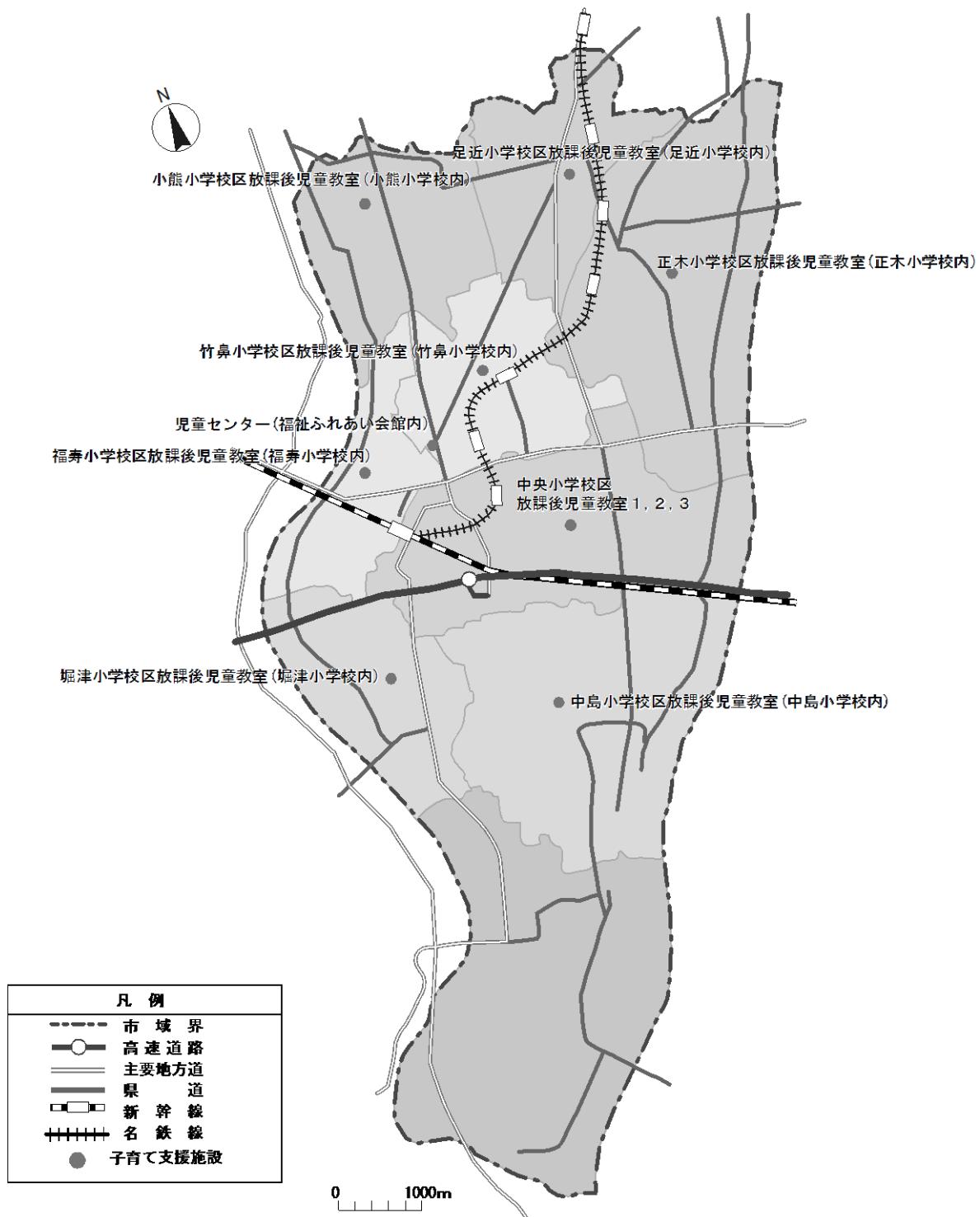
【管理に向けた課題】

- 児童センターは、施設概要やサービス内容を周知し認知度の向上を図り、利用を促進していくことが必要です。
- 放課後児童教室は、対象児童の拡大や施設の狭さに対する指摘も踏まえ、事業運営のあり方を検討するとともに、小学校の余剰教室の有効活用など、小学校との連携を図っていくことが必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 各小学校内に設置されている放課後児童教室については、平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、小学校6年生まで対象学年が拡大されたことに伴い、需要の高まりが予想されることを踏まえ、利用状況を見据えつつ、児童数の減少に伴う小学校の余剰教室や近隣の公共施設を活用し施設面積の拡大を図るなど、効率的で一層の利用拡大につながる運営を進めます。なお、余剰教室や近隣の公共施設が活用できない場合には、小学校の敷地を有効活用し利用需要に対応します。
- ◎ 堀津小学校プールを取り壊し、その跡地を有効活用することで、放課後児童教室の利用需要に対応します。
- ◎ 児童センターを含め地域の子育て支援拠点を担う取組みについては、複数実施しているため、地域のバランスを考慮し、見直しを図ります。

図 8-6 子育て支援施設配置図



⑦福祉施設

- 高齢者福祉施設 全2施設（老人福祉センター、老人福祉センター羽島温泉）
- 障がい者福祉施設 全3施設（はしま福祉サポートセンター、いきいき元気館、発達支援センター「もも」（福祉ふれあい会館内））
- 福祉ふれあい会館

【現状】

- 高齢者福祉施設の2施設は、旧耐震基準により建設された施設であり、機械設備も含め老朽化が進んでいます。
- 障がい者福祉施設のうち、はしま福祉サポートセンター及びいきいき元気館においても、旧耐震基準により建設された施設であり、老朽化が進んでいますが、耐震診断を実施し、必要な耐震補強を行っています。
- 福祉ふれあい会館は築後10年程度であり、市内の公共建築物の中では比較的新しい施設です。また、会議室、障がい者福祉施設や子育て支援施設などが入る複合施設です。

(運営形態)

- 福祉施設の全施設において、指定管理者制度が導入されています。

(利用状況等)

- 平成26年度の各施設の年間利用者数は、老人福祉センターが約29,000人、老人福祉センター羽島温泉が約196,000人、いきいき元気館が約3,000人、はしま福祉サポートセンターが約22,000人、福祉ふれあい会館が約12,000人となっています。

(その他)

- 老人福祉センター及び老人福祉センター羽島温泉は指定緊急避難場所に指定され、はしま福祉サポートセンターは福祉避難所として位置づけられています。

【市民意向】

- 市民意識調査において、60歳以上の回答者の約8割が高齢者福祉施設を利用していないと回答しており、利用が一部の市民に限定されていることがうかがえます。また、福祉ふれあい会館は、福祉団体等を対象としていることから、回答者の9割が利用していないと回答しています。
- 施設に対する意見では、施設の老朽化対策に関する意見のほか、立地・アクセスの不便さ、施設の認知度の低さなどを指摘する意見も多く挙げられています。

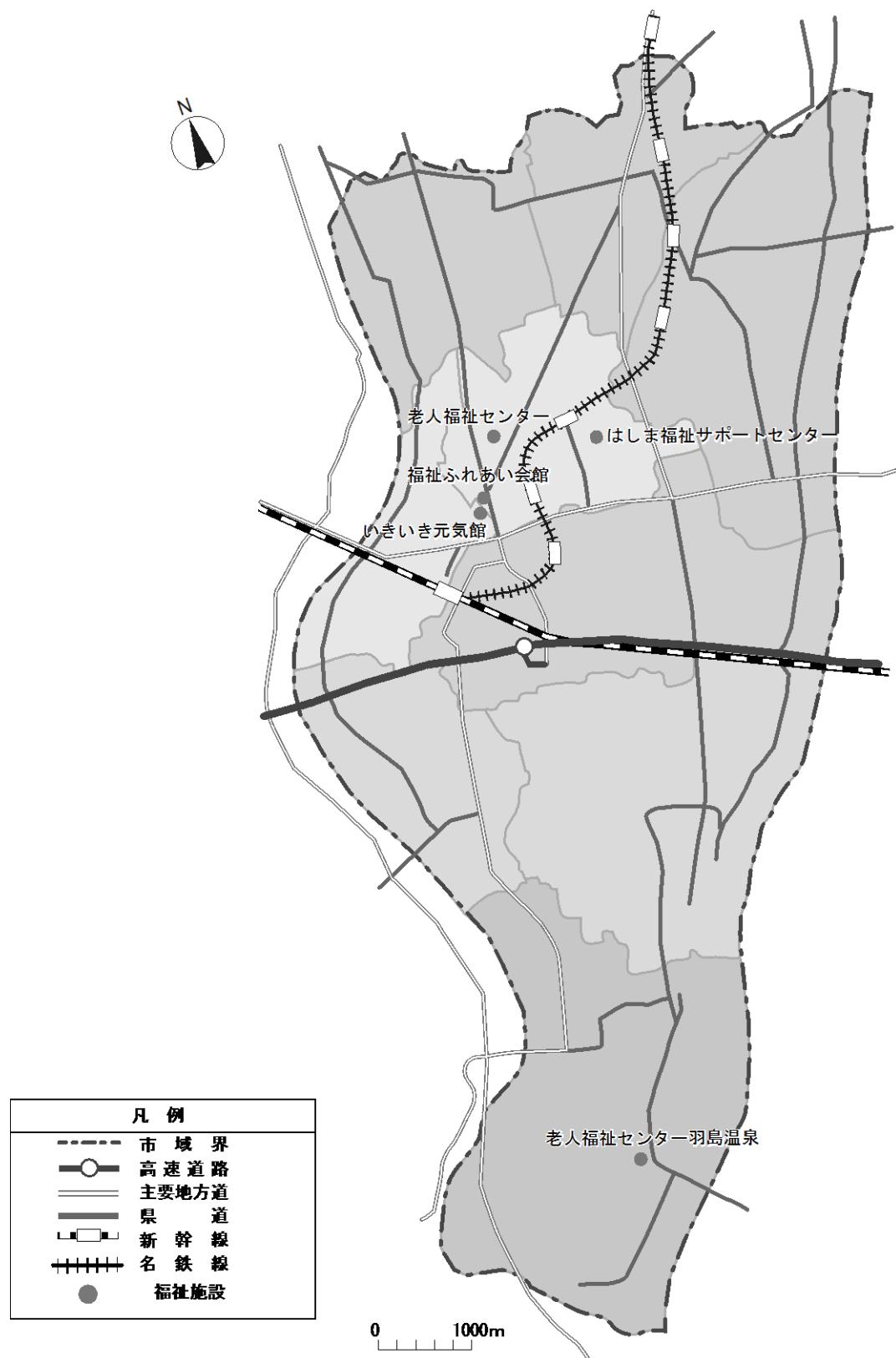
【管理に向けた課題】

- 老朽化が進む高齢者福祉施設及び障がい者福祉施設については、機能の必要性や施設の必要性を検証するとともに、施設再編に向けた検討が必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- 高齢者福祉施設は、施設や設備の老朽化が著しく進行していることから、今後の施設のあり方にについて、統廃合を含めて検討します。
- 障がい者福祉施設については、老朽化の状況や利用状況等を勘案しながら統廃合や他施設との複合化を検討します。
- 福祉ふれあい会館は、会議室や調理室の利用が少ないため、利用拡大に向けた用途の見直しを検討し、中・長期的には貸館機能や調理室を有する市民文化施設の更新の時期に合わせて、統廃合や機能の集約化について検討します。

図 8-7 福祉施設配置図



⑧保健・医療施設

■保健センター

■市民病院

■市民病院旧看護師宿舎

【現状】

- 保健センターは築後 30 年以上経過し、市民病院は旧耐震基準により建設された建築物が大半を占めており、老朽化が進んでいます。
- 旧耐震基準により建設された建築物については、耐震診断を実施し、必要な耐震補強を行っています。

(利用状況等)

- 平成 26 年度の各施設の年間利用者数は、保健センターが約 10,000 人、市民病院が約 224,000 人となっています。近年の利用者数の推移では、保健センターについてはほぼ横ばいですが、市民病院については平成 24 年度までは減少し、平成 25 年度以降は微増に転じています。

(その他)

- 市民病院においては、施設の維持管理のほか、医療機器の更新に多くのコストを要します。

【市民意向】

- 市民意識調査において、回答者の 7 割が保健センターを利用していないと回答しています。
- 優先的に維持するべき公共施設 19 類型において、市民病院は 2 番目となり、優先順位が高いことがうかがえます。
- 施設に対する意見では、市民病院について、施設や設備の老朽化、駐車場の不足に対する意見のほか、アクセスの不便さ、病院の質を指摘する意見も挙げられています。

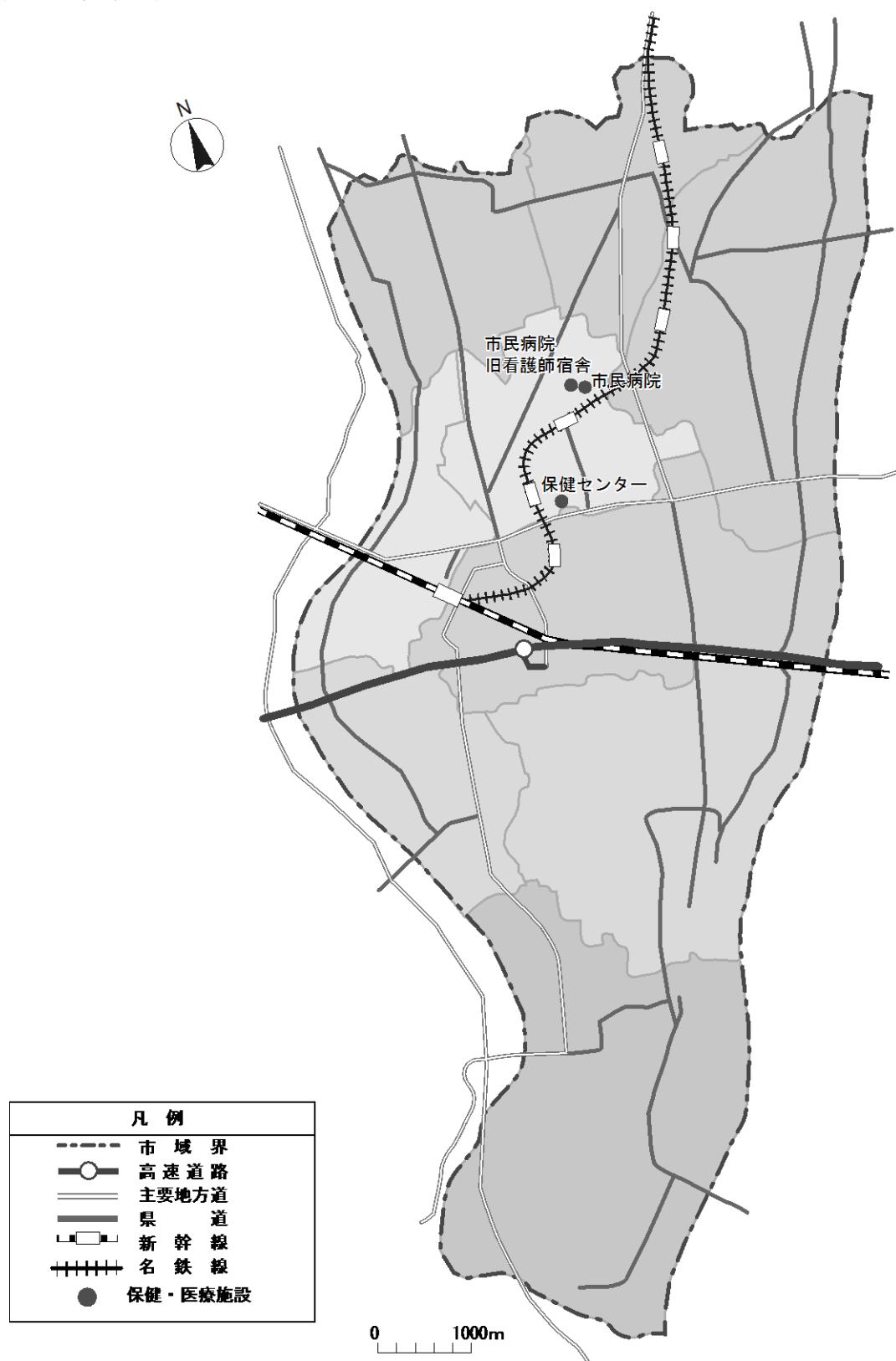
【管理に向けた課題】

- 保健センターは、老朽化の状況や利用状況を踏まえた維持管理や施設の再編を検討していくことが必要です。
- 市民病院は、計画的な維持管理や施設状況を踏まえた老朽化対策を検討していくことが必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 保健センターについては、老朽化の状況や利用状況等を勘案しながら、他施設との複合化を検討します。
- ◎ 市民病院及び市民病院旧看護師宿舎については、維持管理・修繕等に関する方針や中・長期的な管理計画を立案し、施設の修繕や更新について計画的な維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。

図 8-8 保健・医療施設配置図



⑨行政系施設

■庁舎等 全 6 施設（本庁舎、北庁舎、中庁舎、南庁舎、情報・防災庁舎、教育センター）

■証明書発行センター 全 2 施設（北部、南部（北分署、南分署内））

【現状】

- 市役所庁舎では、本庁舎は築後 50 年以上経過し老朽化が著しく、耐震診断を実施しているものの、必要な耐震補強は行われていません。情報・防災庁舎を除くその他の庁舎は、築後 30~40 年程度経過しており、老朽化が進んでいます。これらの庁舎についても耐震診断を実施しているものの、必要な耐震補強は行われていません。
- 証明書発行センターは、北分署、南分署内にそれぞれ設置されています。
- 市役所本庁舎は、建築家・坂倉準三氏が設計したもので、現存する数少ない施設の 1 つです。

【市民意向】

- 市民意識調査において、回答者の 7 割が市役所を利用していると回答している一方、証明書発行センターについては約 6 割が利用していないと回答しています。
- 市役所利用者の 8 割以上は、自家用車での移動となっていますが、駐車場の不足を指摘する意見も多く挙げられています。
- 優先的に維持するべき公共施設 19 類型において、市役所は最も優先順位が高いと評価されています。
- 施設に対する意見では、市役所の建替えを要望する意見が多いほか、建築的にも貴重な本庁舎の保存を望む意見、証明書発行センターの必要性を問う意見なども挙げられています。

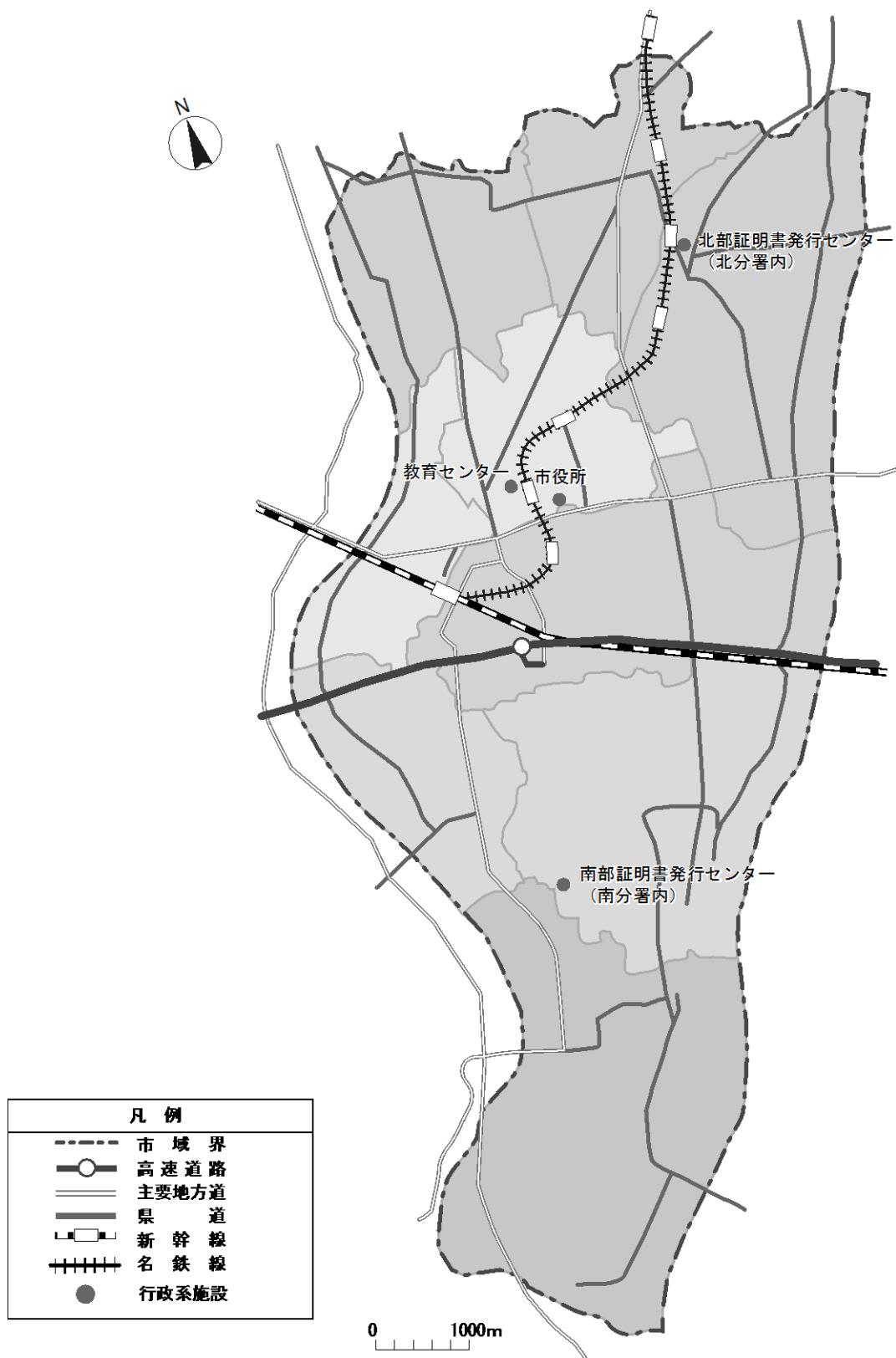
【管理に向けた課題】

- 市役所の老朽化対策について検討するとともに、建替えを含めた総合的な市役所庁舎のあり方について検討することが必要です。
- 証明書発行センターについては、利用状況を踏まえた必要性を検証する必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 老朽化の進む市役所庁舎については、羽島市庁舎検討委員会の「現敷地内に新庁舎を建設する」ことが最良であるとの答申を踏まえ、現敷地内に新庁舎を建設します。また、分散化している庁舎については、建設に当たり不要となった場合は廃止します。
- ◎ 証明書発行センターについては、利用状況や市民ニーズ等を踏まえて必要性や有効性を検証した上で、廃止も含めて今後の運営の方向性を検討します。

図 8-9 行政系施設配置図



⑩公営住宅

■市営住宅

【現状】

- 市営住宅は、鉄筋コンクリート造 3 階建ての建築物で、築後 50 年以上経過し老朽化が進んでいます。平成 19 年度に行った耐震診断では、耐震基準を上回っています。
- 市営住宅では 12 戸の利用に供しています。
(運営形態)
 - 直営により運営しています。

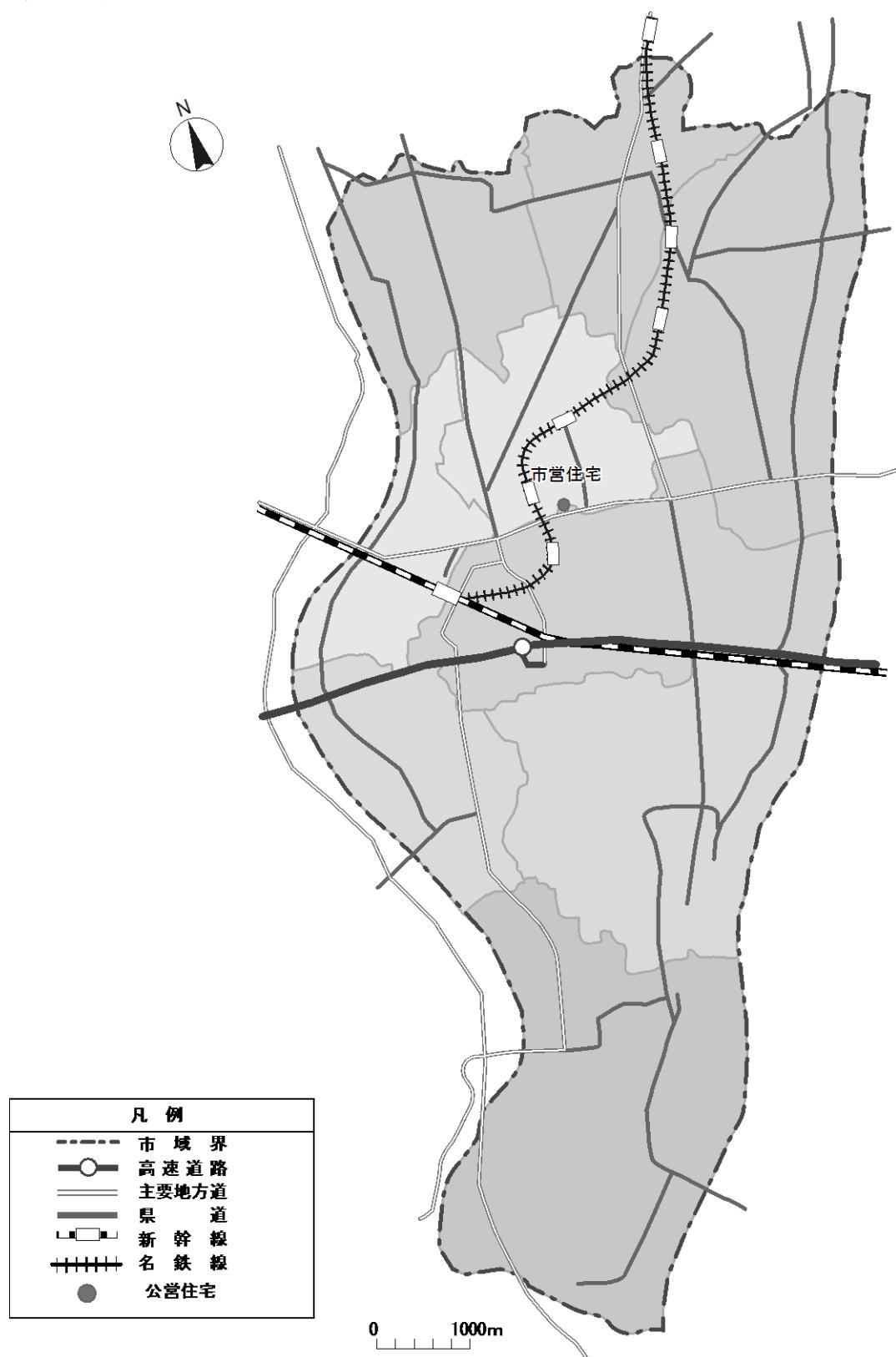
【管理に向けた課題】

- 老朽化を踏まえた対策などを検討する必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 市営住宅については、公営住宅法上の耐用年数が 70 年であることを踏まえ、存続の要否を含めた当該施設のあり方を検討します。

図 8-10 公営住宅配置図



⑪防災施設

■防災ステーション

【現状】

- 防災ステーションは、平成 22 年度に建設され、洪水に対する種々の水防機能や情報収集・発信機能等を整えており、災害時には避難所として活用されます。また、平常時には体育施設として武道場の利用に供するほか、会議・集会等に利用するため会議室と和室を備えています。

(利用状況等)

- 平成 26 年度の防災ステーションの年間利用者数は約 11,000 人で、設置以来、増加傾向にあります。
- 諸室の稼働率では、武道場が 2 割、会議室等は 1 割に満たない状況となっています。

(その他)

- 防災ステーションは、指定避難所及び指定緊急避難場所に指定されています。

【市民意向】

- 市民意識調査において、回答者の 9 割以上が防災ステーションを利用していないと回答しており、利用が一部の市民に限定されている状況がうかがえます。
- 施設に対する意見では、市街地から離れているという立地面での指摘や施設の利用目的がわからないといった意見などが挙げられています。

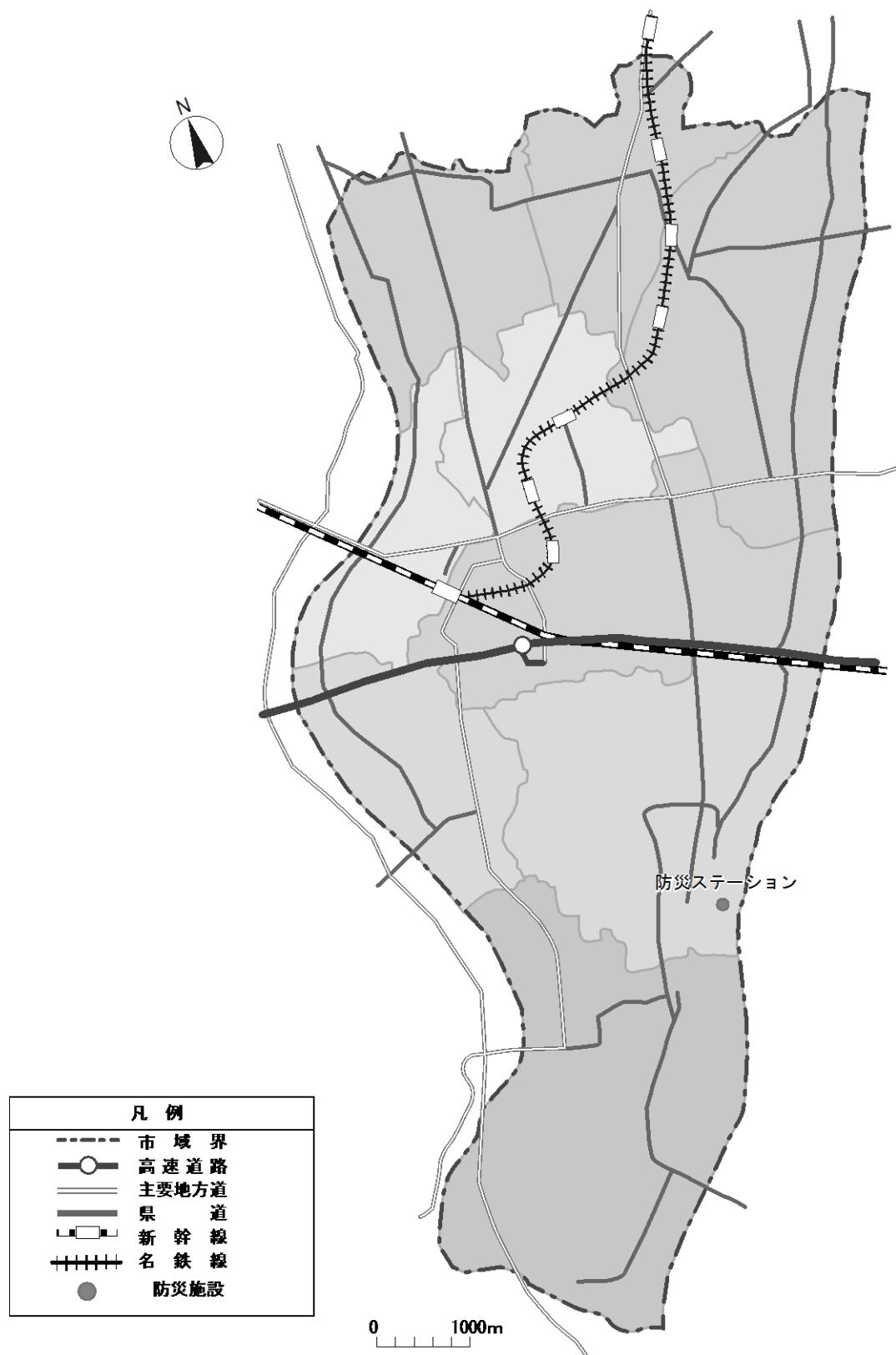
【管理に向けた課題】

- 防災ステーションについては、防災施設としての必要性を啓発するとともに、平常時の利用促進を図ることが必要です。
- 会議・集会等の機能については、他の施設との重複を整理する必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 防災ステーションは、管理・運営面において多様な民間活力の導入の可能性を検討します。また、貸館機能を有する施設であることを積極的に周知し、諸室の利用促進を図ります。

図 8-11 防災施設配置図



⑫消防・水防施設

- 消防庁舎 全 3 施設（消防本部、北分署、南分署）
- 消防倉庫
- 消防車庫 全 22 施設
- 器具庫 全 17 施設
- 水防倉庫 全 15 施設

【現状】

- 消防施設は、消防庁舎 3 施設をはじめ、消防倉庫 1 施設、消防車庫 22 施設、器具庫 17 施設の合計 43 施設あります。消防本部は築 40 年以上、南分署は築 30 年以上経過し、老朽化が進んでいます。一方、北分署は、平成 7 年度に建設され、市内の公共建築物の中では比較的新しい施設です。消防本部については、平成 24 年度に耐震診断を実施し、必要な耐震補強を行っています。
- 消防車庫や器具庫については、建築年は様々ですが、多くは 30 m² を下回る小規模な施設です。
- 水防倉庫は防災ステーション内に設置されたものを含め 15 施設ありますが、多くは建築年不詳で老朽化が進んでいます。

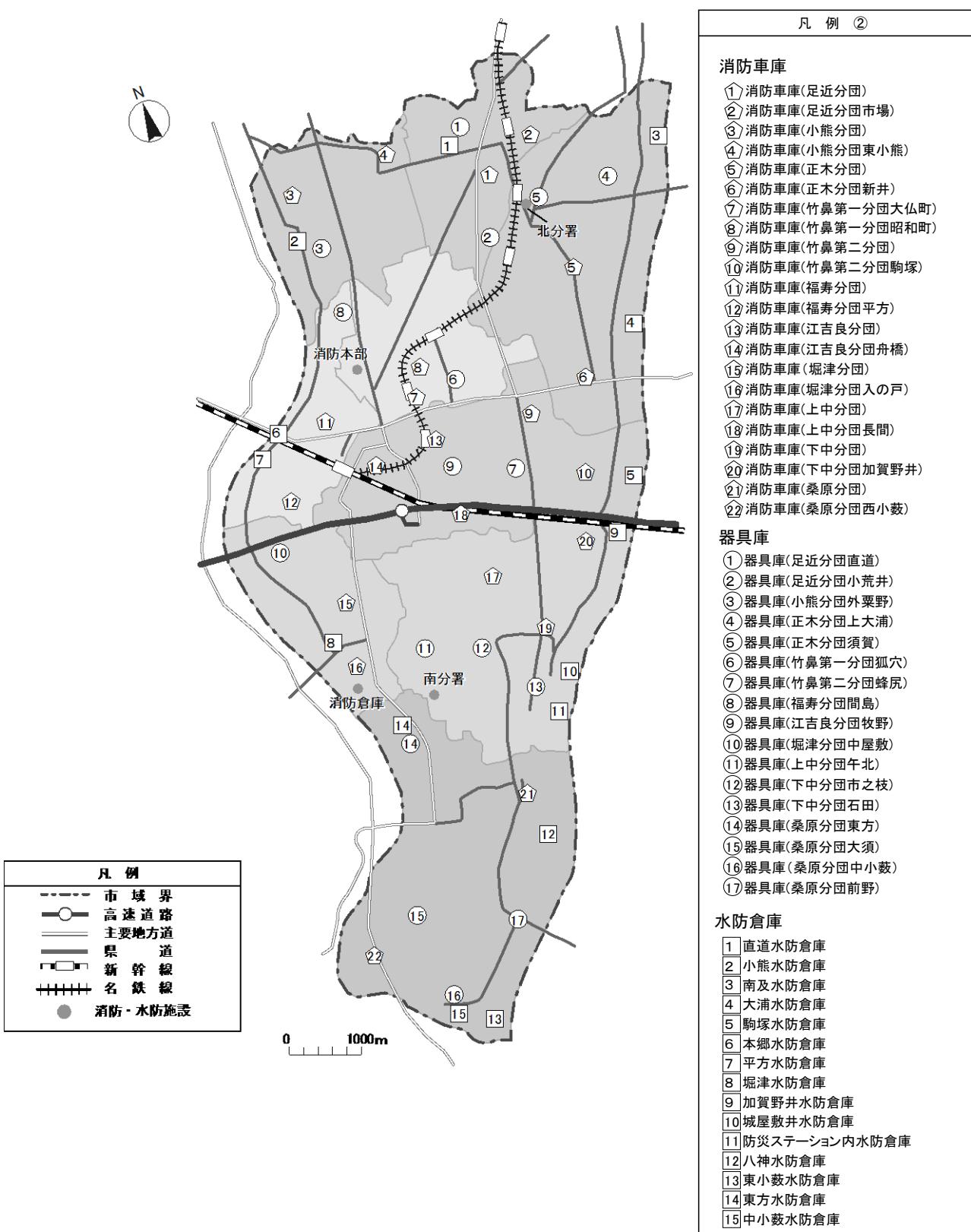
【管理に向けた課題】

- 消防本部、南分署については、老朽化が進んでおり、計画的な維持管理や老朽化対策が必要です。
- 消防車庫、器具庫、水防倉庫については小規模ながら老朽化が進んでいるため、計画的な更新が必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- 消防本部及び南分署については、老朽化の状況などを踏まえ、計画的な維持管理と再整備を検討します。
- 消防車庫や器具庫、水防倉庫については、木造のもの、築 50 年以上など著しく老朽化が進むものを優先的に、建替えや計画的な維持管理に努めます。

図 8-12 消防・水防施設配置図



⑬供給処理施設等

市民意識調査では「環境衛生施設」として分類

- 環境プラント
- 資源物ストックヤード
- 一般廃棄物最終処分場
- 市営斎場

【現状】

- 供給処理施設等の4施設は、いずれも築20年未満であり、市内の公共建築物の中では、比較的新しい施設です。
- 資源物ストックヤードには、地域の会議・集会等に利用される会議室を備えています。
- 環境プラントや市営斎場は、設備の更新等に多額の費用が必要になります。

(利用状況等)

- 平成26年度の資源物ストックヤードの年間利用者数は、資源物持込者が約36,000人、会議室利用者が約4,000人で、会議室の稼働率は1~3割程度となっています。

(その他)

- 環境プラント及び資源物ストックヤードは、指定緊急避難場所に指定されています。

【市民意向】

- 市民意識調査において、回答者の約7割が供給処理施設等を利用していないと回答しています。
- 施設に対する意見では、供給処理施設等全般について、どこに、どのような施設があるのか分からぬといった意見がある一方、資源物ストックヤードの利便性を評価する意見なども挙げられています。

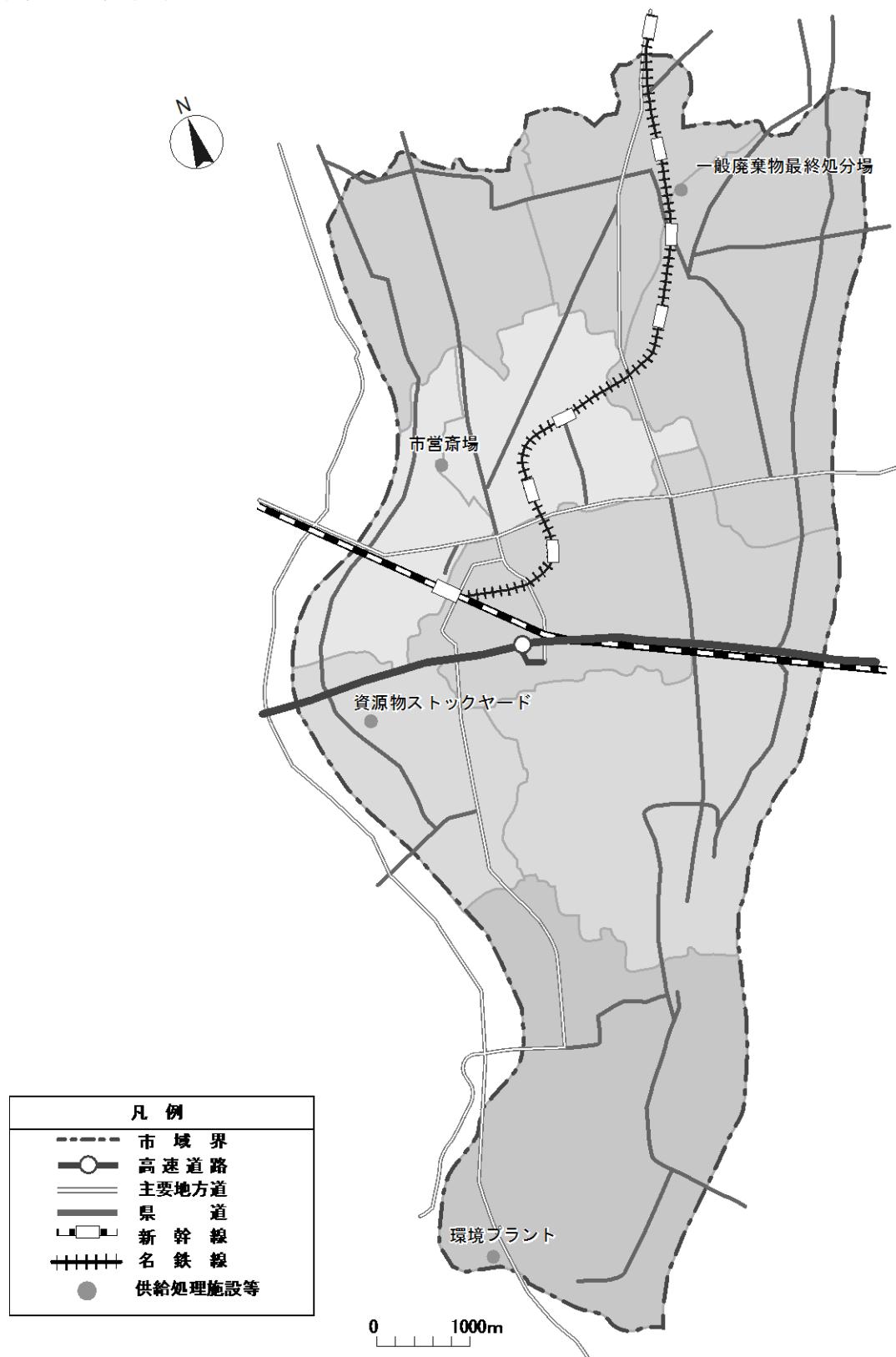
【管理に向けた課題】

- 各施設の設置・利用目的や施設概要を周知し認知度の向上を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を行い、有効活用を図っていくことが必要です。
- 設備の更新等に多額の費用が必要となる施設の修繕計画を策定する必要があります。また、一般廃棄物最終処分場については、将来的な残余容量を見極めた上で、計画的な維持管理を行う必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- 供給処理施設等は、比較的建築年次が新しい施設が多いため、設備も含めて予防保全の考え方を取り入れ、適正な維持管理、長寿命化を図ります。
- 設備の更新等に多額の費用が必要となる環境プラントや市営斎場については、計画的な修繕を行い、適正な維持管理を推進します。なお、環境プラントについては、施設保全計画を策定し、長寿命化を図ります。
- 市営斎場については、稼動状況や老朽化の状況を踏まえ、施設（炉の数）規模の適正化を進めます。

図 8-13 供給処理施設等配置図



⑯上・下水道施設

- 上水道施設 全3施設（小熊水源地、江吉良水源地、桑原水源地）
- 下水道施設 淨化センター

【現状】

- 上水道施設のうち、小熊水源地は築後30年以上、桑原水源地は築後40年以上経過し、老朽化が進んでいます。江吉良水源地は現在、更新事業を進めています。なお、平成28年度までを計画年次とする市水道整備計画において、小熊水源地及び桑原水源地の耐震化を位置づけています。
- 下水道施設である浙化センターは、築後20年未満であり、市内の公共建築物の中では比較的新しい施設です。
- 浙化センターでは、平成26年度にライフサイクルコストの縮減を目的とする長寿命化計画を策定しました。

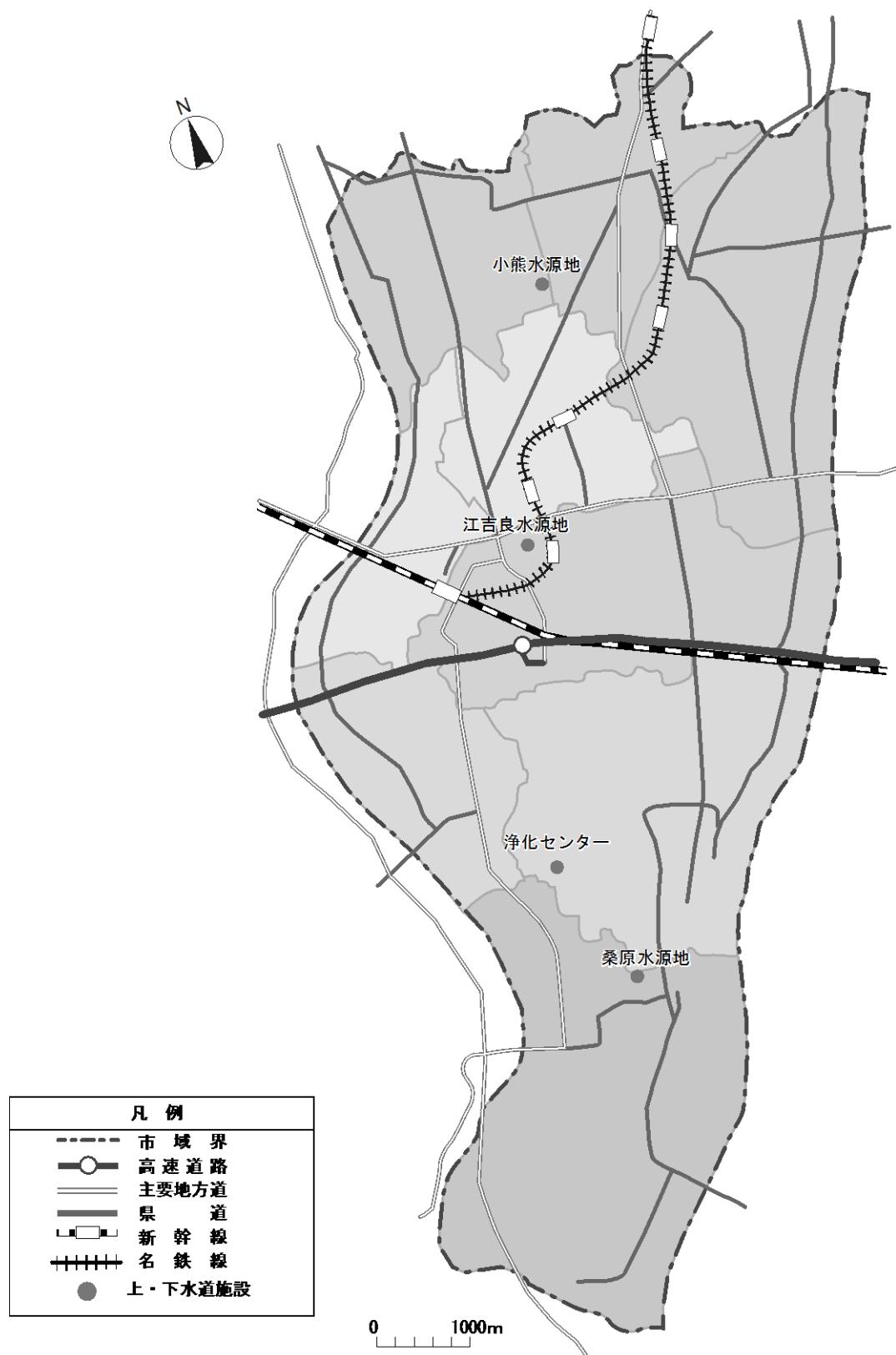
【管理に向けた課題】

- 水源地については、老朽化が進んでおり、計画的な老朽化対策が必要です。
- 浙化センターについては、長寿命化計画に基づく計画的な取組みが必要です。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 小熊水源地及び桑原水源地については、人口や水需要予測はもとより、投資支出の平準化や健全経営の確保に資するよう、長寿命化や規模の最適化を図ります。
- ◎ 浙化センターについては、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を推進します。

図 8-14 上・下水道施設配置図



⑯その他

- 商工振興センター
- 旧桑原輪中事務所
- 旧菱田邸
- 駅南防犯ステーション
- 市民プール

【現状】

- 商工振興センターは築後30年以上、旧桑原輪中事務所及び旧菱田邸は築後40年以上経過しており、老朽化が進んでいます。旧桑原輪中事務所及び旧菱田邸は旧耐震基準により建設された施設ですが、耐震診断は未実施で耐震補強は行われていません。
- 商工振興センター及び旧桑原輪中事務所は、各種団体へ貸付けを行っています。
- 駅南防犯ステーションは、地域防犯団体の詰所や警察官及び少年センターの立寄所としての機能を有しています。
- 市民プールは、指定管理者制度を導入して管理・運営が行われていましたが、羽島市民プールあり方検討委員会から「老朽化が顕著で安全面の懸念があることから、できるかぎり速やかに廃止する」との提言を受けて、平成27年4月より営業を中断し、同年12月に廃止することが決定されました。

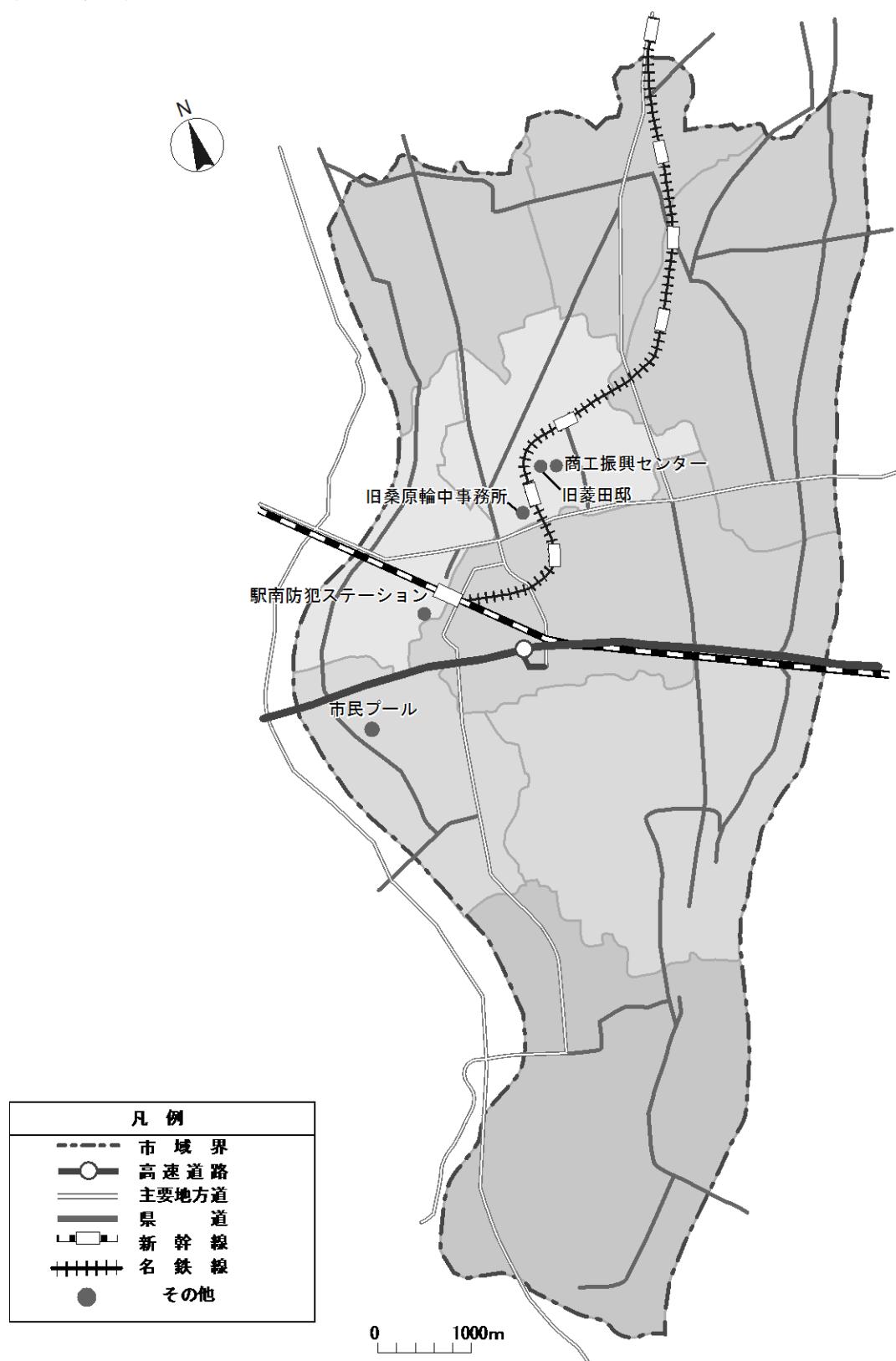
【管理に向けた課題】

- 旧菱田邸については、歴史民俗資料館・映画資料館や各種寺院などの観光資源との関連性を考慮し、有効活用策について検討することが必要です。
- 市民プールについては、周辺環境や防犯上の観点から速やかに取り壊す必要があります。

【管理に関する基本的な方針】

- 旧菱田邸については、施設の整備・改修等を計画的に実施し、本市のまちなか活性化の拠点施設として有効活用を図っていきます。
- 駅南防犯ステーションについては、最低限の設備・コスト負担で効率的な維持管理を行います。
- 市民プールについては、速やかに取り壊すとともに跡地利用のあり方を検討していきます。

図 8-15 その他施設配置図



(2) インフラ資産

①道路

■道路 路線数：約 3,300 延長：約 87.9 万m 面積：約 430 万m²

【現状】

- 本市が管理する道路は、平成 26 年度末現在、路線数約 3,300、延長約 87.9 万m、面積約 430 万m² となっています。
- 等級別では、1 級が約 5.2 万m (5.9%)、2 級が約 5.8 万m (6.6%)、その他が約 76.9 万m (87.5%) となっています。

【管理に関する基本的な方針】

- 道路の維持管理については、予防保全の考え方を取り入れ、道路の重要性に応じて維持管理水準を変えるなど、優先順位を定め、コストの縮減や平準化に努めます。
- 具体的には、市道区分に応じて舗装の打ち替え頻度を設定し、路面種別に応じた舗装水準を適用します。
- 主要な道路や道路付属施設等について、国が定める点検実施要領に基づき、定期的な点検を実施します。その他の生活道路等については、日常パトロールによる点検を実施します。
- 社会基盤メンテナンス・エキスパートを養成し、職員による点検・診断の充実に努めます。

②橋梁

■橋梁 総数：約 630 橋 総延長：約 3,900m 総面積：約 22,000 m²

【現状】

- 本市が管理する橋梁は、平成 26 年度末現在、総数は約 630 橋、総延長は約 3,900m、総面積は約 22,000 m² となっています。
- 平成 26 年度には、橋梁の老朽化に対応するため、従来の事後的な修繕及び架替から予防的な修繕及び計画的な架替への転換を図り、費用の縮減とともに、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的として、主に災害時における防災拠点（避難場所・災害対策所）への通行が可能となる橋梁 42 橋を対象に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

【管理に関する基本的な方針】

- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高いものから順に補修を進めることとし、将来、補修に必要となる維持管理費を縮減させるため、重点的に事業を推進します。
- 健全度の把握は、橋梁の架設年度や立地条件等を十分考慮して実施するとともに、岐阜県橋梁点検マニュアルに基づいて定期的な点検を実施し、橋梁の劣化損傷状況から健全度を把握します。
- 橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理としてパトロールを実施し、劣化損傷の把握に努めます。
- 健全度の把握や定期的な点検等により予防保全型維持管理を行い、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、コストの縮減を図ります。
- 橋梁長寿命化修繕計画の対象となっていない橋梁については、日常点検を実施して損傷状況を把握したうえで修繕計画の対象とするかどうかを検討します。
- 社会基盤メンテナンス・エキスパートを養成し、職員による点検・診断の充実に努めます。

③上水道

■上水道 総延長：約 57.5 万m

【現状】

- 本市が管理する上水道の管路は、平成 26 年度末現在、総延長約 57.5 万mとなっています。
- 平成 18 年度には、安心で安定的な給水と水道事業の健全経営を目指し、平成 28 年度までを計画年次とする「水道整備計画」を策定しました。
- 平成 23 年度には、耐震化の推進と健全な安定経営を考慮した「水道事業第 2 次中期計画見直し整備計画」を策定しました。

【管理に関する基本的な方針】

- 上水道の維持管理については、財政計画を検証しながら、経営の合理化・効率化を図ることにより、企業会計として経営の健全化を維持しつつ、適切に実施していきます。
- 大地震などの災害に備え、配水幹線の耐震化を引き続き推進します。
- 老朽管の更新については、人口や水需要予測を踏まえ、管路の長寿命化や規模の最適化を図ります。
- 料金収入を主とする自主財源に基づく管路整備を推進するため、健全経営の維持強化に資する、適正な水道料金のあり方について検討します。

④下水道

■下水道 総延長：約 26.8 万m

【現状】

- 本市が管理する下水道の管渠は、平成 26 年度末現在、総延長約 26.8 万mとなっています。
- 本市では平成 2 年度から公共下水道事業に着手していますが、近隣市町と比較すると下水道事業に着手した時期が遅かったため、下水道処理人口普及率は 42.7% と低くなっています。
- 現在策定を進めている公共下水道事業計画では、平成 56 年度（2044 年度）までに市街化区域内の新規整備が終了し、その後は維持管理が必要となる見込みとなっています。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 下水道の整備については、財政計画を検証しながら、合理化・効率化を図ることにより、経営の健全化を維持しつつ、関係機関との調整を踏まえ、整備計画に基づき、市街化区域を対象とした計画的な公共下水道整備を推進します。

⑤公園

■公園 総数：64 施設、総敷地面積：約 41.6 万m²

【現状】

- 本市の公園は、平成 26 年度末現在、総数 64 施設、総敷地面積約 41.6 万m²となっています。種別では、都市緑地が 7 施設あり、敷地面積では約 20.1 万m²と最も多く、次いで、街区公園が 52 施設、約 9.7 万m²、近隣公園が 3 施設、約 3.6 万m²、運動公園が 2 施設、約 8.2 万m²となっており、今後も土地区画整理事業により、公園が増加していく傾向にあります。
- 平成 26 年度には、本市が管理する公園のうち 58 施設を対象に、今後の老朽化に対する安全対策の強化及びライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を目指し、効果的な維持管理や保全・改修を行うことを目的として「公園施設長寿命化計画」を策定しました。

【管理に関する基本的な方針】

- ◎ 長寿命化計画に基づき、健全度判定が「C・D」の遊戯施設を優先的に更新し、その安全性を確保していきます。
- ◎ 日常的に維持保全と点検を随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性の維持に努めます。
- ◎ 地域住民や各種団体等と一体となって、清掃を行うなどの維持管理に努めます。

第9章 計画の推進にあたって

- 1. 全庁的な取組体制の構築方針**
- 2. 情報管理及び共有方策**
- 3. フォローアップの実施方針**

第9章 計画の推進にあたって

1. 全庁的な取組体制の構築方針

(1) 庁内推進体制

公共施設等マネジメントの推進にあたり、企画部門と管財部門が中心となって、相互に連携しつつ適切な役割を担っていくことにより、全庁横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制を構築し、公共施設等の総量を管理し、進行管理を行います。

庁内推進体制としては、既存の行政改革推進本部や政策会議を活用し、的確に運用していきます。また、個別事業や検討テーマに応じた部会やプロジェクトチームを設置し、具体的な事案を効率的に推進します。

さらに、効果的・効率的な公共施設等マネジメントを実施していくためには、財政との連携が必要不可欠であることから、財政部局との連携を強化し、財源の確保と効果的な活用に向けた体制のあり方についても検討していきます。

(2) 市職員への啓発・意識の醸成

公共施設等マネジメントを推進していくためには、公共施設等の更新費用や財政状況、公共施設等マネジメント導入のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。そのため、社会経済情勢の変化、財政状況、人口減少や少子高齢化に伴う市民ニーズの変化等に対応した公共施設等マネジメントを実施できるよう、研修や勉強会等を適宜実施することなどにより、公共施設等マネジメントに対する市職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

(3) 広域的な連携・協力

公共施設等マネジメントに限らず、各種行政分野において、市単独ではなく、関連する自治体間の連携と協力、あるいは国や県との連携を強化することによって、より効果的・効率的な取組みを実践していくことが期待できます。市民の日常における生活圏は市内で完結するものではなく、公共施設の利活用においても行政区域を越えた広域的な広がりをみせています。

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、既存の広域連携の取組みを踏まえつつ、さらなる広域的な連携の可能性も視野に入れながら、取組みを進めていきます。また、必要に応じて、国や県等の関係機関との連携・協力も図ります。

2. 情報管理及び共有方策

(1) 公共施設等に関する情報の一元管理

公共施設等マネジメントに必要な施設情報等については、本計画の策定に際して取りまとめた公共施設等の情報を継続的に運用していき、情報の一元管理と共有化を図ります。

今後は、本計画に基づき、公共施設等の所管課において毎年度情報の更新を行い、企画部門が市全体の情報を取りまとめ、一元管理していきます。また、一元的に整理された情報については、庁内 LAN を活用して各所管課が閲覧・活用できるようにデータベース化に向けて充実させていくとともに、閲覧・活用にあたっての共有ルールを明確化し、円滑な運用に向けた仕組みを整えていきます。

(2) 市民等との情報共有・相互理解の醸成

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、市民との相互理解を深め、各段階で関係する各主体との合意形成を醸成していくことが不可欠になります。

そのため、本計画に基づき、本市の公共施設等マネジメントに対する考え方や目指す姿、施設の有効利用や効率的な管理・運営に向けた取組みの方向性などを広く情報発信し、周知・啓発を図ります。特に、市民生活と密接な関わりを持つ公共施設の移転や統廃合等に際しては、市民の意見・提案を把握し検討に反映するなど、公共施設等マネジメントの取組みへの市民の主体的な参画を促し、協働による取組みを推進します。

3. フォローアップの実施方針

(1) 個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定

本計画に示す公共施設等マネジメントに対する基本的な考え方や取組みの方向性に基づき、長寿命化計画や施設再配置計画の策定等、具体的な取組みを実践していくことが必要になります。なお、個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定にあたっては、行政改革推進本部や政策会議を中心とした全庁横断的な連携・調整機能を発揮し、的確な計画策定に留意します。

(2) 計画の進行管理

行政改革推進本部等において、計画の進捗状況や達成度等について検討・協議し、市民や議会と情報を共有しながら的確に進捗管理を行います。

計画の見直しについては、概ね5年を目途に計画の改訂に向けた検討を行うこととしますが、各個別計画の策定や見直しを実施した場合、本市のまちづくりの動向や社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合などにも、必要に応じて適宜見直しを行います。

羽島市公共施設等総合管理計画

初 版 平成 28 年 3 月
第 1 次改訂版 平成 30 年 3 月

発行 羽島市

編集 羽島市企画部総合政策課

〒 501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地

T E L 058-392-1111 (代)

F A X 058-394-0025

E-mail seisaku@city.hashima.lg.jp
